

# 平成30年矢巾町議会定例会10月会議議事日程

平成30年10月29日（月）  
午前10時 開 議

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会議期間の決定
- 第3. 報告第30号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第4. 報告第31号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第5. 議案第85号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 第6. 議案第86号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
- 第7. 議案第87号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の締結について
- 第8. 議案第88号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の締結について
- 第9. 議案第89号 町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の締結について
- 第10. 議案第90号 矢巾町都市計画マスタープランの変更について
- 第11. 議案第91号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

# 議 案 目 次

平成30年矢巾町議会定例会10月会議

1. 報告第30号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 報告第31号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
3. 議案第85号 矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
4. 議案第86号 固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて
5. 議案第87号 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の締結について
6. 議案第88号 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の締結について
7. 議案第89号 町道中央1号線道路改良その3工事請負契約の締結について
8. 議案第90号 矢巾町都市計画マスタープランの変更について
9. 議案第91号 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）について

報告第30号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年10月29日提出

矢巾町長 高橋昌造



報告第31号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年10月29日提出

矢巾町長 高橋昌造



議案第85号

矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町農業委員会の委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年10月29日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住所

氏名 佐藤俊孝

議案第86号

固定資産評価員の選任に関し同意を求めることについて

矢巾町固定資産評価員に次の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年10月29日提出

矢巾町長 高橋昌造

記

住所

氏名 稲垣 讓治



## 議案第 87 号

### 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負契約の締結について

町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年10月29日提出

矢巾町長 高橋昌造

#### 記

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名       | 町道堤川目線堤川目橋橋梁新設工事                            |
| 2 | 工 事 場 所     | 矢巾町大字煙山地内                                   |
| 3 | 契 約 の 方 法   | 一般競争入札による工事請負契約                             |
| 4 | 契 約 金 額     | 162,604,800円                                |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 盛岡市みたけ五丁目15番12号<br>三陸土建株式会社<br>代表取締役社長 木下伸一 |

## 議案第 88 号

### 渡花橋橋梁補修その1工事請負契約の締結について

渡花橋橋梁補修その1工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年10月29日提出

矢巾町長 高橋昌造

#### 記

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名       | 渡花橋橋梁補修その1工事                               |
| 2 | 工 事 場 所     | 矢巾町大字赤林地内                                  |
| 3 | 契 約 の 方 法   | 一般競争入札による工事請負契約                            |
| 4 | 契 約 金 額     | 63,720,000円                                |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 矢巾町大字南矢幅第6地割606番地<br>株式会社水本<br>代表取締役 水 本 慶 |

## 議案第 89 号

### 町道中央 1 号線道路改良その 3 工事請負契約の締結について

町道中央1号線道路改良その3工事請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年10月29日提出

矢巾町長 高橋 昌造

#### 記

- |               |  |
|---------------|--|
| 1 工 事 名       | 町道中央 1 号線道路改良その 3 工事   |
| 2 工 事 場 所     | 矢巾町大字藤沢地内  |
| 3 契 約 の 方 法   | 指名競争入札による工事請負契約  |
| 4 契 約 金 額     | 291,600,000円   |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 矢巾町大字西徳田第 6 地割177番地<br>(株)佐々木組・丸三建設(株)特定共同企業体<br>代表者 株式会社佐々木組<br>代表取締役社長 佐々木 和 久 |

議案第90号

矢巾町都市計画マスタープランの変更について

矢巾町都市計画マスタープランの変更について、矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年矢巾町条例第20号）第4号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年10月29日提出

矢巾町長 高橋昌造

# 矢巾町都市計画マスタープラン

平成30年10月

矢 巾 町

# 目次

|     |                                       |    |
|-----|---------------------------------------|----|
| 1   | 都市計画マスタープランの概要                        | 1  |
| 1   | 1 役割                                  | 1  |
| 2   | 2 性格及び位置づけ                            | 1  |
| 3   | 3 計画区域                                | 3  |
| 4   | 4 目標年次                                | 3  |
| 5   | 5 都市計画マスタープランの構成                      | 3  |
| 2   | 上位計画                                  | 4  |
| 1   | 1 第7次矢巾町総合計画（平成28年度(2016年度)策定）における将来像 | 4  |
| 1-1 | 1-1 まちづくりの基本理念                        | 4  |
| 1-2 | 1-2 まちの将来像                            | 4  |
| 1-3 | 1-3 将来人口と構成                           | 4  |
| 1-4 | 1-4 土地利用構想                            | 5  |
| 2   | 2 盛岡広域都市計画区域マスタープランにおける将来像            | 6  |
| 2-1 | 2-1 都市づくりの基本理念                        | 6  |
| 2-2 | 2-2 都市計画区域の基本方針                       | 6  |
| 3   | 現状把握                                  | 8  |
| 1   | 1 自然条件                                | 8  |
| 1-1 | 1-1 自然条件、地形水系                         | 8  |
| 1-2 | 1-2 気象環境                              | 8  |
| 1-3 | 1-3 地質土壌                              | 10 |
| 1-4 | 1-4 動植物相・緑地現況                         | 10 |
| 1-5 | 1-5 土地利用の推移                           | 11 |
| 2   | 2 社会的条件                               | 11 |
| 2-1 | 2-1 広域の位置づけ                           | 11 |
| 2-2 | 2-2 人口・産業の状況                          | 13 |
| 2-3 | 2-3 小売の推移                             | 18 |
| 2-4 | 2-4 産業の推移                             | 21 |
| 4   | 都市形成の経緯と課題                            | 24 |
| 1   | 1 都市形成の経緯と今後の課題                       | 24 |
| 2   | 2 中心市街地形成の状況                          | 26 |

|       |                              |    |
|-------|------------------------------|----|
| 3     | 町民の意向                        | 30 |
| 3-1   | アンケート調査結果                    | 30 |
| 5     | 全体構想                         | 34 |
| 1     | まちづくりの基本理念                   | 34 |
| 2     | 将来目標人口                       | 36 |
| 3     | 都市づくりの目標                     | 36 |
| 3-1   | さまざまな拠点がその役割を担い、能力を発揮するまちづくり | 36 |
| 3-2   | みんなが安全、安心して過ごせるまちづくり         | 37 |
| 3-3   | 町民や地域が主体となり、連携するまちづくり        | 37 |
| 3-4   | 環境に配慮し、次世代に継承できるまちづくり        | 38 |
| 3-5   | 観光と自然、農村と都市が共存し、交流するまちづくり    | 38 |
| 4     | 将来の都市構造                      | 39 |
| 4-1   | 将来都市構造の基本的な考え方               | 39 |
| 4-2   | 都市構造の構成要素                    | 41 |
| 5     | 都市づくりの方針                     | 43 |
| 5-1   | 土地利用                         | 43 |
| 5-2   | 都市施設の施策                      | 47 |
| 5-2-1 | 基本方針                         | 47 |
| 5-2-2 | 交通施設の整備方針                    | 47 |
| 5-2-3 | 公園・緑地の方針                     | 52 |
| 5-2-4 | 上下水道及び河川の方針                  | 54 |
| 5-2-5 | その他の都市施設の方針                  | 54 |
| 5-3   | 都市環境                         | 56 |
| 5-3-1 | 基本方針                         | 56 |
| 5-3-2 | 都市環境形成の方針                    | 56 |
| 5-3-3 | 都市景観形成の方針                    | 57 |
| 5-3-4 | 都市防災の方針                      | 58 |
| 5-4   | 市街地整備                        | 60 |
| 5-4-1 | 基本方針                         | 60 |
| 5-5   | 住民参加のまちづくり推進                 | 61 |
| 5-5-1 | 基本方針                         | 61 |
| 5-5-2 | 住民参加の方策                      | 62 |
| 参考-1  | 都市計画の提案制度                    | 63 |
| 参考-2  | 地区計画等に関する申出制度                | 64 |

|   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 6 | 地域別構想 .....        | 65 |
| 1 | 地域区分 .....         | 65 |
| 2 | 東部地域 .....         | 66 |
|   | （1）東部地域の現況と課題..... | 66 |
|   | （2）まちづくりの目標.....   | 68 |
|   | （3）まちづくりの方針.....   | 68 |
| 3 | 西部地域 .....         | 72 |
|   | （1）西部地域の現況と課題..... | 72 |
|   | （2）まちづくりの目標.....   | 73 |
|   | （3）まちづくりの方針.....   | 73 |
| 4 | 北部地域 .....         | 76 |
|   | （1）北部地域の現況と課題..... | 76 |
|   | （2）まちづくりの目標.....   | 77 |
|   | （3）まちづくりの方針.....   | 77 |



## 1 役割

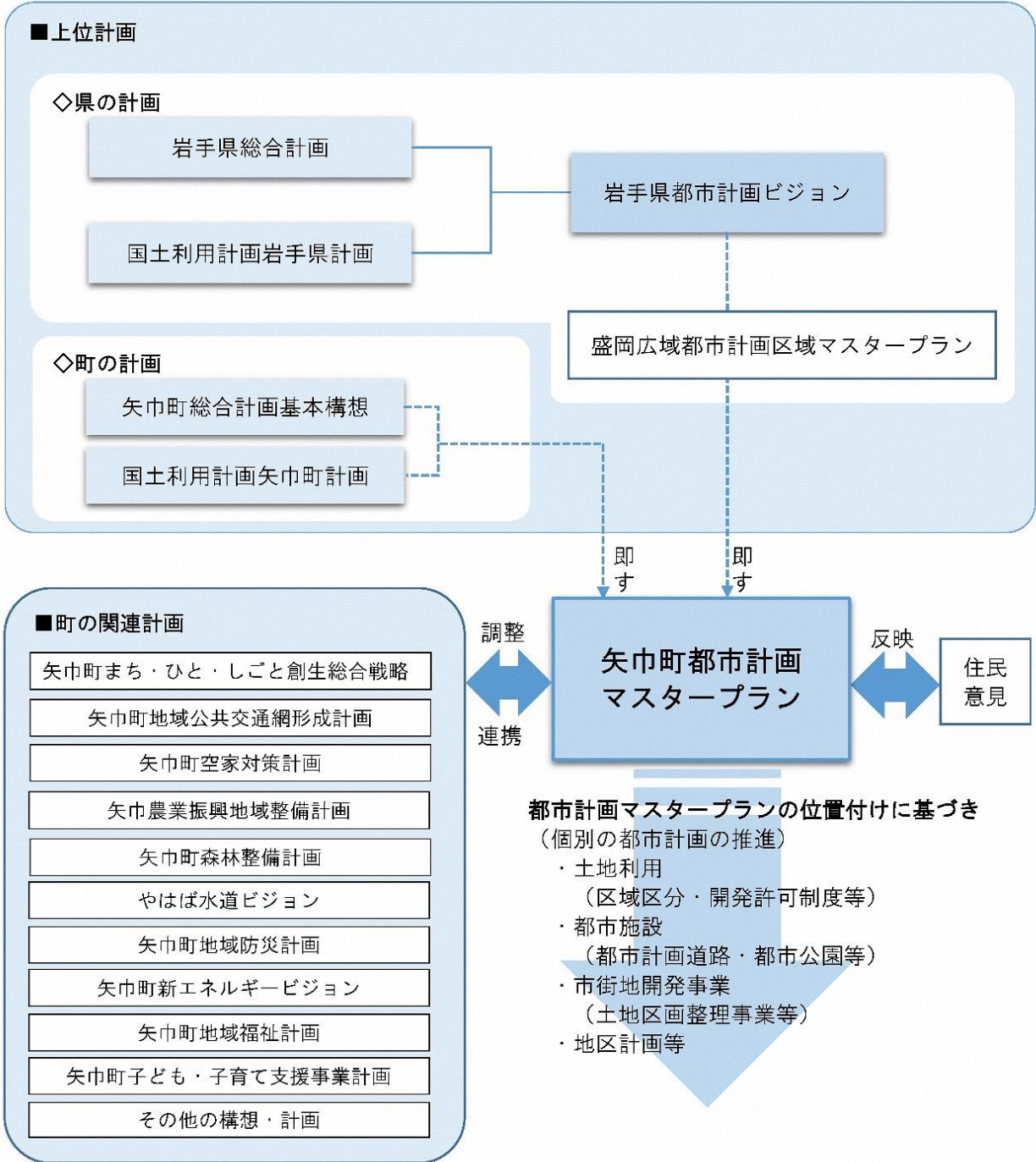
都市計画マスタープランは、正確には市町村の「都市計画に関する基本方針」といい、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、将来の「まち」のあるべき姿を示すとともに、大きく次の3つの役割があります。

- (1) 実現すべきまちの将来像を示す
- (2) 個別の都市計画の決定・変更の指針となる
- (3) 住民参加によるまちづくりを促す

## 2 性格及び位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する法定計画です。当該市町村を含む「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（岩手県が定める盛岡広域都市計画区域マスタープラン）、議会の議決を経て定められた「市町村の建設に関する基本構想（矢巾町総合計画基本構想）」に即することとなっています。

矢巾町都市計画マスタープランは、矢巾町のこれからのまちづくりについて、町民や事業者等の指標となるものであり、関係機関に対して基本的な考え方を示すことにより、理解と協力を得るためのものです。



### 3 計画区域

矢巾町行政区域全域である 67.32k m<sup>2</sup>を対象区域とします。基本的には都市計画区域が対象となりますが、都市計画区域外への配慮、自然環境の保全を前提とした土地利用のあり方の検討も必要であるため、都市計画区域外を含むこととします。

### 4 目標年次

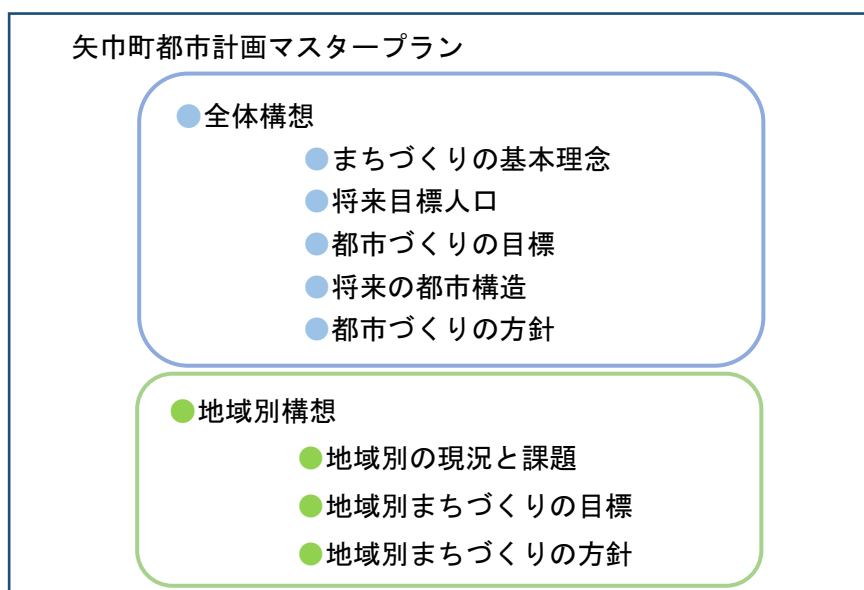
都市計画マスタープランは、長期的な都市づくりの方針を定めるため、目標年次については概ね 20 年後の平成 50 年（2038 年）とします。ただし、今後の社会経済の情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直すこととします。

### 5 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想の 2 編で構成されています。

全体構想編では、第 7 次矢巾町総合計画において示された本町の将来都市像の実現に向け、町域全体のまちづくりの方向性を示します。また、都市計画によるまちづくりに係る各種施策を都市計画方針として示します。

そして、地域別構想編では、地域特性や日常生活圏域などをもとに、町域を 3 つの地域に分け、それぞれの地域が有する特性や市民のまちづくりへの意向を踏まえながら、全体構想に基づくまちづくりにおける役割や目指すべき方向を示します。



## 1 第7次矢巾町総合計画（平成28年度(2016年度)策定）における将来像

第7次矢巾町総合計画では、新たに定住する人々、各種機関や産業の進出を本町の成長の糧としつつも町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」の実現を目指し、次のことを示しています。

### 1-1 まちづくりの基本理念

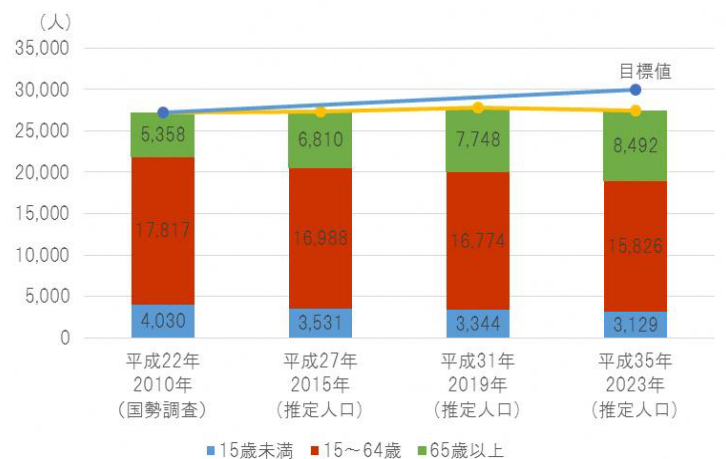
「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」

### 1-2 まちの将来像

- ひとを豊かに育み見守るまち “将来を担うひとの創造”
- 自然とひとが共生するまち “将来に誇れるまちの創成”
- 持続的な力を蓄え活力あるまち “将来の活力につながるしごとの創出”
- みんなでつくる協働のまち “将来にわたり躍動する力の創生”

### 1-3 将来人口と構成

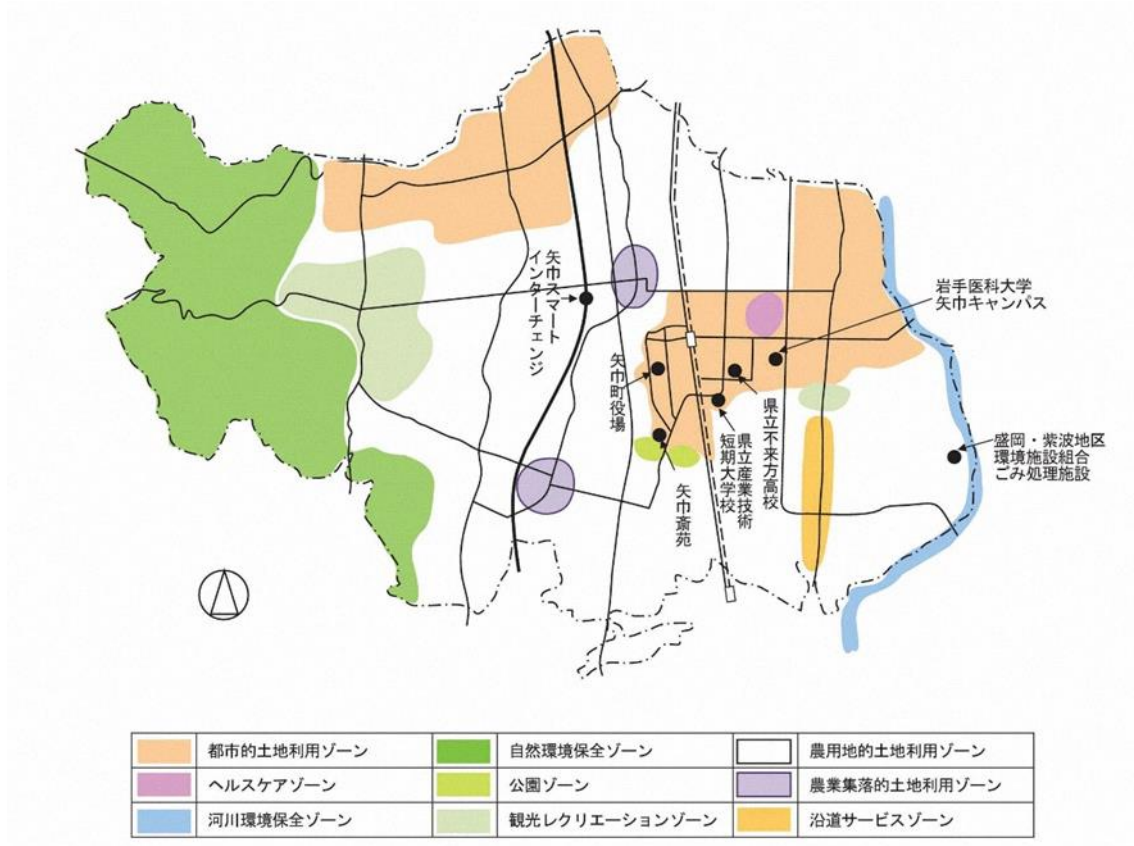
矢巾町の人口は平成22年(2010年)に27,205人となりました。しかし、平成31年(2019年)までは人口増加が見込まれて27,866人となるものの、計画目標年である平成35年(2023年)には減少し、27,447人になるものと推定されています。このような状況のなかで、少子化対策や健康寿命延伸策、居住環境向上策、定住促進施策等を積極的に進めていくことにより、平成35年度(2023年度)には総人口30,000人となるまちづくりを目指します。



資料：第7次矢巾町総合計画

## 1-4 土地利用構想

### 第7次矢巾町総合計画の土地利用構想図



総人口 30,000 人を確保するために、都市的土地利用ゾーンにおける宅地供給の推進を積極的に図るほか、岩手医科大学に関連する土地利用計画に適切に対応し、さらにヘルスケアゾーンにおける関連事業者の誘致を図ります。

また、農業的土地利用ゾーンと都市的土地利用ゾーンのエリアとの調整を図りながら、経済情勢の変化に対応した工業エリアの拡充、観光レクリエーションゾーンや公園施設としての土地利用の推進、国道 4 号沿いは沿道サービスゾーンとして位置づけしながら、農・商・工ともにバランスのとれた発展を目指します。

## 2 盛岡広域都市計画区域マスタープランにおける将来像

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針「盛岡広域都市計画区域マスタープラン」(平成27年(2015年)3月策定)では、盛岡市、滝沢市、矢巾町の盛岡広域3市町を一体の都市圏として、次のように「都市づくりの基本理念」、「都市計画区域の基本方針」を掲げています。

### 2-1 都市づくりの基本理念

「豊富な自然環境に恵まれ、歴史と文化の香りに満ちた、北東北の拠点都市」

市街地周辺の豊富な自然環境や、街の中に息づく歴史的環境を活かし、自然と共生した安全でゆとりのある居住環境を形成するとともに、先端技術を核とする地域産業の活性化と新たな産業の展開や、都市基盤の整備による都市機能の強化、地域固有の歴史・伝統・文化などを活かした地域社会の形成により、歴史と文化の香りに満ちた、北東北の拠点都市を目指します。

### 2-2 都市計画区域の基本方針

- 自然環境の保全と活用及び景観の保全と創出
- だれもが安心・快適に暮らすための都市環境の形成
- 地域産業の活性化と新しい産業の創出
- 都市機能の高度集積による拠点機能の強化と広域交通ネットワークの形成
- 地域の人々がみずから創る個性あふれるまちづくりの推進
- 環境に配慮した持続可能な都市の形成

盛岡広域都市計画区域の将来像図（平成 27 年（2015 年）3 月時点）

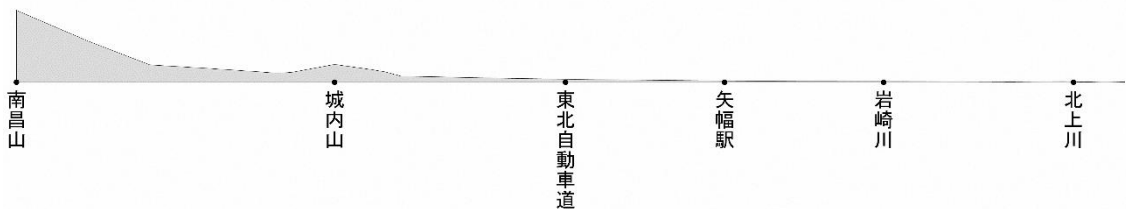


## 1 自然条件

### 1-1 自然条件、地形水系

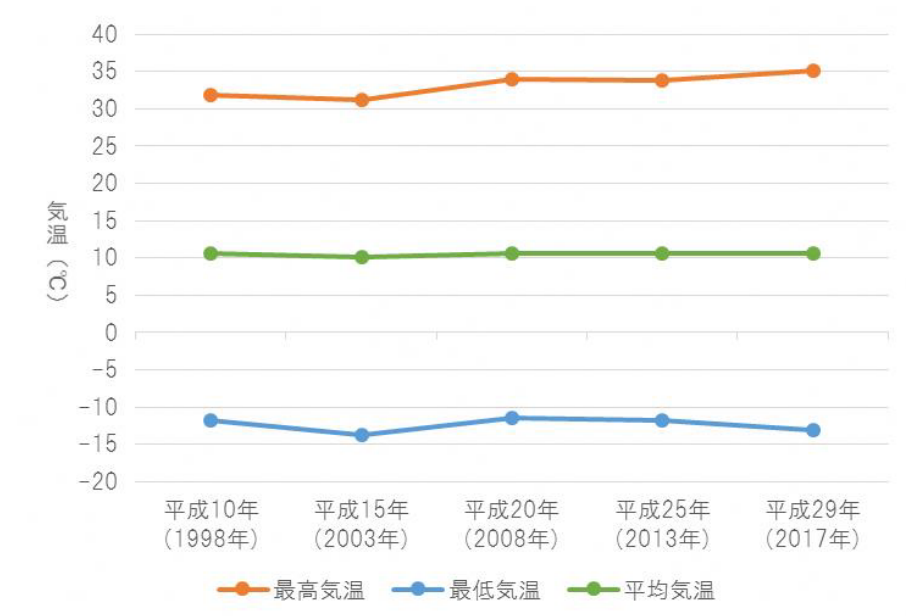
本町は岩手県中央部に位置し、県庁所在地である盛岡市の南に隣接する、面積が67.32km<sup>2</sup>の、のどかな山と田園風景が広がる里と人が共存するコンパクトな町です。

本町の西部には標高848mの南昌山がそびえ、東は日本有数の河川である北上川が流れています。本町の中央部は平坦地であり、稲作に適した自然条件をそなえる県央の優良農地が広がる田園地帯となっています。



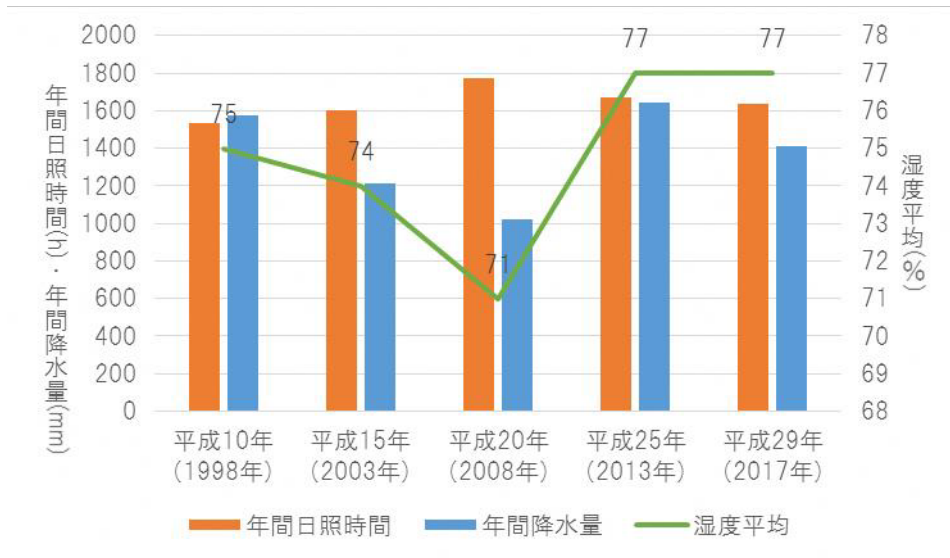
### 1-2 気象環境

本町は、夏が暑く、冬が寒い典型的な内陸型気候を示します。そのため、四季折々の表情を見せてくれます。また、冬の積雪が少ないことから比較的温かな気候と言えます。

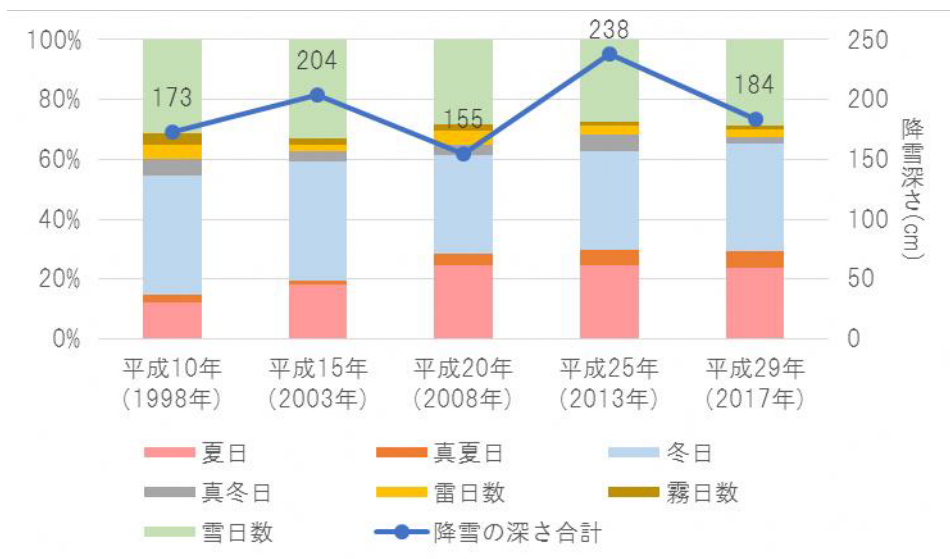


資料：盛岡地方気象台

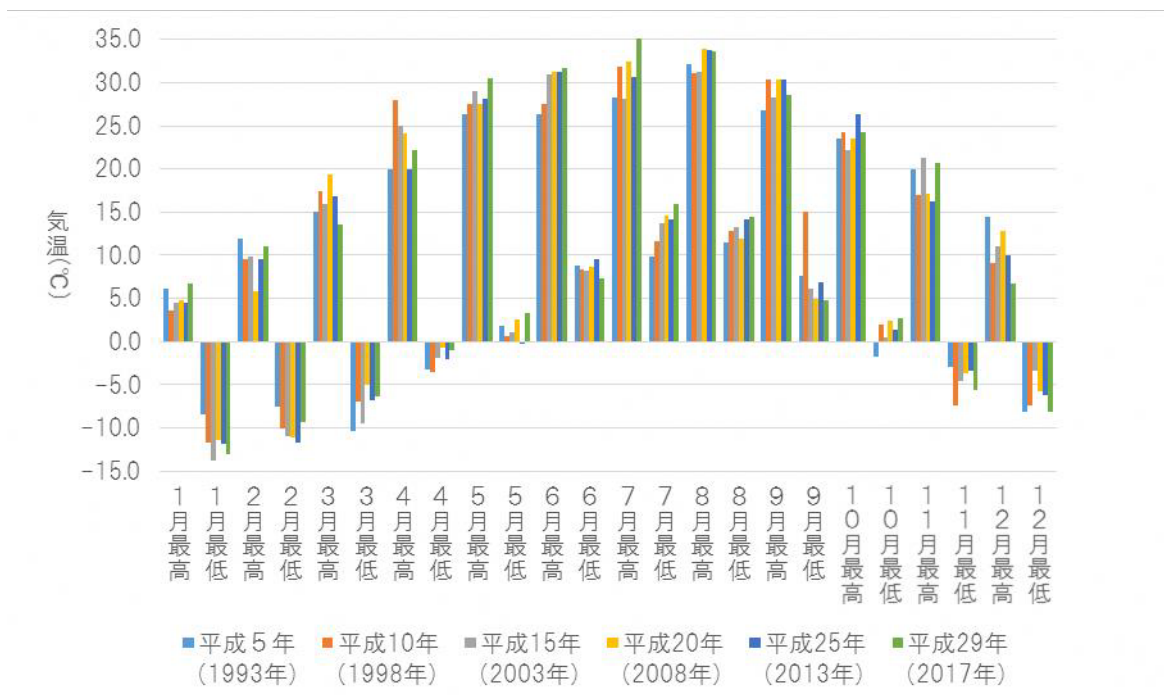




資料：盛岡地方気象台



資料：盛岡地方気象台



資料：盛岡地方気象台（盛岡観測所による観測値）

### 1-3 地質土壌

標高 400m 以上の地帯は丘陵地として起伏が大きく、主として火山層になっています。しかし、南部と東南部の一部は石英粗面岩によって構成され、東南縁はほとんど第三紀系凝灰質砂岩あるいは砂質下位頁岩を基盤に上層は新規堆積物の火山放出層の成層が存します。この新規堆積物の生成時期は長期にわたっており、ローム質上又は粘土状であり、一般的に保水性に富み軟弱です。

### 1-4 動植物相・緑地現況

町内の森林は、岩手山の火山体主部（原生）の一部が国立公園にも指定されている天然木ですが、これを除いた木々と火山麓（里山）は二次林や人工林です。

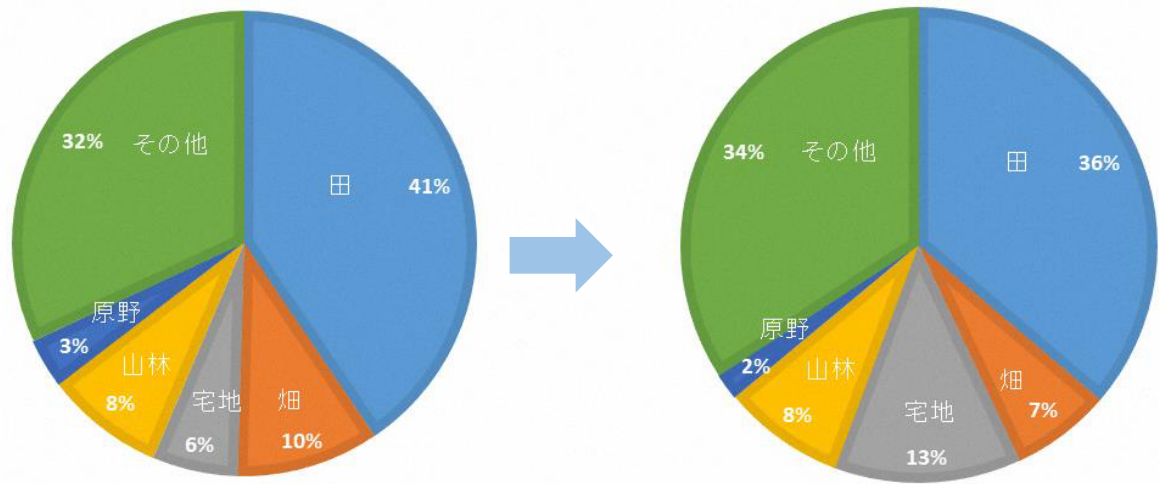
また、近年、山林所有者など林業関係者の高齢化や後継者不足により、山林、森林の管理が停滞し、野生生物の個体数減少が懸念されます。

## 1-5 土地利用の推移

昭和50年(1975年)と平成28年(2016年)の土地利用の推移を次に示します。主に田と畑が宅地に土地利用転換されています。

昭和50年(1975年)

平成28年(2016年)



資料：税務課「固定資産概要調査報告書」

## 2 社会的条件

### 2-1 広域の位置づけ

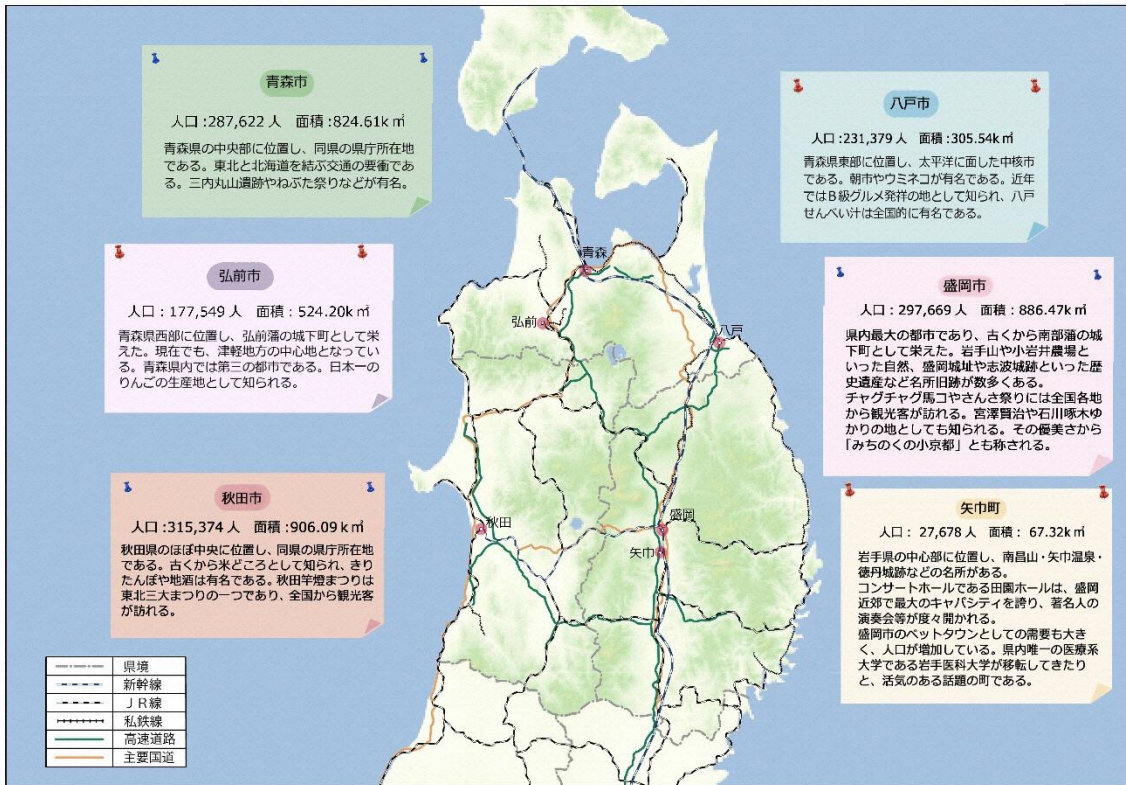
岩手県は、北東北3県の南側にあり、県庁所在地である盛岡市は、交通結節点としての重要な役割を果たしています。

矢巾町は、岩手県の中央に位置し、盛岡市の南に隣接する豊かな自然と田園に囲まれたまちです。

東に北上川が流れ、西にまちのシンボルである南昌山をはじめとする奥羽山脈の山並みが連なり、田園地帯に広がる自然豊かな環境に加え、東北本線、東北縦貫自動車道や一般国道4号など交通においても恵まれたまちです。

この交通利便性により盛岡市のベッドタウンとして宅地化が進み、現在も人口が堅調に増加しています。また、北東北物流拠点の岩手流通センターを中心に企業立地が進展しています。

そして、近年は岩手医科大学の移転を契機に、岩手医科大学附属病院、岩手県立療育センターが移転立地し、岩手県消防学校とあわせて広域の医療・防災拠点として期待されています。これに伴い緊急搬送の必要性から矢巾スマートインターチェンジも供用開始されています。



資料：国勢調査（平成 27 年（2015 年）

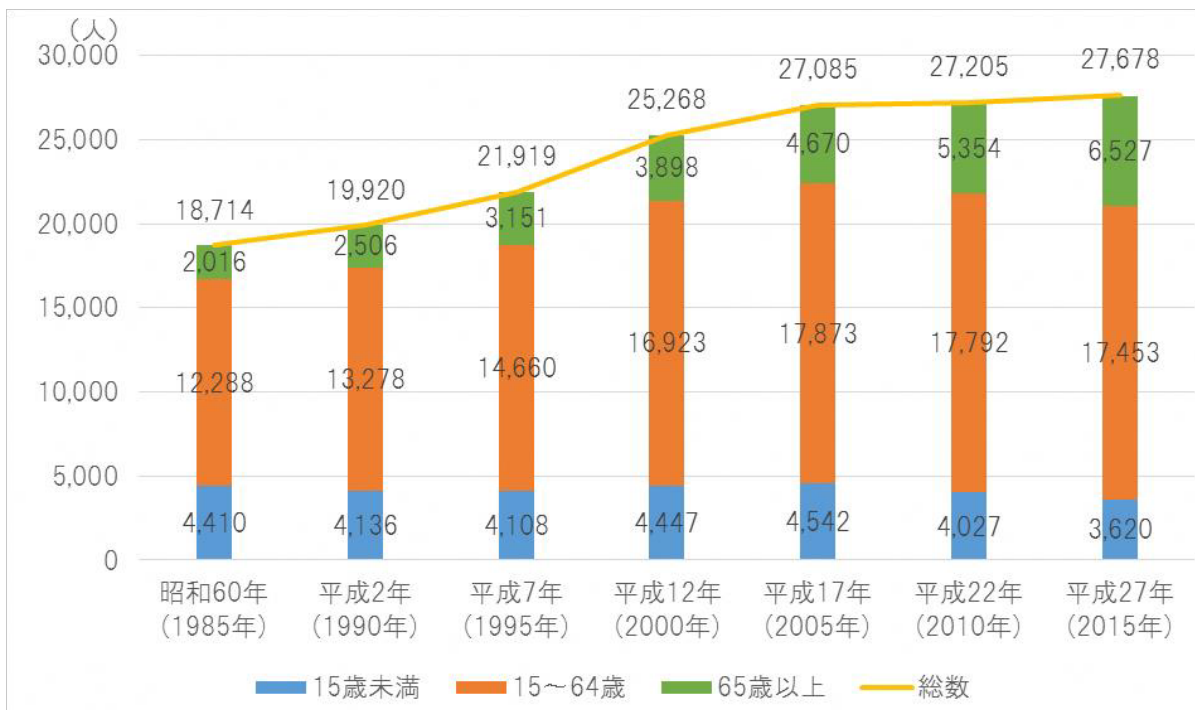


資料：国勢調査（平成 27 年（2015 年）

## 2-2 人口・産業の状況

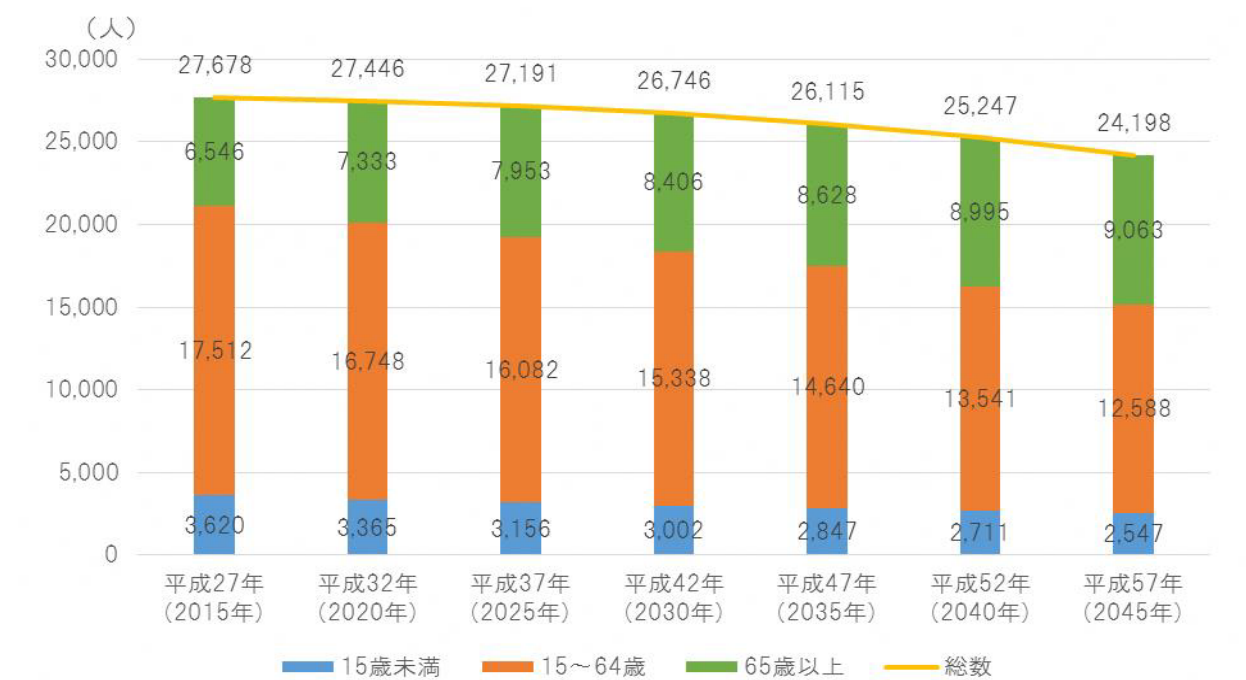
### (1) 人口の推移

本町の人口は都市化の進展とともに着実に増加していますが、構成では全国的な課題でもある少子高齢化の傾向が徐々に表れています。



資料：国勢調査報告

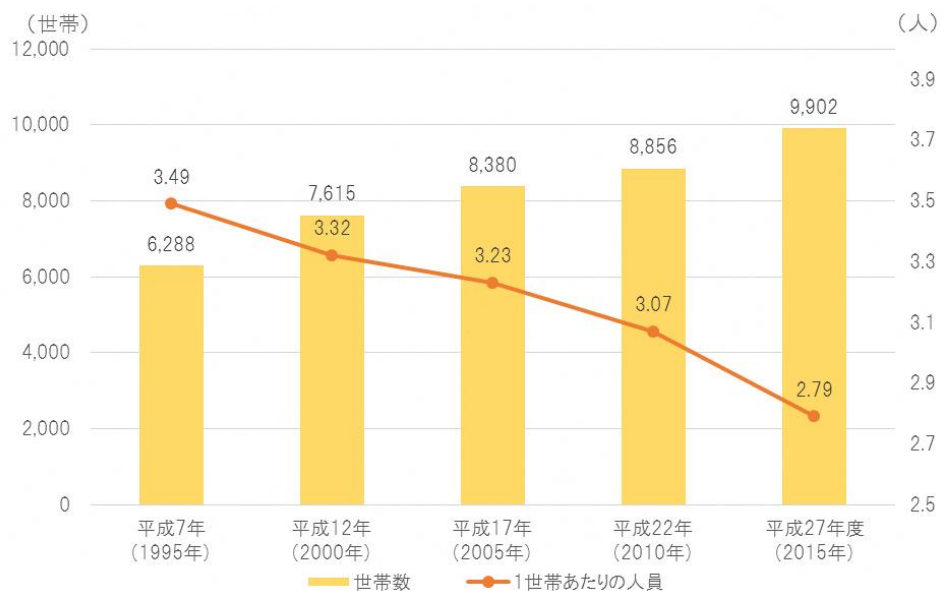
なお、将来人口推計では、人口減少、少子高齢化等の影響から30年後には現状から約13%減少することが予測されています。



資料：国立社会保障人口問題研究所

## (2) 世帯数の推移

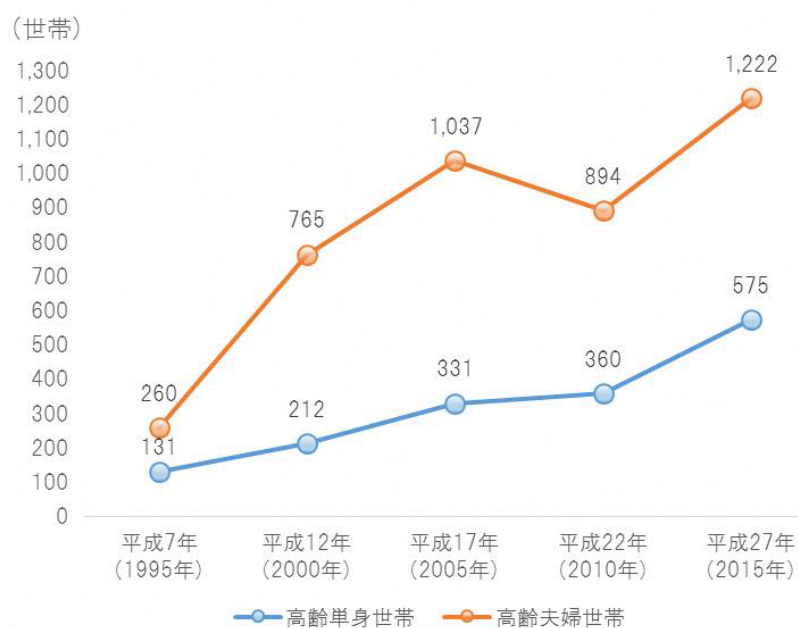
核家族化、単身世帯の増加により一世帯当たりの人員は減少、世帯数は増加の傾向となっています。少子化と未婚率の増加などにより、この傾向は今後も続くことが予測されます。



資料：国勢調査報告

## (3) 高齢者世帯の現状

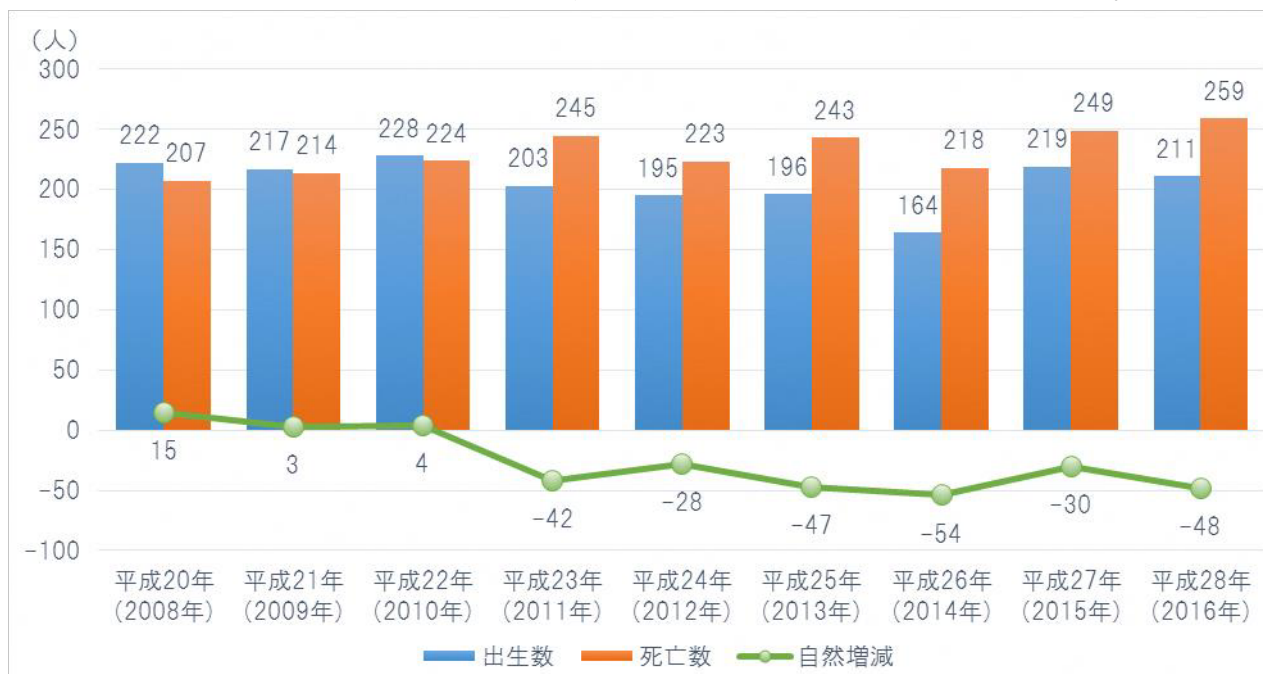
高齢化社会の表れとして、高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯が増加しています。



資料：国勢調査報告

#### (4) 自然動態

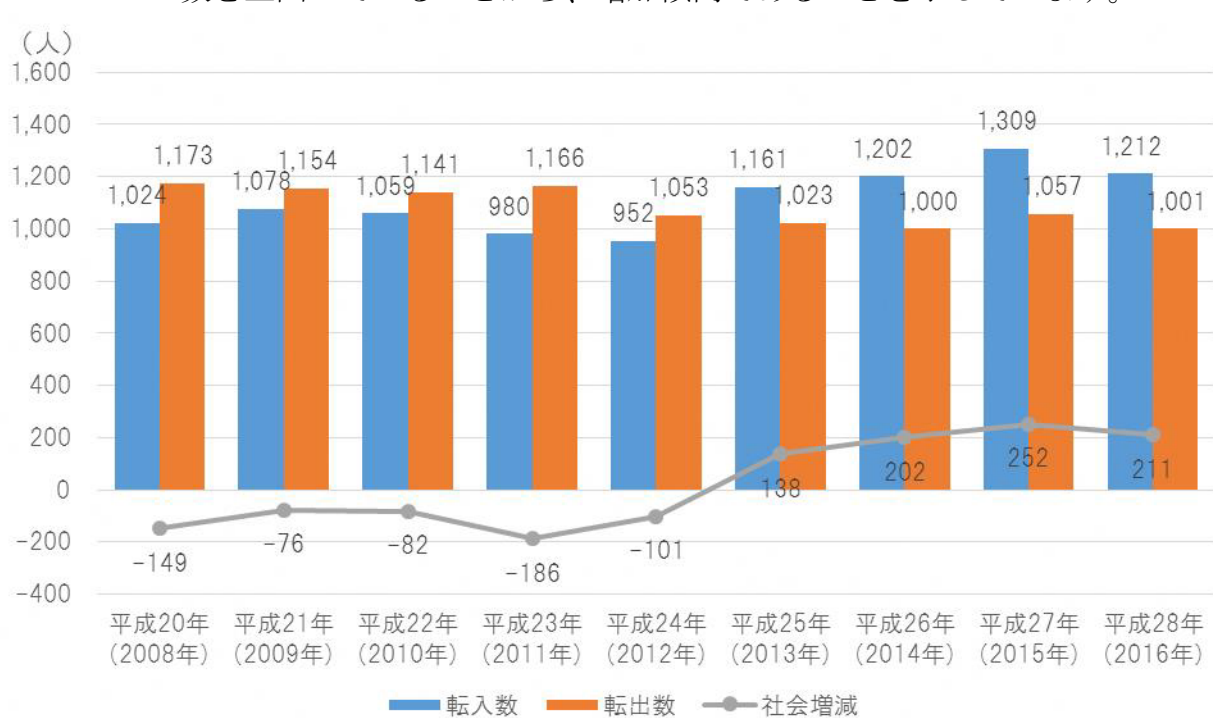
人口の自然動態として、平成 23 年(2011 年)から死亡者数が出生者数を上回っていることから、減少傾向であることを示しています。



資料：住民課

#### (5) 社会動態

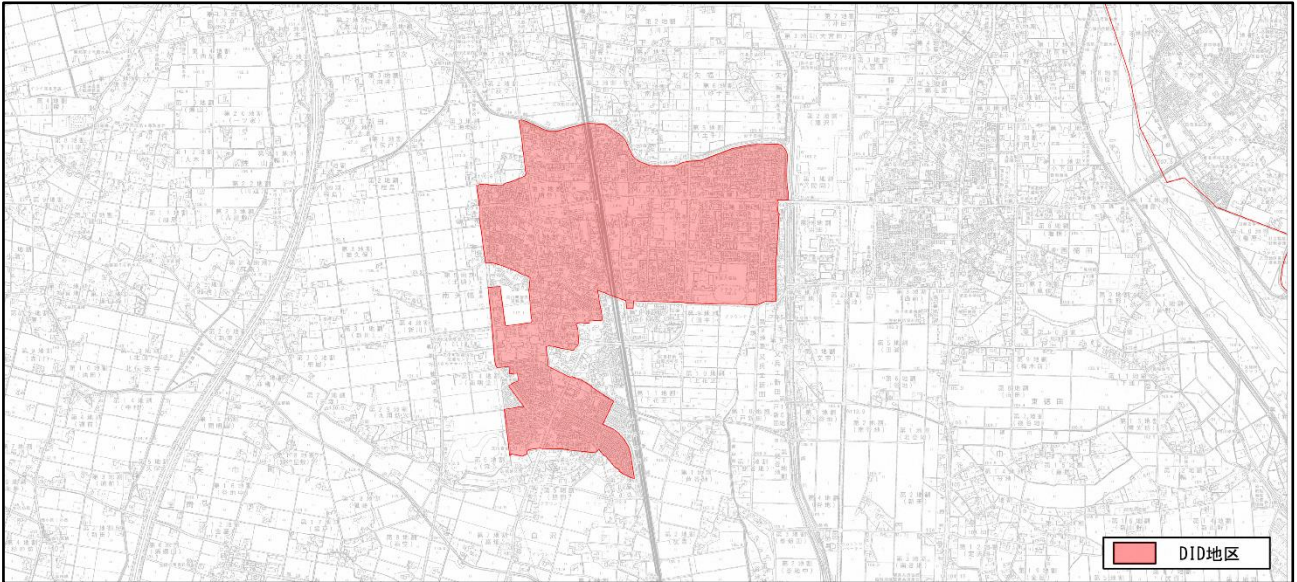
人口の社会動態として、平成 25 年(2013 年)から転入者数が転出者数を上回っていることから、増加傾向であることを示しています。



資料：住民課

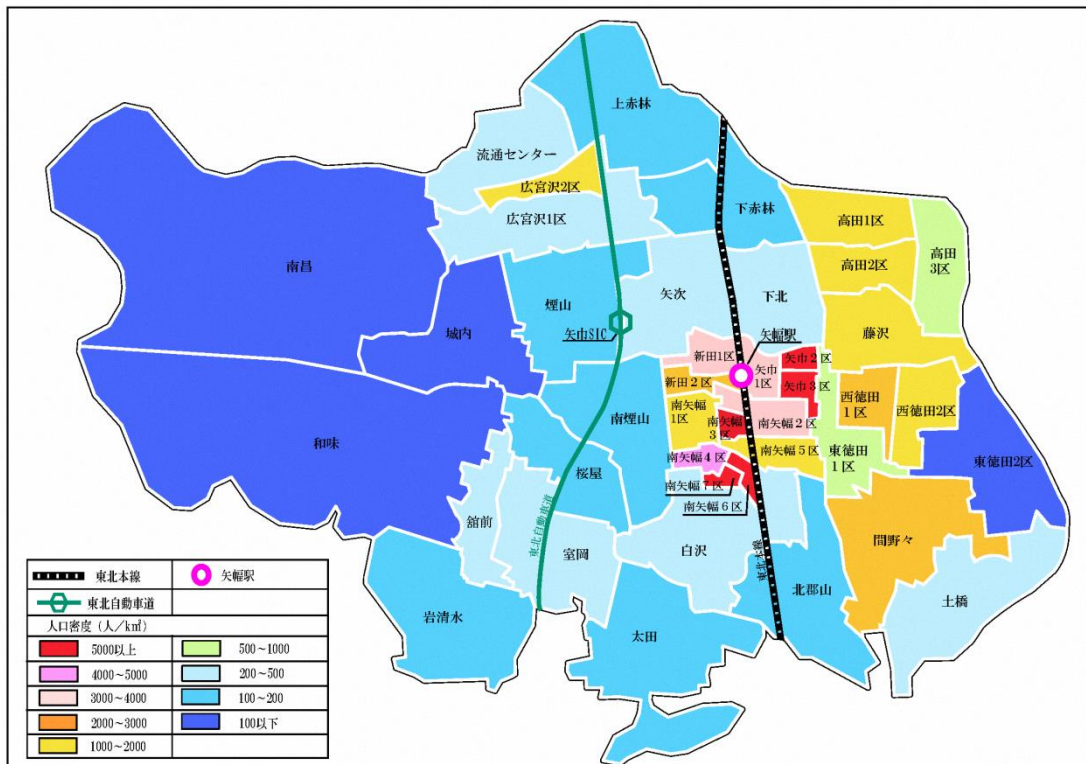
(6) DID地区

市町村の区域内で人口密度が 4,000 人/km<sup>2</sup>の基本単位区域が互いに隣接して人口密度が 5,000 人/km<sup>2</sup>以上となる人口集中地区が矢幅駅を中心に形成されています。



(7) 行政区の人口密度

本町の行政区域毎の人口集中の傾向を行政区域別人口密度(1 km<sup>2</sup>当りの人口)で概観します。

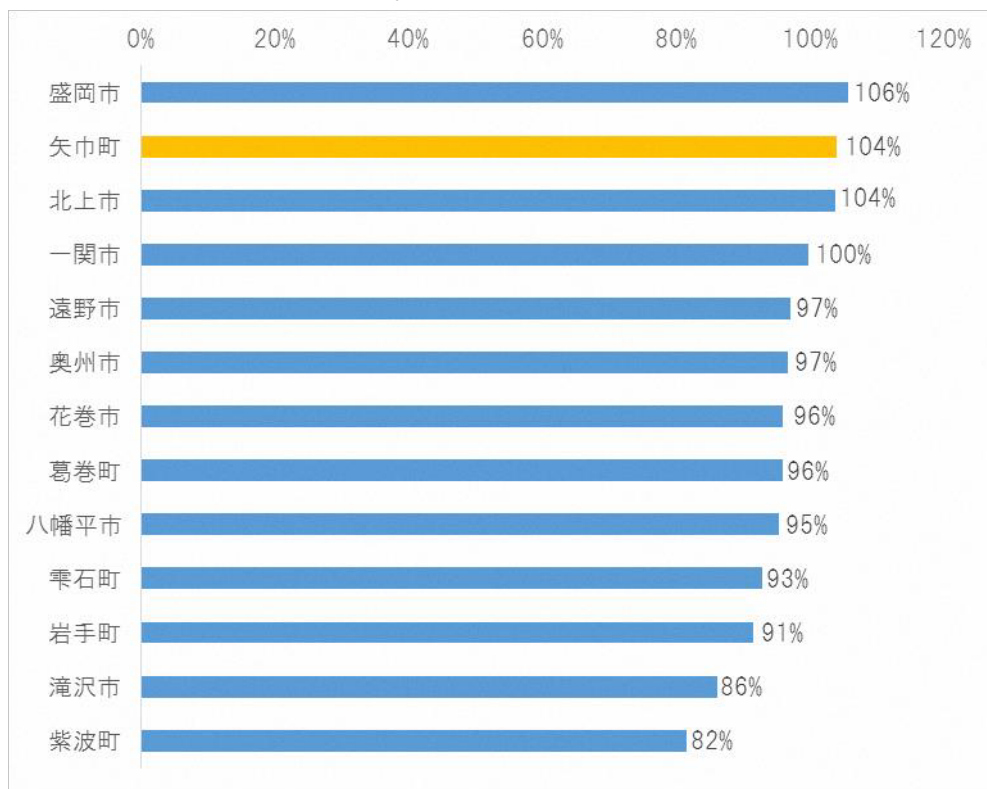




(8) 昼夜間人口比率

夜間人口を100とした時の昼間人口の指数を昼夜間人口比率といい、この比率が100%を超えている市町村は、人が集まるまちであり、雇用機会が比較的確保されている場合が多いと言われています。

今後、岩手医科大附属病院の開業に伴い、昼間人口が飛躍的に増加することが予測されます。

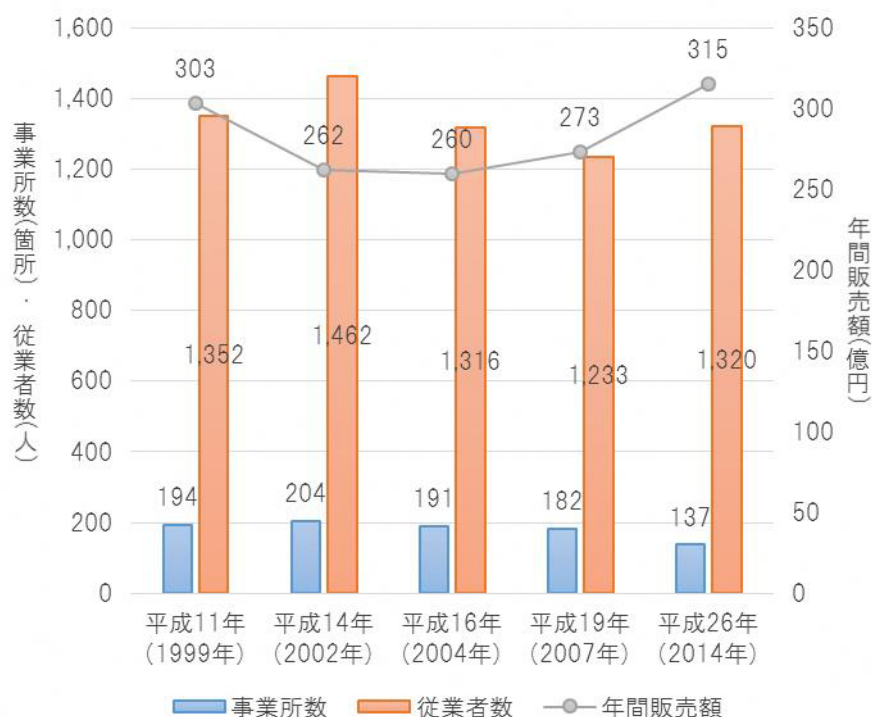


資料:国勢調査(平成27年(2015年))

## 2-3 小売の推移

### (1) 小売業の推移

事業所数は減少傾向ですが、大規模商業施設の立地により、販売額と従業者数は増加傾向となっています。



資料：商業統計調査報告書  
(平成20～25年(2008～2013年)は調査なし)

### (2) 周辺市町村の卸売業及び小売業の状況

| 市町村名 | 卸売業計     |          |               |          | 小売業計     |          |               |          |
|------|----------|----------|---------------|----------|----------|----------|---------------|----------|
|      | 事業所数 (店) | 従業者数 (人) | 年間商品販売額 (百万円) | 売場面積 (㎡) | 事業所数 (店) | 従業者数 (人) | 年間商品販売額 (百万円) | 売場面積 (㎡) |
| 盛岡市  | 844      | 8,118    | 620,386       | ...      | 2,181    | 20,115   | 401,664       | 497,097  |
| 花巻市  | 144      | 1,482    | 112,641       | ...      | 749      | 4,623    | 83,635        | 132,768  |
| 北上市  | 203      | 1,486    | 113,642       | ...      | 657      | 4,465    | 101,832       | 143,867  |
| 二戸市  | 59       | 507      | 55,712        | ...      | 310      | 1,444    | 27,332        | 33,638   |
| 八幡平市 | 33       | 186      | 5,681         | ...      | 231      | 1,167    | 20,322        | 27,861   |
| 奥州市  | 246      | 1,593    | 79,765        | ...      | 1,044    | 5,826    | 114,487       | 174,178  |
| 滝沢市  | 64       | 405      | 27,439        | ...      | 179      | 1,660    | 38,177        | 31,679   |
| 雫石町  | 13       | 180      | 2,642         | ...      | 118      | 609      | 8,884         | 12,597   |
| 葛巻町  | 6        | 18       | 335           | ...      | 79       | 271      | 4,813         | 9,535    |
| 岩手町  | 20       | 76       | 1,588         | ...      | 124      | 674      | 9,770         | 13,600   |
| 紫波町  | 33       | 195      | 10,002        | ...      | 208      | 1,189    | 21,209        | 33,661   |
| 矢巾町  | 175      | 2,472    | 249,622       | ...      | 137      | 1,320    | 31,529        | 24,208   |

資料：岩手県統計年鑑

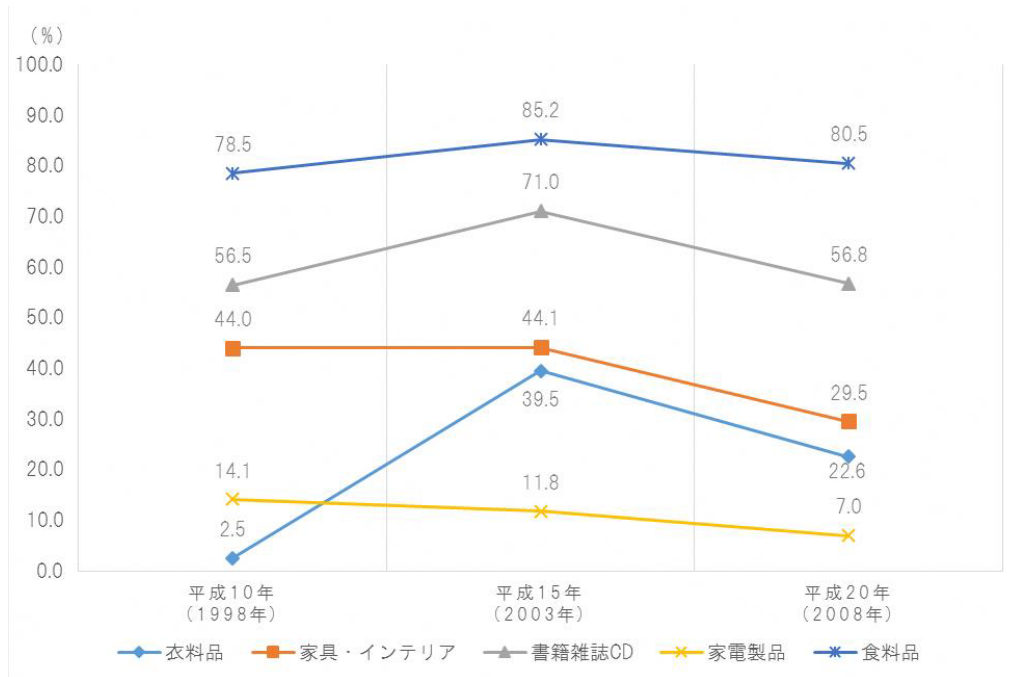
(3) 周辺市町村の大規模商業施設の概要

| 市町名 | 店舗の名称                 | 店舗面積の合計 [㎡] |
|-----|-----------------------|-------------|
| 盛岡市 | イオンモール盛岡              | 39,800      |
|     | イオンモール盛岡南             | 37,195      |
|     | 盛岡駅ビル                 | 16,916      |
|     | イオンスーパーセンター盛岡渋民店      | 16,320      |
|     | 盛岡南ショッピングセンターサンサ      | 13,566      |
|     | 前潟ショッピングセンター          | 12,789      |
|     | MOSS                  | 8,908       |
|     | 盛岡市中央卸売市場総合食品センター     | 8,499       |
|     | クロステラス盛岡              | 5,030       |
| 矢巾町 | 矢巾ショッピングセンター          | 12,545      |
|     | B.H.Yahaba Town       | 4,008       |
|     | 薬王堂矢巾店                | 1,484       |
|     | 生鮮&業務スーパー矢巾店          | 1,405       |
| 紫波町 | 盛岡南ショッピングセンター・サンデー紫波店 | 9,248       |
|     | イオンタウン紫波              | 6,748       |
|     | アクロスプラザ紫波             | 3,428       |
| 滝沢市 | 牧野林ショッピングセンター         | 8,084       |
|     | ユニバースみたけ店             | 2,984       |
|     | 滝沢巣子複合店舗              | 1,899       |

資料：大規模小売店舗立地法の届出一覧(岩手県)

(4) 地元購買力

衣料類や電化製品等の非日常的な買物は、盛岡南地区の商業施設に近接していることから、購買意欲は流出していますが、食料品等の日用品については、町内で購入しています。

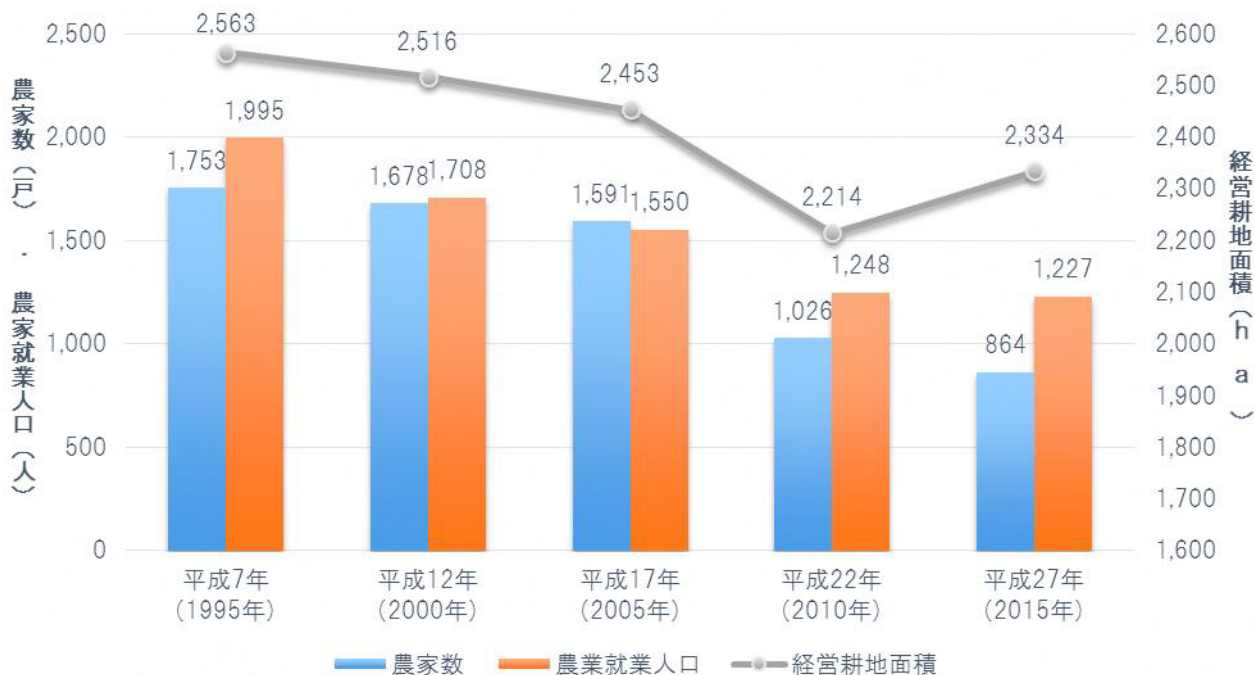


資料：県経営支援課「岩手県広域消費購買動向調査結果報告書」

## 2-4 産業の推移

### (1) 農業

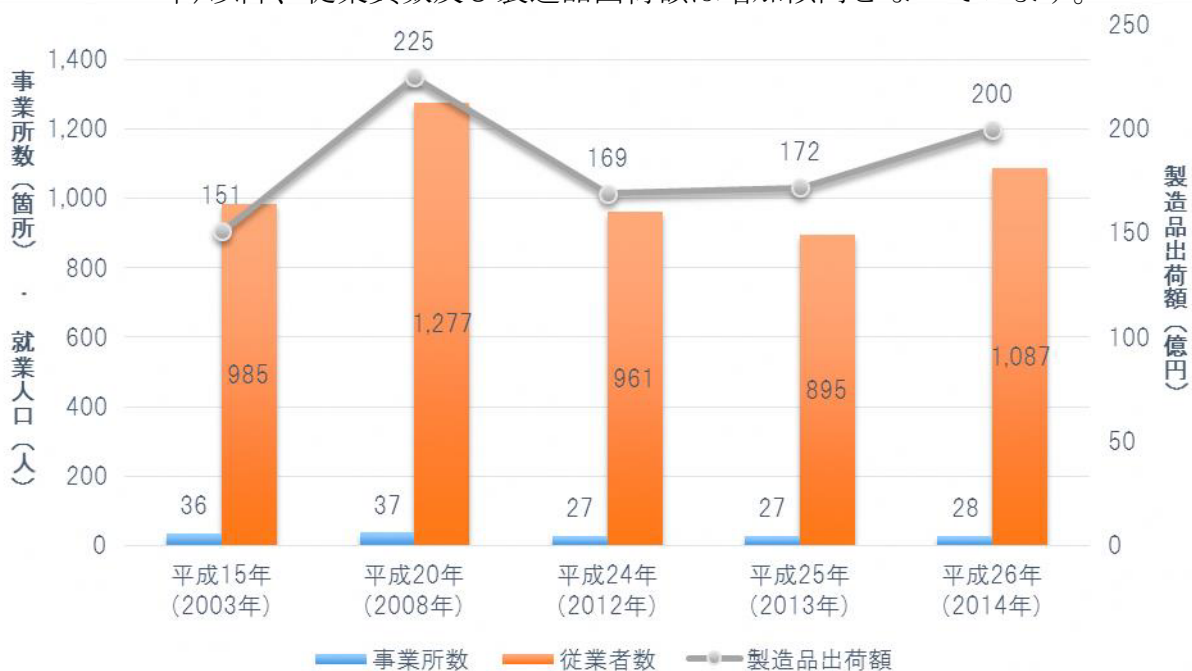
農家・農業就業者数、経営耕地は減少傾向となっています。



資料：農林業サンセス

### (2) 工業

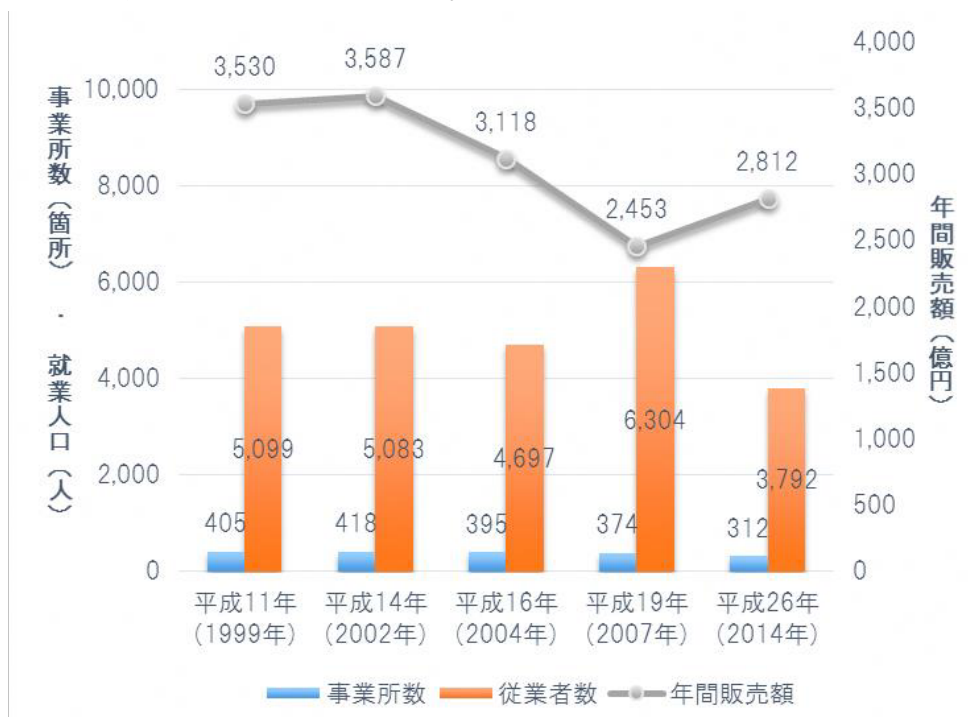
平成20年(2008年)をピークに減少していましたが、平成24年(2012年)以降、従業員数及び製造品出荷額は増加傾向となっています。



資料：工業統計調査報告書

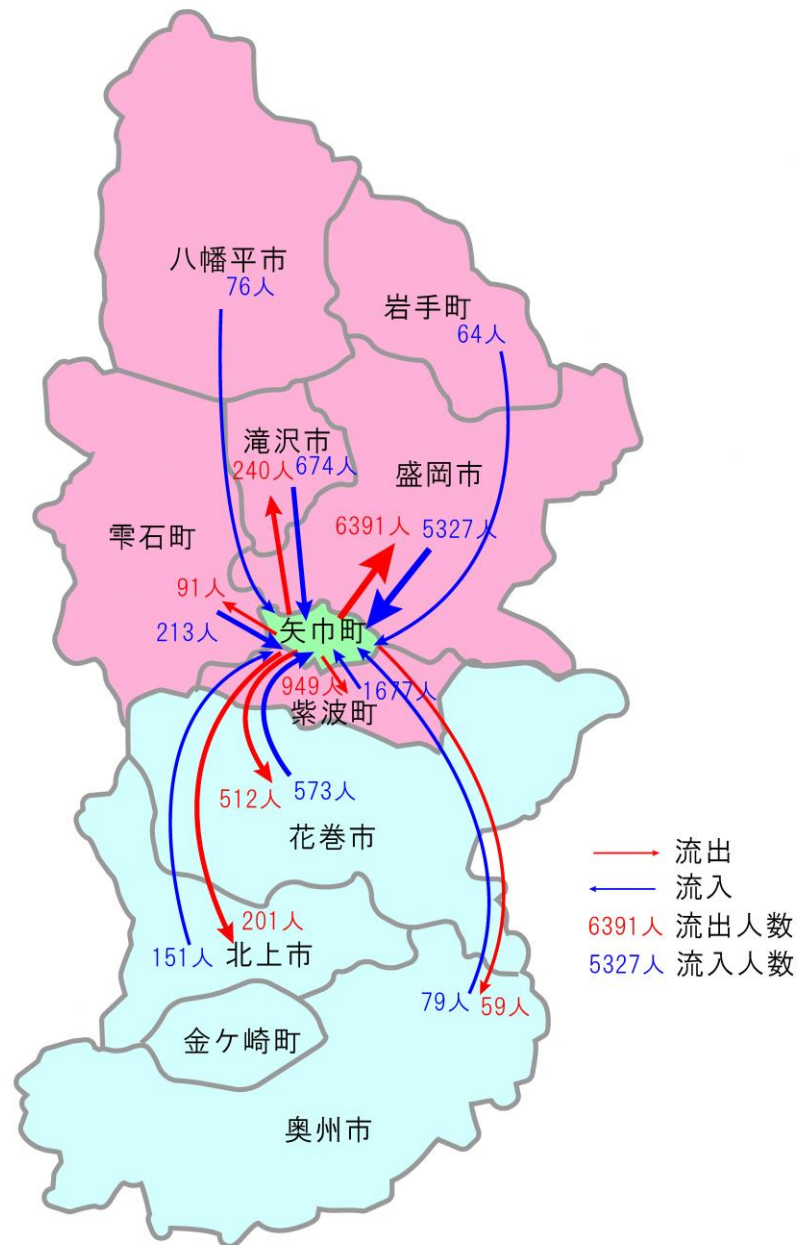
(3) 商業

平成19年(2007年)に比べ、事業所数、従業員数は減少していますが、年間販売額は伸びています。



資料：商業統計調査報告書  
(平成20～25年(2008～2013年)は調査なし)

- (4) 通勤通学に伴う流出・流入人口  
 盛岡市への流出が流入を超えています、その他の周辺の市町村からは、流入が流出を上回っています。



資料：国勢調査（平成22年(2010年)）

## 1 都市形成の経緯と今後の課題

県都盛岡市の南側に隣接する本町は、北上盆地の平野部に広がる農地を基盤に、徳田米の産地として名声を得るなど、古くから水田単作地帯として、農業を基幹産業に発展してきました。農業生産基盤についても長い時間をかけて土地改良事業が行われ、優良農地が広がる田園風景が創り出されました。

本町の都市機能は、昭和30年(1955年)の3村合併(徳田村・煙山村・不動村)まで旧村単位でそれぞれ発展してきましたが、明治31年(1898年)の矢幅駅開業により、駅周辺が大正から昭和初期にかけて大ヶ生鉱山の金鉱石、徳田米、矢幅氷などの特産品を運ぶ盛岡近郊の物資集散地として栄えたことが、現在の本町における中心市街地形成の礎となっています。

これらの背景をもとに本町はこれまで、自然環境との調和に配慮しながらまちづくりを進めてきました。

都市化を進める契機となった昭和40年代の企業立地とそれと並行して供給が進んだ宅地の増加により発展し、昭和60年代から平成の初期における公共施設の整備・集積や土地区画整理事業の着手により、都市としての顔づくりが一層進み、それに合わせて人口も着実に増加してきました。

前回、平成16年(2004年)に策定された「矢巾町都市計画マスタープラン」は、公益事業民営化や地方分権化に伴う社会経済の動きのなか、個性あるまちづくりのあり方が求められていることと同時に、都市再生を視点とした都市政策の大きな変革を受けて策定され、このマスタープランに沿って平成18年(2006年)に事業化された矢幅駅周辺土地区画整理事業は完了を迎え、併せて矢幅駅東西自由通路、駅舎橋上化、町活動交流センター「やはぱーく」の開設により矢幅駅周辺が、まちの中心市街地として整備されました。

また、県の医療福祉拠点となる岩手医科大学の開校及び同大学附属病院や関連施設の開業、広域交通網の一角を担う矢巾スマートインターチェンジの開通や徳田橋架け替え整備により交流人口の大幅な増加と新たな産業の進出が見込まれており、これらを契機とし、今後のまちづくりに活かすことが必要となります。

一方で日本は少子高齢化と初めての人口減少社会を迎えており、地方都市では大都市圏への人口流出、大都市圏では郊外部の高齢化やスポンジ化(\*)、



これまで整備してきたインフラの維持管理費が喫緊の課題となっています。

本町においては、これまで転入による人口増加が続き、少子高齢化の進行は緩やかですが、市街地縁辺や国道4号沿道を中心に町全域に空き家が出始めており、将来的には同じ課題の発生が懸念されるところです。

さらには、こうしたなかで人々の暮らしや価値観は多様化し、地方分権の波が一層高まるなど、各自治体にはまちづくりの方向性をより明確に示すことが求められています。

- \* 空き家・空き地が数多く発生し、多数の穴があるスポンジのように都市密度が低下すること。  
サービス産業の低下や行政サービスの非効率化、コミュニティの存在危機を招き、まちの衰退が懸念される。

これらの時代環境や社会情勢の大きな変化に対応するために本町では、平成28年度(2016年度)を初年度とし、平成35年度(2023年度)を目標年度とする第7次矢巾町総合計画基本構想を策定し、次の3つを柱として取り組むこととしています。

- ・今後の発展を着実なものとする「まち」づくりの推進
- ・まちの発展を支える「ひと」づくりの推進
- ・持続可能なまちづくりを可能とする「しごと」づくりの推進

都市計画制度では人口減少社会などの課題に対応するため、「コンパクト」と「ネットワーク」を掲げて関係する制度の改正を行っています。

本町ではもともとコンパクトなまちづくりを進めてきたところですが、さらに多機能性を併せ持った魅力的なまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランの改定にあたっては第7次矢巾町総合計画基本構想の3つの柱を課題と捉え、次の視点により見直しを行います。

- (1) 盛岡広域都市計画区域マスタープランや矢巾町総合計画等の上位計画における本町都市計画の位置づけを明らかにするとともに整合を図ります。
- (2) 関連計画について都市計画の観点から必要な計画や取り組みを都市計画マスタープランに反映させます。
- (3) 少子高齢化、人口減少、環境問題等の社会情勢に基づく課題について、都市計画の観点からの取り組みを明らかにします。
- (4) 町民や関係機関の意見等をもとに本町を取り巻く状況を勘案し、計画・事業等の見直しを行うとともに、新たな計画・事業等を明らかにし、20年後のまちづくりを見据えて見直します。

## 2 中心市街地形成の状況

中心市街地の形成の過程。生活サービス施設を内側にして住宅地が整備され、それを田園風景が取り囲んでいます。

・ 1989年（昭和64年、平成元年）



• 1999年（平成11年）



• 2006年（平成18年）



• 2015 年 (平成 27 年)

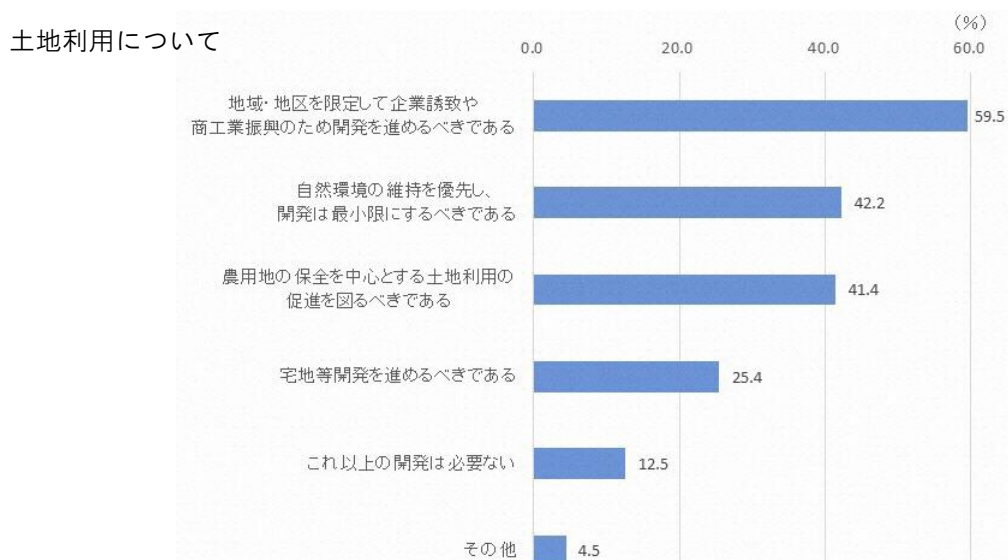


### 3 町民の意向

#### 3-1 アンケート調査結果

##### (1) 土地利用について

土地利用に関しては企業誘致や商工業振興のためには開発を進めるべきであるとする回答が最も多く、次いで自然環境や農用地の保全を考えるべきという回答がほぼ同等になっています。また、自然環境に関しては、森林・水辺などの自然環境の保全と地域生活環境に対する関心が大きいという結果になっています。



資料：第7次矢巾町総合計画 住民アンケート調査

(平成26年(2014年)実施)

## (2) 本町の評価

住み続けたい理由と住み続けたくない理由が重複していますが、住民は買い物や交通など日常生活の便利さを求めています。

また、本町の自然環境が評価されています。

住み続けたい理由



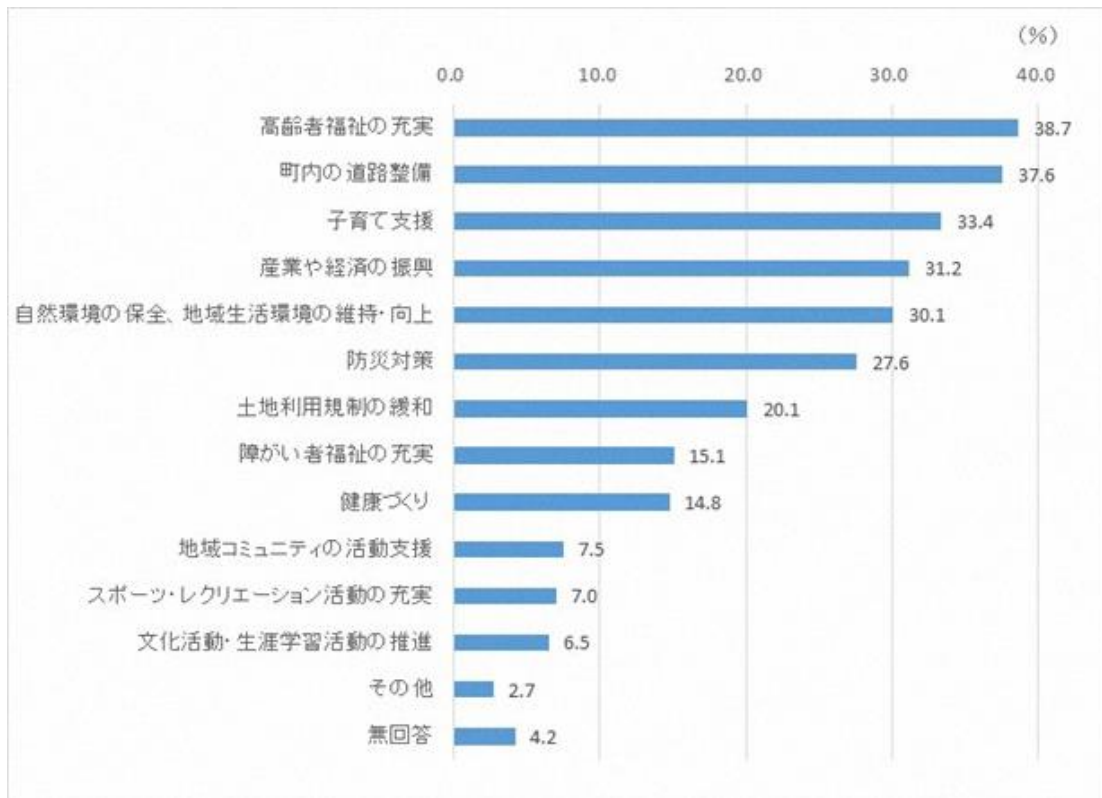
住み続けたくない理由



資料：第7次矢巾町総合計画 住民アンケート調査  
(平成26年(2014年)実施)

(3) 今後行政に優先的に取り組んでもらいたいこと

生活に直結する高齢者福祉の充実、道路整備、子育て支援が上位を占めています。次に、産業や経済の振興、自然環境の保全・地域生活環境の維持・向上、防災対策、土地利用規制の緩和などのまちづくり環境に関することが20%を超えています。

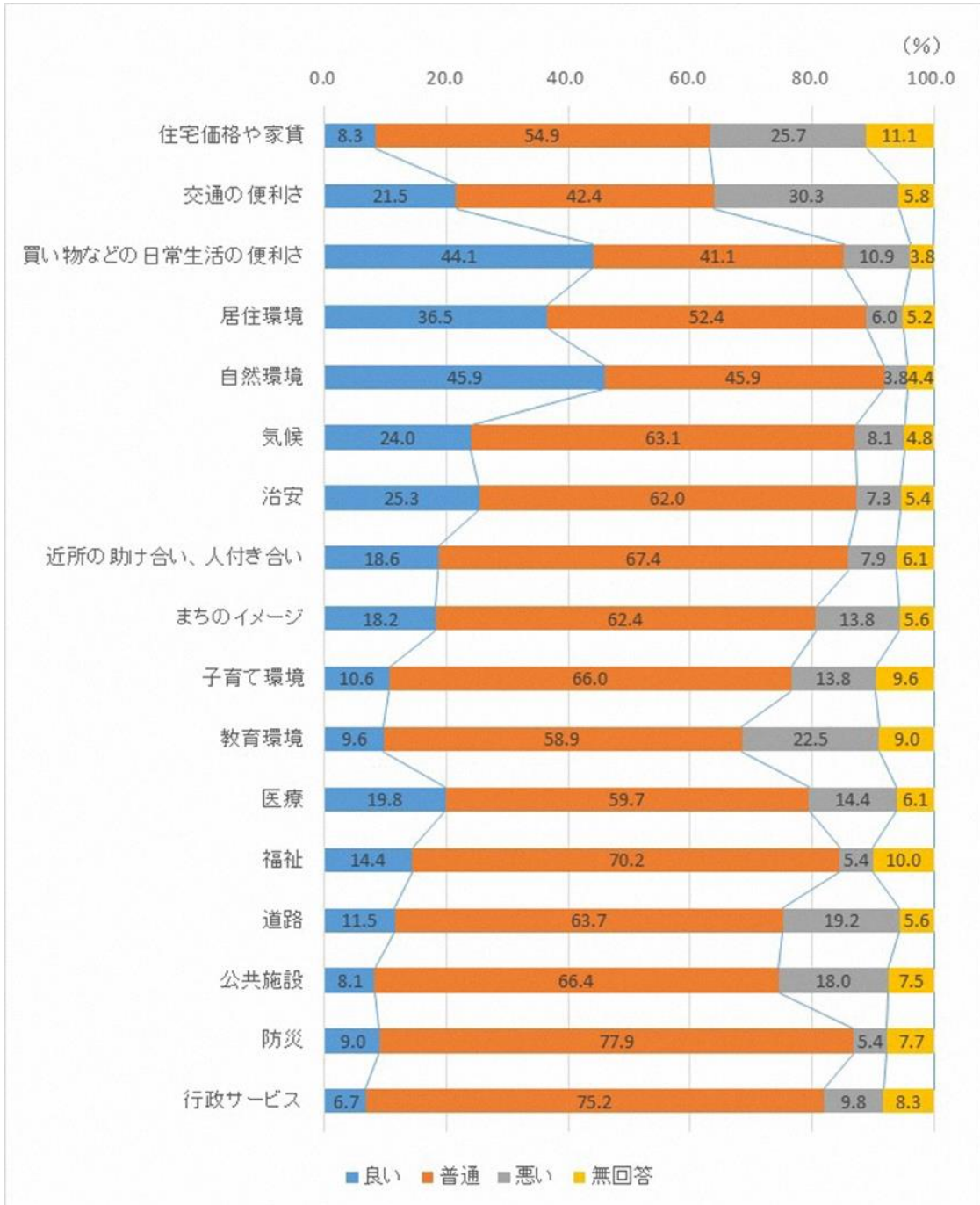


資料：第7次矢巾町総合計画 住民アンケート調査  
(平成26年(2014年)実施)



(4) 本町の住環境に対する町民の評価

本町の住みやすさに対する評価は、市街地としてのまとまりと自然環境とのバランスの良さであることが表れています。



資料：矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略 住民アンケート調査  
(平成27年(2015年)実施)

## 1 まちづくりの基本理念

まちづくり住民アンケート調査では、本町の土地利用に関して企業誘致や商工振興のための開発、宅地開発を進めるべきであるとする回答が最も多く、次いで自然環境や農用地を維持、保全するべきであるとする回答も多くあり、住環境に関しては市街地のまとまりと自然環境が評価されています。また、まちづくりワークショップでは本町の良いところとして、公共施設やサービス施設環境などの生活利便性や整った街並み、自然や田園環境が挙げられていることから、住民の思いは自然環境との調和に配慮しながら、計画的にまちづくりを進めることであることが分かります。

しかし、まちづくりの活力となる将来人口について、県都盛岡市に隣接して県中央部に位置する本町は、今後当面の間は転入による人口増加は見込まれますが、全国的な課題である少子高齢化などの影響を受けて将来的に人口は減少することが懸念されています。

近年の本町を取り巻く人口の動きは、新たな住宅地整備などによる社会動態での増加は続いています。自然動態のみを見ると減少が続いており、岩手県全体としては人口減少率が高いうえに高齢化率も高くなっていることから、今後のまちづくりにおいては、高齢化への対応とともに居住地として選択される環境を整え、若年層の移住・定住を促す取り組みが必要となります。

企業立地については北東北の物流拠点である岩手流通センター（以下「流通センター」という。）を中心に、これまで本町の持つ位置条件を生かした土地区画整理事業等により行われてきましたが、IT化やロボット化などの効率化、物流機能の発達のほか、将来の労働力人口の減少を見据えた産業の集約化が進んでいます。産業は住民の雇用の場として、さらには本町の財政を支える基盤として重要であることから、立地条件などを活かしながら、企業から選ばれるよう産業基盤を充実させる必要があります。

その一方で、岩手県の医療中枢機関である岩手医科大学及び同附属病院（以下「岩手医大施設」という。）、関連施設が移転開業、矢巾スマートインターチェンジ（以下「矢巾スマートIC」という。）の開通などから、交流人口の大幅な増加や新たな産業の創出が見込まれます。

本町はこれまで本町が持つ条件を活かしつつ計画的にまちづくりを進め、それに合せて着実に発展してきましたが、社会経済情勢の変化によりその転換期を迎えています。

第7次矢巾町総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）では、まちづくりの基本理念を「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」としています。この基本理念を実現するために都市計画としては、これまで本町が進めてきただれもが利用しやすい、まとまりある都市空間の形成と豊かな自然、田園環境を保全するコンパクトなまちづくりを継承しつつ、まちの構造変化による定住・交流人口の増加や新たな産業進出を成長の糧とするため、将来に向けてだれもが安心して過ごせるまちづくり、選ばれるまちづくりを進めることが必要と考え、都市計画マスタープランによるまちづくりの理念と目標を次のとおりとします。

都市計画マスタープラン《まちづくりの理念》

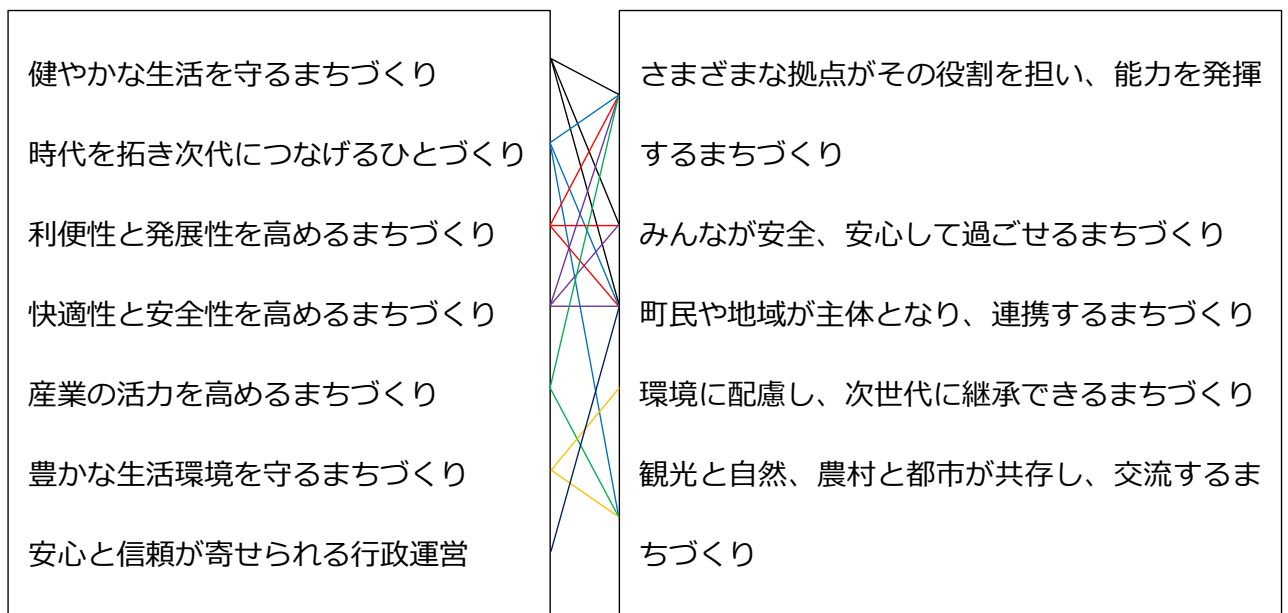
— 未来につながる安心快適なまち やはば —

都市計画マスタープラン《都市計画の目標》

- (1) さまざまな拠点がその役割を担い、能力を発揮するまちづくり
- (2) みんなが安全、安心して過ごせるまちづくり
- (3) 町民や地域が主体となり、連携するまちづくり
- (4) 環境に配慮し、次世代に継承できるまちづくり
- (5) 観光と自然、農村と都市が共存し、交流するまちづくり

7次総基本構想まちづくり方針

都市計画の目標



## 2 将来目標人口

基本構想では、計画目標年度である平成 35 年度(2023 年度)には総人口 30,000 人となるまちづくりを目指しています。

国勢調査をもとにした国立社会保障・人口問題研究所による本町の人口推計では、平成 27 年(2015 年) 27,678 人をピークに減少に転じ、平成 37 年(2025 年)には 27,191 人となり、その後も減少を続けることが予測されています。

しかし、今後は安心快適な都市づくり施策を進め、岩手医大施設とその関連施設の移転開業による就業者等の居住や雇用の場となる産業の活性化に向けた施策を進めることで定住・移住を促進すると同時に、基本構想で示す少子化対策や健康寿命の延伸策などを展開していくことで、目標人口である 30,000 人を達成し、本マスタープランの計画期間である平成 50 年(2038 年)においても維持していくこととします。

なお、本マスタープランに掲げる施策を進め、未来につながるまちとなるためには、相応する人口が必要となることから推計値ではなく、目標値として設定するものです。

### 都市計画マスタープラン目標人口

総人口 30,000 人

- ・ 国勢調査では現状、人口と併せて世帯数も増加していることから 30,000 人の人口を達成して維持していくためには、受け皿となる居住地を増やしていく必要があります。

## 3 都市づくりの目標

### 3-1 さまざまな拠点がその役割を担い、能力を発揮するまちづくり

本町には、岩手医大施設と県立の療育センター、消防学校を集約した県の医療・福祉・防災拠点と、それらを含めた矢幅駅から東側の一般国道(以下「国道」という。) 4号までの概ね 2km のなかに商業施設や金融機関、各種学校などを含めたコンパクトな市街地が形成され、矢幅駅の西側には役場庁舎や公民館、保健福祉交流センターなどの行政施設(以下「町民センター」という。)、農協の営農センターなどを集積した公共施設拠点が形成されており、このまとまりのある都市機能を活かし、矢幅駅を中心に歩いて暮らせる都市形成を目的に周辺の土地区画整理事業を実施し、併せて矢幅駅東西自由通路や町活動交流センター「やはぱーく」の整備を行いました。

こうした特性をよりまちづくりに発揮するため、矢幅駅周辺から岩手医

大施設周辺をまちの中心拠点として、本町のすべての人が暮らしやすく、賑わいと活気があり、コミュニケーションが育まれるまちづくりを目指します。

また、市街化調整区域内には町立煙山小学校・不動小学校周辺などの旧村中心部である大規模農村集落、東・西端にはそれぞれこれからの高齢化社会に対応する介護福祉拠点となる施設などが立地しており、地域条件と調和した機能維持・向上の支援、矢巾温泉郷や煙山ひまわりパークがある煙山ダム周辺の観光拠点の活性化に努めます。

さらには、北東北の物流の中心である流通センターや西部工業団地、盛岡広域唯一の工業専用地域である下田工業団地のような産業拠点については企業集積を推進するほか、平成30年(2018年)3月には矢巾スマートICが開通し、平成30年代半ばの完成を目指して徳田橋の架け替え整備が行われており、国道4号も含めて広域交通ネットワークを活かした産業・観光拠点の拡充・活性化を目指すとともに、それぞれの拠点が持つ能力を活かし、機能を分散しなくても利便性があるコンパクト・プラス・ネットワーク(\*)を考慮した道路整備や公共交通体系を十分に検討します。

\* 医療・福祉・商業施設や住居等が徒歩等で動ける範囲にまとまって立地し、あるいは住民が公共交通によりこれら施設に容易にアクセスできる、日常生活に必要なサービスを住民が身近に享受できるまちの姿。

### 3-2 みんなが安全、安心して過ごせるまちづくり

これまで災害の発生が少ない本町ですが、東日本大震災や全国的に発生している気象変動による災害、過去に本町を襲った大雨被害の教訓から、災害危険個所の周知、避難所施設の充実、旧耐震基準により建築された木造住宅の耐震化支援、消防団組織や自主防災組織の育成、各拠点施設や民間企業との連携を進めるとともに、一級河川の整備促進に向けたより一層の要望活動、町管理河川や山地保全対策を進め、町民の生命、財産を守るための体制整備、向上を図ります。

また、都市化の進展に伴う犯罪や交通事故の増加防止に向けた関係団体との連携を図り、体制整備や住民意識の高揚に努めます。

さらには、住民はもとより、岩手医大施設の開業などで予測される多数の来町者へ、安全で利用しやすく、すべての人が自由に行き交う都市空間を提供します。

### 3-3 町民や地域が主体となり、連携するまちづくり

住民協働のまちづくりを進めるため、各種計画策定、事業実施の際に

は住民アンケートやワークショップ、説明会、パブリックコメントの実施、各種委員会委員に住民の登用を行うなど、積極的に住民の意見を聞くこととします。

特に都市計画提案制度(\*1)や地区計画申出制度(\*2)は、住民のまちづくりへの参加方法として有効であることから、本町でもそれら制度の活用方法を確立して啓発を行います。

また、本町には現在41の自治会があります。各自治会では地域内の絆をより深めるために活動していますが、地域内の公共施設は共有財産であるとの認識のもと、道路や河川の愛護活動や公園の維持管理活動なども行っています。老朽化する公共施設の維持管理はこれからの大きな課題ですが、各自治会の意見を聞きながら連携して整備・維持管理を進めていきます。

なお、都市化の進展により地域内の絆の希薄化や農業集落地域内においては、高齢化と人口減少による地域コミュニティの衰退が懸念されていますが、自治会と連携してこれら課題に取り組むとともに、自治会を住民の意見集約の場とも捉え、協議型住民自治組織制度(\*3)についても検討します。

- \*1 土地所有者やまちづくりNPOなどが一定の要件を満たしたうえで、都市計画の決定や変更を提案できる制度。
- \*2 住民に最も身近な都市計画である地区計画等について、一定の要件を満たしたうえで、住民側の発意で地区計画等の決定や変更等を申し出ることができる制度。
- \*3 小学校区などの地区ごとに自治会やボランティア団体、PTA、企業等の多様な主体による、地域課題解決のための組織。

### 3-4 環境に配慮し、次世代に継承できるまちづくり

環境への負荷を軽減させ、良好な都市環境を次世代に引き継ぐため、町内外にある拠点、主要施設を結ぶ公共交通体系を近隣市町や関係機関・団体と検討し、低炭素化を意識した自家用車に頼らないまちづくりを目指すとともに、住宅地や施設整備にあたっては新エネルギーの導入・省エネルギー対策の推進、環境教育の拡充を図り、環境にやさしいまちづくりを目指します。

また、都市計画制度のほか土地利用諸制度を適正に運用し、本町の特徴的な景観である田園風景や自然の保全に努めます。

### 3-5 観光と自然、農村と都市が共存し、交流するまちづくり

本町は市街地を取り巻くように田園が広がり、東側には県内を縦断す

る北上川、国指定徳丹城史跡（以下「徳丹城史跡」という。）、西側にはまちのシンボルである南昌山を含む丘陵地が形成され、そのすそ野には煙山ダムや煙山ひまわりパークが広がっています。特に煙山ひまわりパークは、シーズン中には町内外から大勢の人が訪れるなど、新たに注目されるまちの観光スポットとなっていますが、周辺の観光・レクリエーション施設の運営撤退などによる衰退が見られることから、既存の空き施設活用も含め、周辺施設のさらなる充実が望まれます。

また、徳丹城史跡については現在も調査実施中ですが、歴史公園として位置づけ、観光資源としても活かすことを検討します。

さらに、これらに連なり、本町の全域に広がる水田地帯は生産活動の場であるとともに四季折々の美しい「やはば」らしい景観を生み出している貴重な財産といえます。農業を取り巻く環境は全国的に厳しい状況にありますが、豊かな田園景観を維持していくためにも営農支援や農業生産基盤整備等を進めるとともに、農業関係者だけではなく、町民や来町者との交流から生まれる農業・農村活性化に関する発想を活かし、実践することを目指します。

## 4 将来の都市構造

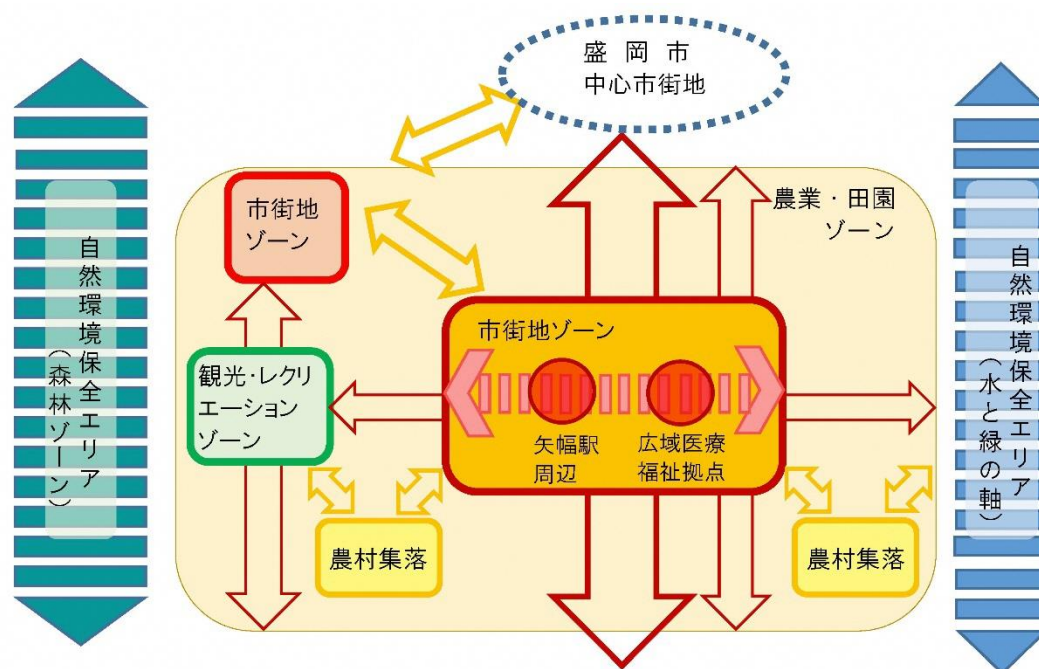
### 4-1 将来都市構造の基本的な考え方




将来都市構造は、都市の現状や都市を取り巻く環境を踏まえて、将来の土地利用や骨格となる交通網、主要な都市機能等の基本的な方向付けを行い、分野別の都市づくりの方針や地域別のまちづくりの方針で示す内容の基礎となるものです。

本町の都市構造は、本町中央の平地部において都市活動や農業生産活動が行われている「生産・活動エリア」と、これを東西から挟み込む緑豊かな丘陵地と北上川からなる「自然環境保全エリア」に区分されます。また、「生産・活動エリア」内の地域間の連絡や近隣市町村を結ぶ「交通軸」が計画されており、逐次整備が進んでいます。

こうした構造は、本町の地形条件に沿って形成されてきたものであり、長い歴史のなかで育まれてきた集落形成や農地開発も、これらの地形条件を背景にしています。本町の将来都市構造を考えるにあたっては、「生産・活動エリア」、「自然環境保全エリア」を基本に、各エリアの特性を發揮できるよう整備・開発・保全をするとともに、市街地ゾーンを中心とする「生産・活動エリア」内のネットワークや近隣市町との連携を図る軸として「交通軸」の整備を充実し、各エリアが交通軸と連携が図れることを基本とし、次のように将来の都市構造を示します。

図1 都市の骨格イメージ



|   |           |   |
|---|-----------|---|
|  | 生産活動エリア   | 都市的土地利用と農業的土地利用の調和を図り、多様な生産や活動が行うことができる範囲 |
|  | 自然環境保全エリア | 将来にわたって豊かな自然環境を保全する範囲                     |
|  | 交通軸       | 地域や拠点などを結ぶ連続する空間                          |



#### 4-2 都市構造の構成要素

都市構造を構成する主要な要素を、次のように設定します。

##### (1) 生産・活動エリア

| 構成要素           | 概要   |
|----------------|--|
| 市街地ゾーン         | すでに市街地を形成している地域や計画的な市街化を進める地域                |
| 市街地検討ゾーン       | 社会・経済的需要や地域性などの諸条件を勘案し、市街化を検討する地域            |
| 農業・田園ゾーン       | 市街化を抑制すべき区域であり、農地等の保全を図り、「やはば」らしい風土景観を大切にす地域 |
| 観光・レクリエーションゾーン | 観光・レクリエーション施設が集積立地し、その充実を進める地域               |

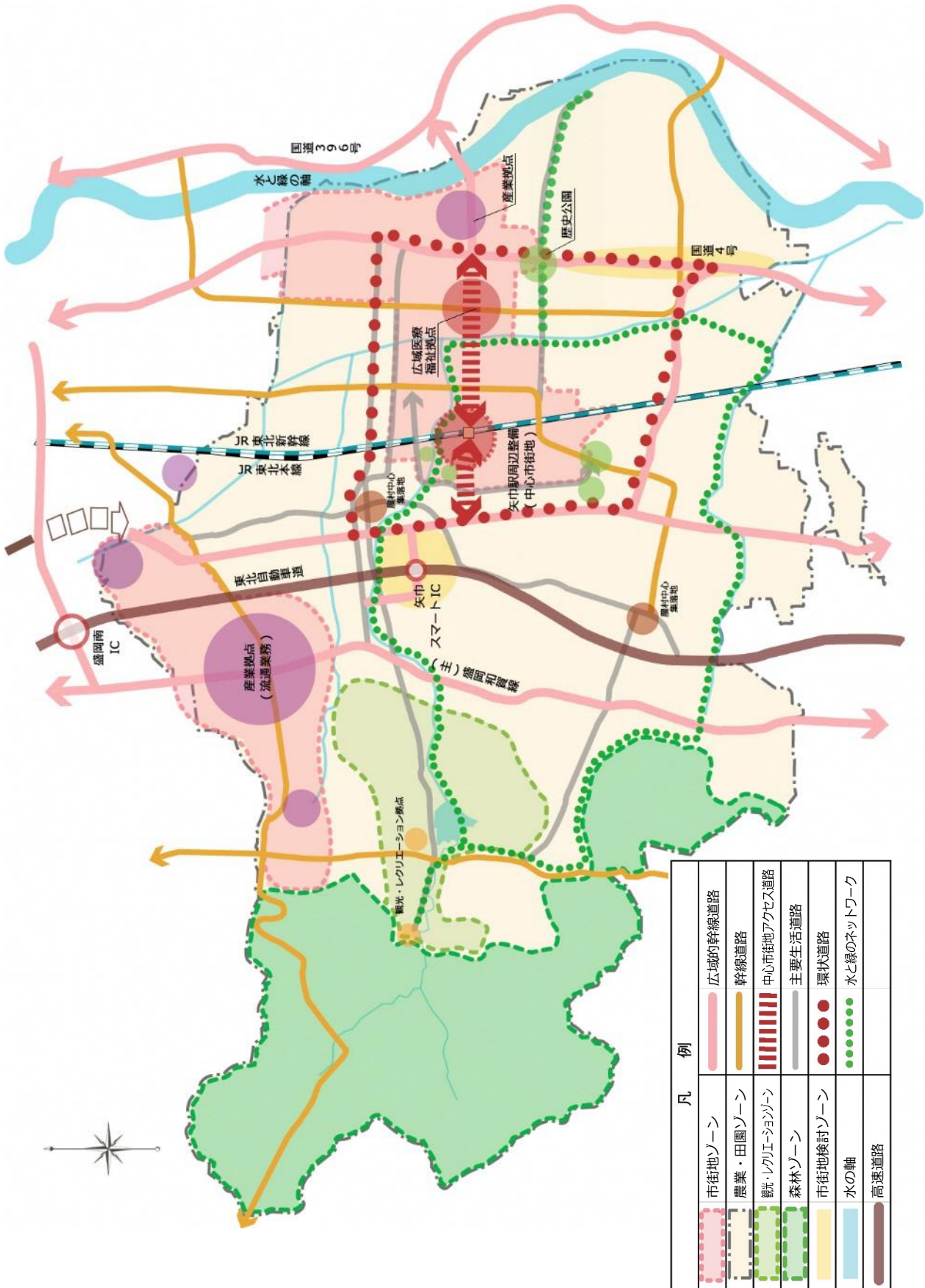
##### (2) 自然環境保全エリア

| 構成要素       | 概要             |
|------------|----------------|
| 森林ゾーン      | 奥羽山脈山裾の丘陵地     |
| 水と緑の軸      | 水と緑がまとまっている北上川 |
| 水と緑のネットワーク | うるおいある田園と河川景観  |

##### (3) 交通軸

| 構成要素               | 概要   |
|--------------------|--|
| 広域的幹線道路（都市軸）       | 広域的な交通流動を受け持つ道路                            |
| 幹線道路（生活軸1）         | 近隣市町との交通流動を受け持つ道路                          |
| 環状道路（環状軸）          | 中心地への不要な通過交通の排除を図るとともに、内部交通の有機的な機能を高める道路   |
| 中心市街地アクセス道路（アクセス軸） | 広域的幹線道路と中心地を結ぶ道路                           |
| 主要生活道路（生活軸2）       | 町内の日常生活に密着した交通流動を受け持つ道路                    |
| 生活環境道路（環境軸）        | 幹線道路（生活軸1）、主要生活道路（生活軸2）のうち、歩行環境・景観等に配慮する道路 |

図2 将来構造図



## 5 都市づくりの方針

都市づくりの方針は、「まちづくりの目標」や「将来都市構造」を実現するために必要な都市計画の分野ごとの取り組みに関する方針です。

都市づくり推進の基本となる土地利用や都市施設、都市環境、市街地整備などの各分野の目標や整備方針を次のとおり定めます。

### 5-1 土地利用

#### (1) 基本方針

- ① 都市にうるおいと安らぎを与える豊かな自然環境を将来にわたって保全します。
- ② 市街地及び市街地周辺は計画的な土地利用を進め、生活環境の維持向上、地域産業の振興発展、田園環境の保全を図ります。

#### (2) 誘導・整備の方針

##### ① 市街地

ア 現在のまとまりのある市街地形態を継承し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約誘導と、これと連携した道路整備、公共交通体系の形成を図り、すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指します。

イ 新たな市街地については、将来目標とする人口増加や産業振興に対応しつつ将来都市構造に照らし合せた計画的な配置を検討し、コンパクトな都市空間の形成と自然環境の調和を図ります。

ウ 都市の全国的な課題ともなっている空き家については、空家対策計画の策定・推進などにより計画的に取り組みます。

##### ② 市街地周辺

ア 既成市街地及び計画的な市街地整備区域を除く周辺の農用地は、田園環境の保全を図ります。

イ 河川や山林については、自然環境を活用した土地利用を進めます。

#### (3) 市街地の主要用途の配置方針

##### ① 住宅地

ア 近年の宅地開発等により計画的に整備された住宅地や古くからの住宅地が矢幅駅周辺から国道4号沿いに位置し、コンパクトな市街地を形成しています。今後もこの市街地形態を継承し、各世代を通じて住み続けていけるよう、市街地の醸成を図ります。

イ 市街地開発に伴う住宅地整備については、周辺市街地に連動しながら計画的に行うとともに、低層住宅を中心とした土地利用の誘導と併せて、長期優良住宅や省エネ住宅の普及を図ります。

ウ 本町の人口は増加傾向ではありますが、将来は少子高齢化などに

より減少することが危惧され、新たな人口の誘導施策を講じなければ、まちの活力減退を招くことが懸念されます。また、県医療中枢機関である岩手医大施設とその関連施設、北東北物流拠点である流通センターなどを抱える本町には、その就業者の住宅整備が求められます。これに対応するため、既存住宅地や集落との連担、農用地の保全に配慮し、市街化区域縁辺部や既存集落隣接部において新たな住宅地整備を誘導し、居住人口の増加と維持を図ることを検討します。なお、この新規住宅地については市街化区域編入を前提に、地区計画を設定して計画的に整備誘導を行います。

## ② 商業地

ア 矢幅駅周辺商業地と矢巾ショッピングセンター、岩手医大施設周辺商業地の連携を図り、商業地としての魅力向上を図るとともに、交流人口増加や高齢化社会に対応する歩行空間が充実した回遊性のある空間を創出します。

イ 土地区画整理事業による都市基盤の整備がされた矢幅駅周辺部に商業・業務系土地利用の集積や高度利用を誘導するとともに、地元商工業者やまちづくり会社との連携による活性化を図り、SOHO や副業支援も含めて新たなビジネススタイルを創出します。

## ③ 工業・流通業務地

ア 北東北の物流拠点である流通センターや西部工業団地、工業専用地域である下田工業団地は、その能力や立地企業の連携を活かした取り組みを推進するとともに、企業誘致施策と併せた機能拡充を検討します。

イ 特別業務地区が指定されている矢幅駅東地区と流通センター地区は、条例による建築制限を行いながら周辺と調和のとれた土地利用を誘導します。

ウ 新規工業・流通業務地は、矢巾スマート I C や国道 4 号が持つ潜在的な能力を活かす土地利用を推進し、土地区画整理事業のほか民間事業者による開発整備の可能性を検討します。なお、この新規工業・流通業務地については、地区計画を設定して計画的に整備誘導を行います。

## ④ 公共公益サービス地

役場を中心とする町民センター、町立小中学校、県立不来方高校、産業技術短期大学校、岩手医大施設等を公共公益サービス地として位置づけて機能拡充を図るとともに、アクセス道路の充実や防災機能の連携を図ることにより、日常生活の利便性、安全性の向上を図

ります。

### (3) 市街地周辺の土地利用の方針

#### ① 市街化調整区域土地利用方針の策定

近年の社会・経済情勢の変化により、市街化調整区域においては既存集落の人口減少や町活性化のための産業等適地の開発抑制、不適地の開発発生が危惧されるなどの課題があり、市街化調整区域内においても適正な土地利用誘導が必要となっていることから、町・地域の活性化を図り、適正な土地利用誘導を行うため、市街化調整区域における土地利用方針を策定します。

#### ② 優良な農用地として保全すべき区域

生産活動の場であるとともに四季折々の美しい景観を生み出す農用地は、矢巾農業振興地域整備計画に基づき、土地基盤整備事業が完了している区域等を中心に優良農用地として保全を図ります。

#### ③ 計画的な市街地整備の見通しがある区域

計画的な市街地整備の見通しがある区域については、農林漁業上の土地利用及び環境保全に配慮しつつその目的・内容により、盛岡広域都市計画区域市街化区域への編入、市街化調整区域地区計画の設定などによる市街地整備を検討します。

#### ④ 大規模既存集落区域

町立煙山小学校・不動小学校周辺に代表される市街化調整区域の大規模既存集落については、居住環境と営農条件が調和した適正な土地利用に誘導し、すでに整備されている道路や上下水道、公共施設等を活かして町や地域の活性化につながる土地利用については、地区計画の活用などにより、地域住民と協議検討してその実現に努めます。

#### ⑤ 自然環境を保全・活用する区域

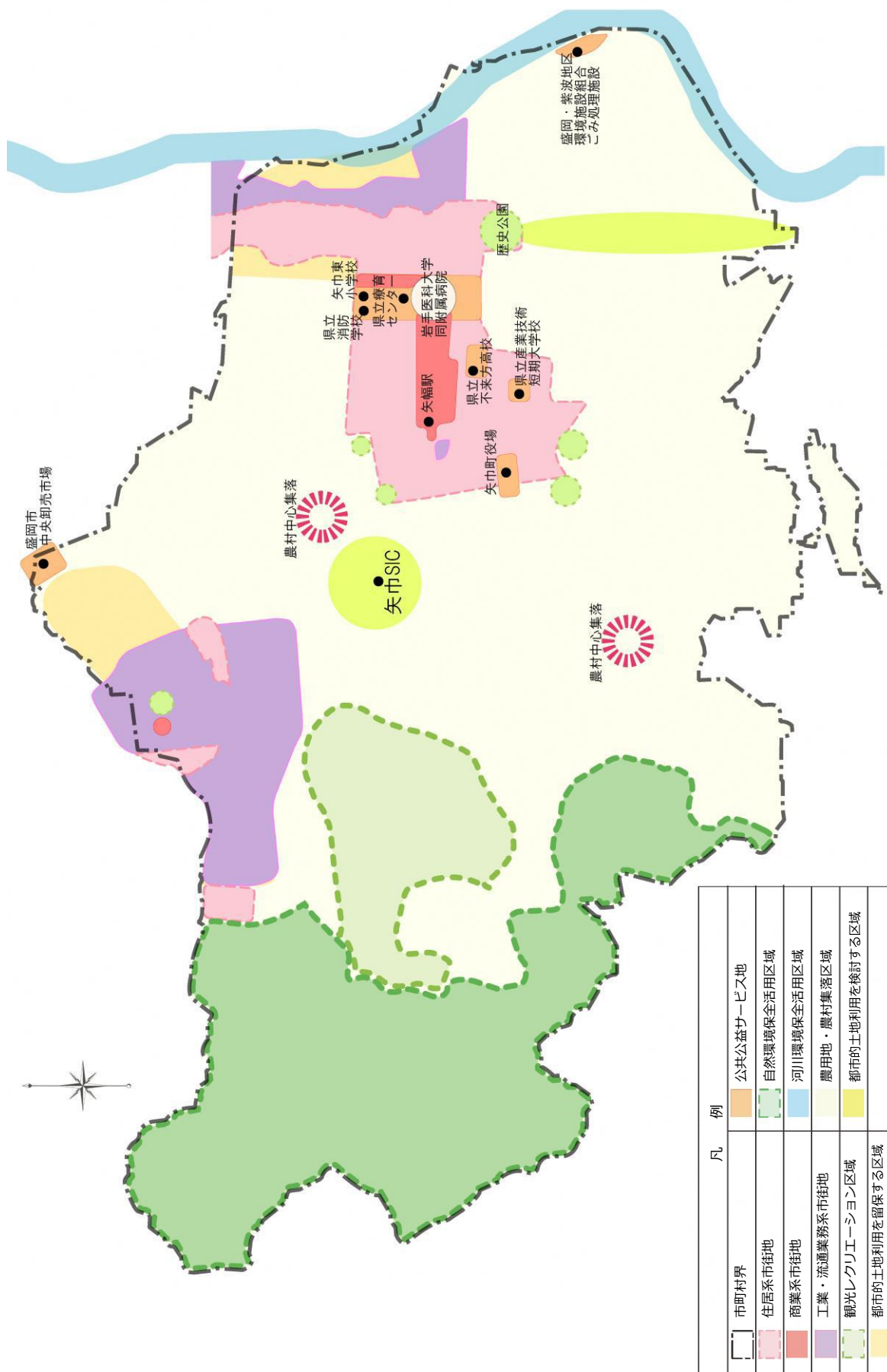
町立自然公園を含む西部の緑地については、その自然環境の保全を図るとともに、観光、スポーツ、レクリエーション施設の整備を行い、自然環境を活用する場としての整備を進めます。

#### ⑥ 河川環境を保全・活用する区域

ア 北上川の水辺空間の活用や川との歴史的な係わりの周知など河川環境を保全・活用する区域として、北上川の河川敷整備を関係機関と調整を図りながら進めます。

イ 岩崎川の改修により整備された河川公園を水と緑のネットワークと結び付け、うるおいと安らぎの場を創出します。

図3 土地利用方針図



## 5-2 都市施設の施策

### 5-2-1 基本方針

都市施設とは、道路・公園・下水道などをいい、良好な都市環境を支える機能や装置として必要不可欠な公共施設です。まちを活性化させて人々が安心・安全な社会生活を営むことに配慮しつつ、将来に向けて限りある財政下のもと、効率的・効果的な都市施設の整備・維持を推進します。

### 5-2-2 交通施設の整備方針

#### (1) 道路網の方針

##### ① 道路網の目標

本町には、東北縦貫自動車道、国道4号をはじめ主要地方道（以下、交通施設の整備方針では「(主)」とする。）盛岡和賀線ほか県道6路線により幹線道路網が構成されています。また、高速道路の活用による救急医療機関である岩手医科大学附属病院（以下「医大附属病院」という。）への搬送路確保、地域産業の活性化を目的に矢巾スマートICが開通したほか、周辺道路、徳田橋架け替えの整備が進められており、併せて渋滞緩和策として、町道（以下、交通施設の整備方針では「(町)」とする。）中央1号線の整備を進めています。

しかし、本町内の道路網の構成は、地理的・歴史的背景や鉄道を横断する必要があることなどから東西軸が弱く、縦断する南北軸が基本になっています。効率的で効果的な道路の段階構成を形成するためにも、広域的な道路ネットワークと環状道路、中心市街地のアクセス道路の位置づけを明確に示すとともに、来町者にもわかりやすくかつ矢幅駅周辺や岩手医大施設等周辺の通過交通を抑制する利用しやすい道路環境を目指します。

##### ② 整備方針

#### ア 広域的幹線道路

広域的な交通網の一環をなす矢巾スマートIC、国道4号、396号と国道と同等に近隣市町との連絡を担う（主）盛岡和賀線、一般県道（以下、交通施設の整備方針では「(県)」とする。）不動盛岡線を広域的幹線道路として位置づけ、都市活動を支え、地域間交流を活発にする道路の形成を図ります。

また、国道4号盛岡南道路の早期事業化、架け替え整備が進められている徳田橋の早期供用開始について、関係市町とともに推進します。

#### イ 幹線道路

近隣市町との連絡を主要な役割とする（県）矢巾西安庭線、都市計画道路（以下、交通施設の整備方針では「(都)」とする。）西仙北北川線、津志田白沢線、（町）西部開拓線、中央1号線を広域的幹線道路を補完する幹線道路として位置づけ、状況に応じた車両、歩行者双方の安全対策を推進します。

#### ウ 環状道路

国道4号、（県）不動盛岡線、（都）高田煙山線、土橋白沢線を環状道路として位置づけ、矢幅駅や役場周辺、岩手医大施設等周辺の中心市街地への不要な通過交通流入を抑制するとともに、本町内の縦横を結び、広域的幹線道路にアクセスする道路として社会経済の活性化につなげます。

#### エ 中心市街地アクセス道路

広域的幹線道路から矢幅駅を結ぶ（都）矢幅駅黒川線（徳田橋含む）、矢幅駅西口線を中心市街地アクセス道路として位置づけ、矢幅駅前広場に接続する本町のシンボルとなる道路を目指します。

#### オ 主要生活道路

町内の東西を結ぶ横軸道路として（都）高田煙山線、（町）田浦線を主要生活道路として位置づけ、整備に取り組みます。

なお、主要生活道路は集落と広域的幹線道路、コミュニティの拠点となる施設を連絡するものであるため、車両も歩行者も安全に安心して通行できる道路を目指します。

#### カ 生活環境道路

幹線道路、主要生活道路のうち、歩道整備や景観に配慮すべき道路を生活環境道路として位置づけうるおいのある道路空間の形成を図ります。

#### キ 生活道路の整備

歩道整備等の安全確保対策を進めるほか、未舗装道路の整備にあっては、地域と協議を行い「矢巾町地域協働の道づくり事業」を継続して進めるとともに、道路の維持管理も地域が行う協働体制の強化を図ります。

#### ク 特殊街路等

矢幅駅周辺の東西連絡軸となる矢幅駅東西自由通路と駅前広場、（都）矢幅駅東せせらぎ通り線は、「やはぱーく」や周辺商業地と一体となった安全な歩行空間を形成します。

また、医大附属病院の開業に伴い、広域的な救急医療体制の確立、



病院間の連携等の医療体制強化を図るため、高速道路と病院を連絡する「緊急車両退出路」の整備を検討します。

ケ 自転車通行帯の整備

住民の健康増進や環境の低炭素化を目指した自転車利用を図るとともに、自転車と歩行者が安全に安心して通行できるように、必要に応じ、歩道と分離した自転車通行帯の整備を検討します。

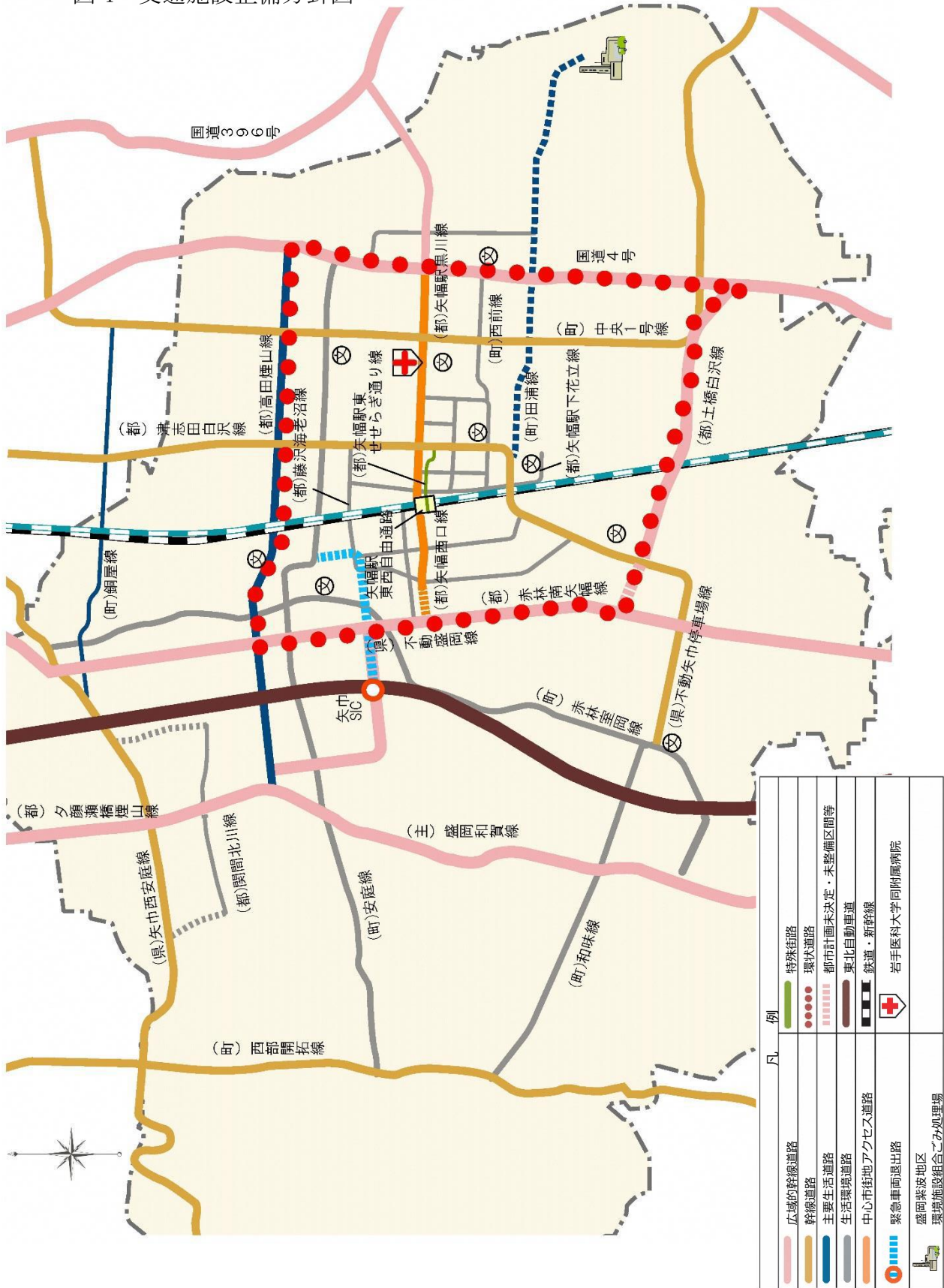
コ 道路の維持管理

道路及び橋梁などが長期にわたり安全に利用できるよう、日常の点検や施設の維持管理計画により、適切な維持管理に努めます。

③ 都市計画道路の見直し方針

本町を取り巻く状況が変化するなかで都市計画決定後、長期にわたって事業が実施されない路線や区間のなかには、道路に求められる機能や役割の変化が生じている可能性があることから、必要性を検証したうえで適切な見直しを行います。

図4 交通施設整備方針図



## (2) 公共交通網の方針

### ① 公共交通網の目標

本町の公共交通機関は、自家用車への依存率が高いことから公共交通網が十分に整備されておらず、自ら交通手段を持たない住民の移動手段の確保や医大附属病院開業により予測される多数の来町者への対応、中心市街地渋滞緩和策が課題となっています。

本町では路線バスのほか、その補完的役割を持つ矢巾町循環バス「さわやか号」を運行していますが、利用者の減少は著しく、地域住民の足としての役割を果たすためには継続的に利用者ニーズの把握に努める必要があります。さらに医大附属病院への通院手段としての鉄道やバス利用者への対応やニーズを反映した運行システムの導入等、公共交通のあり方を検討する必要があります。

### ② 整備方針

#### ア 公共交通の充実

##### a 矢巾町地域公共交通網形成計画の策定

地域全体の公共交通のあり方、住民・交通事業者・行政の役割を示し、面的な公共交通ネットワークの再構築を検討して、公共交通ネットワークの利便性や効率性の向上を目指します。

##### b 鉄道

交通結節点として、乗り継ぎ時間などほかの交通手段との連携を協議検討し、利用者の利便性や効率性の向上を目指します。

また、公共交通の拠点として、矢幅駅前広場や矢幅駅東西自由通路等の機能維持と向上に努めます。

##### c 路線バス

運行本数の増加や医大附属病院と鉄道乗り継ぎ時間に配慮したダイヤ調整等を協議検討します。

また、誰もが利用しやすい低床車両の導入や環境に配慮した低公害車両の導入を推進します。

##### d コミュニティバス（さわやか号）

予測される多数の来町者や住民ニーズ、公共交通の現状を合せ、路線バスと併せてコミュニティバスの運営・運行計画等を適宜検討し、利便性の向上を図ります。

##### e デマンド型交通（\*）

公共交通が利用できない地域の生活を支えるために、公共交通の拠点である矢幅駅周辺への移動手段の確保を目指して、デマンド型交通の導入を検討します。

- \* 利用者からの予約（ニーズ、デマンド）に応じて運行する公共交通の形態。乗合として交通手段に不便をしている人々を指定場所から目的地まで移動させるもので、集落散在、人口低密度地域などで活用されている。

## イ 二次交通の充実

現在、やはぱーくで自転車シェアリング(\*)を実施しています。買い物や観光などに自転車シェアリングを促進することで、二次交通としての自転車利用を拡大し、環境負荷の少ない低炭素型まちづくりを推進します。



(事例 富山市中心市街地)

- \* 自転車共同利用サービス。利用者は一定のエリア内に設置された拠点で自由に自転車の借受・返却をすることができる。

## ウ 駐車場・駐輪場

全国からの本町玄関口となる矢巾スマートICに駐車場整備、併せて広域幹線・環状道路沿いでもあり、環境の低炭素化や中心市街地交通混雑の緩和の面からもパーク&ライド(\*)の実施を検討します。

また、公共交通の拠点である矢幅駅周辺に駐車場・駐輪場を町が整備していますが、駐車場については周辺の民間計画を考慮しながら、そのあり方について検討します。

- \* 出発地からは自動車を利用し、途中で電車やバスなどに乗り換えて目的地まで移動する方式。都市中心部や観光地の交通混雑の緩和を目的に行われている。

## 5-2-3 公園・緑地の方針

### (1) 公園・緑地の目標

本町の骨格的な緑地空間である丘陵地の自然を保全するとともに、良好な市街地環境の形成やスポーツ・レクリエーションの場のほか、防災施設としての公園・緑地の活用を図り、併せて地域の歴史・自然環境を活用した魅力あふれる公園整備を計画的に推進します。

また、これらと平野部を流れる河川沿いの道、生活環境道路を結びつけ、水と緑にふれあう空間づくりを進めます。

### (2) 整備方針

#### ① 都市公園等

住民に憩いとうるおいを与える都市公園は6箇所ありますが、年々利用率の低下や経年による施設劣化が見られます。都市公園が潜在的

に持つ多機能性を活かすため、計画的な施設修繕を行うとともに、管理運営については指定管理やP a r k - P F I (\*)などの民間活力の導入を検討し、都市公園の魅力向上を目指します。

民間開発や土地区画整理事業による小規模公園については、各自治会が維持管理を行っています。公園は地域住民が憩い集う場であり、交流拠点として活かすためにも、今後も自治会による維持管理活動を支援していきます。

また、新たに整備される公園については、災害時に地域の避難所として防災機能を併せ持つ整備を積極的に推進します。

\* 民間事業者が都市公園の収益施設と公共部分とを一体で整備できる制度。都市公園内に設けるカフェなど収益施設の設置許可期間を緩和するなど、民間事業者が都市公園を整備しやすくなる。

## ② 町立自然公園

町立自然公園内には南昌山や城内山を中心とする森林緑地、煙山ダムや幣懸の滝などの水辺空間、総合グラウンドやゲートボール場などのスポーツ・レクリエーション施設や矢巾温泉郷、新たな観光スポットとなっている煙山ひまわりパークなどがあり、隣接する県立林業技術センターや県営煙山森林公園と連携しながら機能の充実、整備を図ります。

## ③ 歴史公園

徳丹城史跡や県指定藤沢狄森古墳群のほか、町が指定する遺跡などの文化財の保全・活用を図るとともに、現在も調査実施中の徳丹城史跡については歴史公園として位置づけ、重点的な整備を図ります。

## ④ 河川空間

古くから人々の暮らしと密接な関わりを持ってきた北上川をはじめ、市街地周辺を流れる中小河川については、その歴史的背景に配慮しながら、自然環境を活用した親水空間の整備を河川改修等と合せて推進します。

## ⑤ 水と緑のネットワークの形成

田園風景や河川による親水空間、賑わいのある都市環境を一体的に道で結びつけ、町内の豊かな水と緑にふれあいながら散策やサイクリングができる水と緑のネットワークを形成することにより、うるおいのある空間づくりを進めます。

#### 5-2-4 上下水道及び河川の方針

##### (1) 上下水道及び河川の目標

本町は上下水道ともに概ね普及しています。施設設備の経年による老朽化や将来の開発計画への課題、河川については治水機能の向上などの課題がありますが、住民が安全に安心して生活が送れるよう整備を推進します。

##### (2) 整備方針

###### ① 下水道

土地利用に応じて公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業の事業分担を行うことで、公共用水域の水質を保全します。公共下水道事業については平成30年度(2018年度)に概成予定であり、農業集落排水事業区域の一部を公共下水道事業区域に組み込むことで施設の集約化・高度利用化を図ります。

また、長寿命化計画や機能診断・強化を進めながらアセットマネジメント(\*)を導入し、適切な維持管理運営を推進します。

###### ② 河川

市街地での雨水処理は雨水幹線、雨水管などによる排水処理を基本として最寄りの河川へ放流となりますが、放流先の河川状況により流出抑制が必要な場合、建築物や開発計画により、必要に応じて雨水貯留施設の設置を求めます。

また、自然災害を未然に防止するために河川改修事業を計画的に推進するとともに、下水道整備事業などの水質保全、各河川愛護会による取り組みと連携し、自然環境を活かしたうるおいと安らぎのある河川環境の整備を進めます。

###### ③ 上水道

医大附属病院の開業や将来の開発への水需要の増大に対応し、安全な水を安定的に供給するため、水源と浄水場及び配水管網の整備を進めます。

また、水道施設整備計画を推進しながらアセットマネジメント(\*)を導入し、適切な維持管理と運営を推進します。

\* 上下水道事業を対象に「現状の把握」と「資産の将来見通しの把握」を行い、それに基づく更新需要及び財政収支の見通しを算定すること。

#### 5-2-5 その他の都市施設の方針

##### (1) その他の都市施設の目標

転入・交流人口の増加や多様化する住民の生活ニーズに対応する公共

公益施設を、アクセス性などを勘案し、コンパクトなまちづくりを意識しながら適切に誘導配置し、整備を図ります。

また、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の長期的視点による老朽化対策を推進し、適切な維持管理を図ります。

## (2) 整備方針

### ① 道の駅

増加する来町者への対応とそれを契機とする地域振興のため、道路利用者のための「休憩施設」、道路利用者や地域住民のための「情報発信機能」、活力ある地域づくりを行うための「地域連携機能」として、また、矢巾スマートＩＣや広域防災拠点がある本町の地域性、東日本大震災の教訓などから「防災機能」を併せ持つ「道の駅」について、整備検討を進めます。

### ② 教育施設

徳丹城史跡の調査・整備に伴う徳田小学校の移転については、児童数の動向に合せた施設規模で適切な配置、整備を図ります。また、新たな住宅地については、公共施設の有効利用を図るためにも、各小学校の適切な児童数と学区編成に配慮した整備を進めます。

### ③ 介護・福祉・医療施設等

高齢化の進行や今後の土地利用の動向に合わせ、介護・福祉・医療施設等の整備充実を図ります。医大附属病院の開業により、広域的医療施設としての機能に配慮しながら、関連施設とのネットワーク化を推進します。

### ④ 町有地

矢幅駅前、旧矢巾中学校跡、室岡地区などの町有地については、検討委員会を設置するなどして住民の意向を把握し、それぞれの拠点にあるという位置条件に照らしながら、これからのまちづくりへの波及効果を考慮した有効活用を図ります。

### ⑤ その他の施設

ア 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想により将来、新たなごみ焼却施設が県央地区に整備され、1施設に集約化されて稼働する計画ですが、それまでは現在の盛岡・紫波地区環境施設組合のごみ処理施設を継続して使用することから、増大するごみの円滑な処理と再資源化により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するとともに、施設周辺地域への環境保全、施設の延命化に向けた取り組みに努めます。また附帯の熱供給施設の活用など、地域に開かれた都市施設の運用を図ります。

イ 矢巾斎苑は整備後 30 年以上経過しており、施設の老朽化が見られることから、適切な改修工事を実施しながら施設の安全な維持管理に努めるとともに、指定管理者制度による民間活力の運営により、良好な管理運営を図ります。

ウ 公営住宅については、老朽化が進む町営住宅の計画的な修繕を図るとともに、民間活力の導入や県営住宅の誘致を検討します。

エ 医大附属病院の開業などにより増加する来町者も含めて、すべての人が安心して過ごせるまちとするため、次のことに取り組みます。

a ユニバーサルデザイン（＊）による施設整備等

＊ 障害の有無や年齢、性別などにかかわらず、すべての人が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

b 矢幅駅周辺などの中心市街地の案内板や町内案内図（まち歩き地図）の設置

c ローカルファースト（＊）

＊ 地産地消や地域活性化など自らが住む地域を大切にす様々な価値観を創出しようとするもの。

d 適切な防犯カメラの設置

e 住居表示の検討

### 5-3 都市環境

#### 5-3-1 基本方針

本町は古くから米作りが盛んで豊かな農地が広がる農村地帯であり、西部山麓を水源として北上川に注ぐ大小の河川が東部に流れ、こうした大きな水循環のなかで生活してきましたが、近年の都市化の進展に伴い、身近な自然が失われていくことが危惧されます。この状況を踏まえ、次世代に環境負荷をかけずに地球にやさしく、豊かな自然や田園環境を次世代に継承することを基本として、自然や環境の保全、都市の緑化を進めます。

東日本大震災や過去に本町を襲った大雨洪水被害の教訓から、町民の生命や財産を守るため、災害が起きにくいまちをつくとともに、自主防災組織の支援や避難場所の確保などの防災対策の充実を図ります。

#### 5-3-2 都市環境形成の方針

##### (1) 都市環境形成の目標

都市のなかで住みよいうるおいのある環境づくりのための空間形成、都市と田園の調和を維持、水辺や緑の保全・育成など、快適な環境が創



出されるまちの形成を目指します。

## (2) 整備方針

### ① 水と緑の保全

ア 町立自然公園を中心とする丘陵部の森林緑地、北上川や岩崎川をはじめ中小河川、ため池などの緑地・水辺空間を保全するとともに河川公園や河川沿いの道、生活環境道路を結びつけ、水と緑にふれあう空間づくりを進めます。

イ 市街地や農村地域に見られるまとまりのある樹林地や境内林、屋敷林等を身近な緑地として保全育成し、有効活用を図ります。

ウ 点在する空き家の庭や空き地を、所有者や地域との協議のうえで、地域内の交流やうるおいを育む緑地としての活用方策を検討します。

### ② 環境にやさしいまちづくり

ア 省資源、省エネルギー、ゼロ・エミッション、3Rなどのさまざまな取り組みに対応し、地域特性を活かした循環型社会形成に向けた取り組みを推進します。

イ 矢巾町新エネルギービジョンに基づき、自然エネルギーの活用を推進するとともに、太陽光発電システムや再生可能エネルギーの有効利用を促進します。

ウ 自然や生活環境の保全に向け、公害や不法投棄、不法開発等の防止に適切に対応するとともに、環境教育や地域・団体による清掃活動支援を充実します。

エ 公共施設の低炭素設備導入等による省エネルギー改修を行い、エネルギー使用量やCO<sub>2</sub>排出の削減を図ります。

## 5-3-3 都市景観形成の方針

### (1) 都市景観形成の目標

都市景観は、日々の生活と生産活動に直結し、心に快適と豊かさをもたらしてくれる環境や資源です。本町は西は南昌山、東は早池峰山をシンボルとして、西の丘陵地から北上川に向かって、緩やかなスカイラインを形成しています。本町を見渡せる場所に位置する矢幅駅やははば一くから、国道4号に向かって緩やかな傾斜の途中にアイストップ(\*)となる岩手医大施設が位置しています。また、そのコンパクトな市街地を取り巻くようにして田園風景が広がっています。このような特色ある「やはば」らしい都市景観を生かしたまちづくりを目指します。

\* 街角や見通しの良い通り景観の正面にあり、人の視線を引きつけ又は印象に残る山や樹木、建築物など。

## (2) 整備方針

### ① 市街地景観の形成

ア 中心市街地の拠点であり、交通結節点である矢幅駅からの景観形成に配慮したまちづくりを推進します。

イ 住宅地をはじめ、公共施設、工場・流通業務地、商業地においては、敷地内の緑化や歩道への植樹帯設置等を進めるとともに、建築物・工作物のデザインや色彩をコントロールし、周辺の景観と調和した街並みの形成を推進します。

### ② 田園景観の保全

四季折々の美しい農村景観を生み出している田園風景を保全するため、無秩序な土地利用や乱開発を防止するとともに、優良農地の保全を図り、農村地域に散在する屋敷林の保全・活用を推進します。

### ③ 自然景観の保全

市街地の背景となり、うるおいと安らぎを与えつつ四季を演出している丘陵地や水辺空間などの自然景観を保全するとともに、煙山ひまわりパークのような新たな資源を水と緑のネットワークと連携することで、歩くことがたのしくなる住民の憩いの場として活用を図ります。

### ④ 歴史・文化的景観の保全

徳丹城史跡をはじめとする町内遺跡、旧稻荷街道の松並木、神社・仏閣等の歴史・文化的資源を保全するとともに、その魅力を引き出すような周辺環境と一体となった整備を図ります。

### ⑤ 住民の合意による街並み景観形成

地域性豊かな景観を守るため、住民と行政の協働による街並み景観形成のためのルールづくりとして、地区計画制度の活用や景観計画等の策定を図ります。

## 5-3-4 都市防災の方針

### (1) 都市防災の目標

住民の生命や財産を守るため、火災や震災、水害、雪害などの災害予防に努めるほか、防災性を考慮した道路・公園等の都市施設の整備・充実、関係機関・団体との連携を図り、住民が安心して暮らすことができる、災害に強い安全なまちづくりを推進します。

### (2) 整備方針

#### ① 防災対策の推進

都市の防災機能を高めるため、市街地の不燃空間の確保や市街地環境の改善を目指した計画的な指導・整備を行います。また、住民等の

防災意識の向上や災害危険個所の周知を図るとともに、主要な公共施設や商業・業務施設等の人が集まる建築物の不燃化・耐震性の向上を図る対策を推進します。

## ② 防災体制の充実

ア 岩手県の防災拠点ともなる県消防学校や医大附属病院の立地、広域的幹線道路の矢巾スマート I C や国道 4 号などの広域道路網が発達している地域性を活かした防災体制を構築します。

イ 災害時の避難場所として集团的に住民を収容できる公共施設などを位置づけして安全な避難場所の確保を図り、併せて避難路として特に必要と認められる道路については拡幅改良を促進するとともに、避難路沿道の不燃化や植樹促進による延焼防止機能を付加するなど、安全な避難形成のための検討を行います。

ウ 災害時に地域内の情報を迅速かつ的確に収集、伝達するため、防災ラジオの有効利用を進め、消防団組織や自主防災組織の支援・連携を図ります。

エ 災害時に必要となる人員、専門知識、支援物資等へ適切に対応するため、協定締結などによる民間企業・団体等との連携を図ります。

オ 防災マップの普及に努めるとともに、開発や建築相談時等には県と連携して、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等に合せた指導を行います。

カ 建物所有者が防災対策を自身のことと捉えて取り組むよう、住宅・建築物耐震改修促進計画により住民に建物耐震を啓発するとともに、旧耐震基準により建てられた住宅の耐震診断・改修の支援を図ります。また、点在する空き家については所有者、地域と連携して適正な管理に努めます。

## ③ 河川改修等による治水対策

市街地周辺には北上川や岩崎川などの一級河川、関連する中小河川がありますが、流域周辺の開発などにより河川への負担が高まることが予想され、また、過去に本町を襲った大雨・洪水による災害からも、災害を未然に防止するため、河川パトロールの強化や河川改修等の治水対策を推進します。

また、市街地を囲む農用地は農業生産基盤のほか、自然のダムとしての役割を担っていることから、耕作放棄の防止や適正な土地利用誘導に努め、農用地の保全を図ります。

## 5-4 市街地整備

### 5-4-1 基本方針

まともにある市街地形成を今後とも本町の市街地形態として維持させつつ、それを中心とした都市基盤整備を図ります。また、新たな市街地開発については、道路整備などとの連携を図りながら、土地区画整理事業の導入や民間開発などの誘導を図り、地区計画を活用しながら計画的な面的整備により、良好な市街地の形成を図ります。

#### (1) 市街地整備の目標

利便性・快適性・安全性のある中心市街地の機能充実を図るとともに、良好な業務地・住環境の確保を目指します。特に中心市街地の拠点であり交通結節点となる矢幅駅周辺は多様な都市機能を集積させ、暮らす人、訪れる人が歩いて過ごせるまちのシンボル空間としての整備を推進します。

#### (2) 整備方針

##### ① 矢幅駅を中心とした市街地整備の推進

矢幅駅周辺の土地区画整理事業が完了を迎えます。土地の活用方法は権利者の意向に委ねられており、中心市街地としての賑わいを創出する土地利用が具現化していないのが現状ですが、まちのシンボル空間として、まちづくり会社と連携しながら、歩いて過ごせる環境のなかに商業・業務・文化・行政機能を備えた新たな生活やビジネススタイルを提供し、人々の交流や賑わいが生まれる整備を推進します。

##### ② 岩手医大施設の立地に伴う市街地開発の計画的推進

岩手医大施設、県立の療育センターや消防学校の立地をまちの市街地形成の大きなプラス要素とするために、土地利用、交通体系、関連公共施設などの計画、さらには岩手医大施設等と地域を結びつける施策やヘルスケアゾーンとして位置づけ、関連事業者の誘致など、総合的な観点から検討・協議を進め、市街地形成を段階的に推進します。

また、まちの交流人口増加の核となる新たな都市空間として、医療福祉にふさわしいうるおいある景観と矢幅駅周辺と連携し、活発な交流が行われる職・住・遊の複合的な機能を備えた整備を目指します。

##### ③ 既成市街地の居住環境整備の推進

道路などの都市基盤施設が未整備のまま自然発生的に形成された住宅地については、建替えにあわせた建築物の不燃化、セットバック、緑化の促進、町道などの優先的な整備を進め、点的な個別改善の連携による居住環境整備を推進します。

##### ④ 移住・定住施策の推進

子育て世代や団塊世代、農業志向、U J I ターンを対象とする移住・定住促進策などについては、空き家の適正利用や大規模既存集落の維持・活性化策を含めて検討します。

#### ⑤ 新市街地の整備方針

まちの活性化につながる新たな業務地の拡大や住宅地の確保などについては、位置や規模、整備手法を十分検討し、土地利用の混在化や過大な公共投資を抑制するためにも市街地縁辺部など、既成市街地と一体となったまとまりある市街地形成を推進するとともに、矢巾町用途地域設定指針による適切な用途地域と将来の土地利用計画に即した地区計画を設定し、計画的な整備により良好な市街地形成を図ります。

なお、市街化調整区域地区計画による新市街地の整備については、地域住民や土地所有者等と十分な協議検討を行い、市街化調整区域土地利用方針に基づく土地利用を推進し、建築条例の制定などによる適正な整備を図ります。

### 5-5 住民参加のまちづくり推進

#### 5-5-1 基本方針

緑豊かな自然環境を保全しつつ、安全で快適なまちづくりを進めていくためには、行政と住民が信頼関係を築きながら、お互いが良きパートナーとなり、さまざまな地域の課題に取り組んでいかなければなりません。

まちづくりの主役となる住民と都市づくりに関わる民間事業者、その推進・調整の主体となる行政のそれぞれの役割と責任を分担し、住民参加によるまちづくりを実践していきます。

##### (1) 住民の役割

行政が発信するまちづくり情報に耳を傾け、計画や事業に対して積極的に意見やアイデアなどを提言するとともに、自治会などによる地域のまちづくりに向けて住民相互が協力し、秩序ある都市空間の形成を推進します。

##### (2) 民間事業者の役割

自らの生産活動の維持・発展に際して、都市計画制度のほか本町まちづくりに関する諸計画等を理解し、都市づくりに積極的な協力・貢献に努めます。

##### (3) 行政の役割

まちづくり情報を積極的に提供し、さまざまな要望を調整しながら

らまちづくりの実現に向けた必要な施策を、住民と民間事業者と連携して効率的かつ計画的に推進します。

#### 5-5-2 住民参加の方策

##### (1) まちづくり情報の発信

都市計画制度やまちづくりに関する行政情報、住民のまちづくり活動の情報を迅速かつ的確に提供するため、広報やはばの積極的な活用を行うとともに、インターネット等を通じた広範囲な周知を図ります。

また、まちづくりの学習機会を提供するなど、住民の自主的なまちづくり活動や実践団体などに対して積極的な支援を行います。

##### (2) 住民参加機会の充実

- ① まちづくりに対する住民の意向を幅広く把握するために、アンケート調査の実施やパブリックコメントの活用を図るとともに、自治会やNPO法人などの住民団体による懇談会やワークショップなどのまちづくり学習を支援し、住民とともにまちづくりを推進します。
- ② 地域の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めるとともに、まちづくりについて住民参加を促すため、都市計画提案制度や地区計画申出制度の普及を図ります。

## 参考－1 都市計画の提案制度

土地所有者またはまちづくりNPO等は、県または町に対し、都市計画区域等内の一定面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の 2/3 以上の同意を得て、都市計画を提案することができます。

提案を受けた県または町は、提案を基に都市計画を決定すべきかどうかを判断し、必要と認める場合は、都市計画の決定手続きを行います。

### 都市計画の提案制度フロー

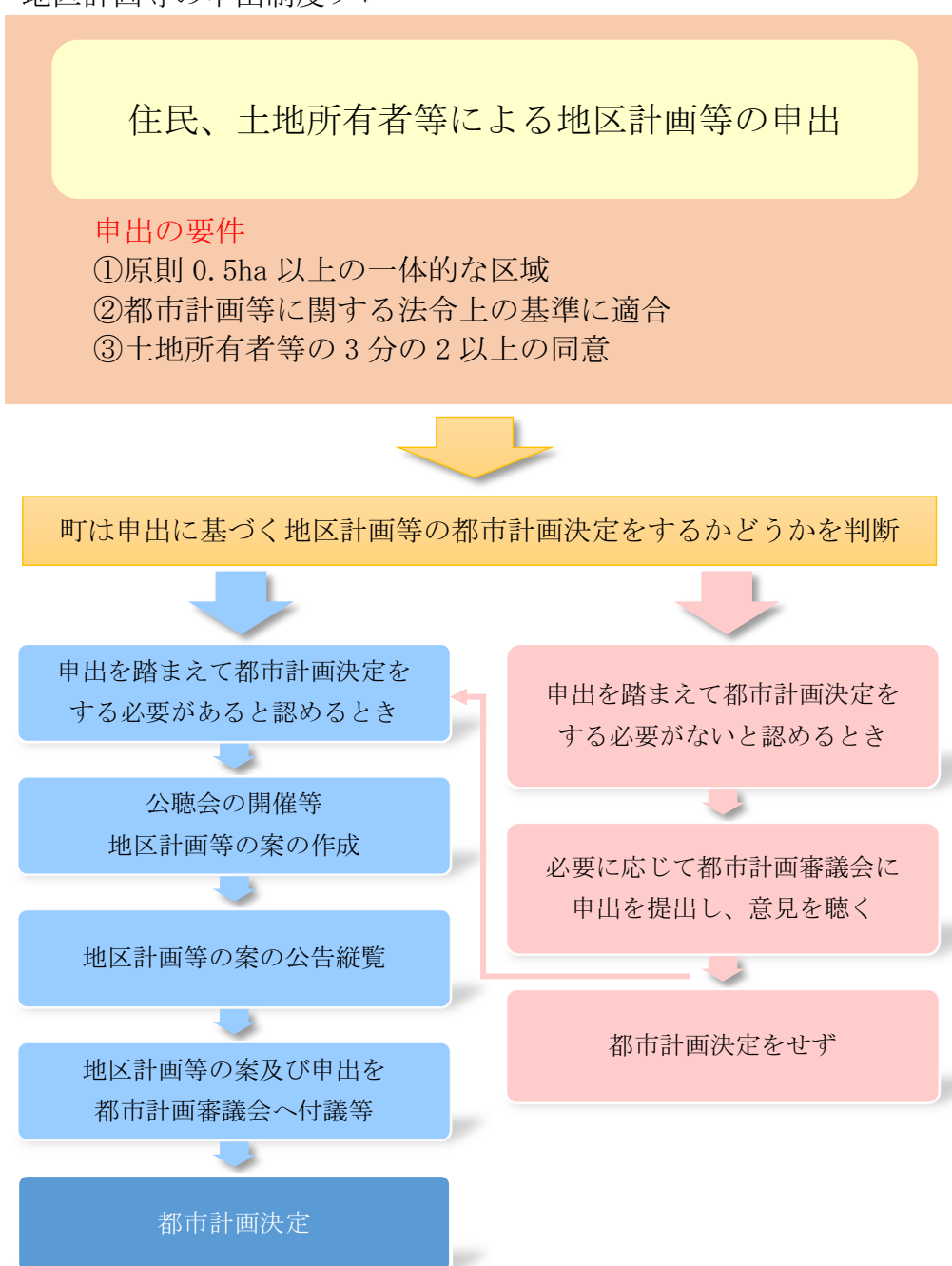


## 参考－２ 地区計画等に関する申出制度

住民または土地所有者等は町に対し、一定面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の 2/3 以上の同意を得て、地区計画等に関する申出をすることができます。

申出を受けた町は、申出を基に地区計画等に関して都市計画決定すべきかどうかを判断し、必要と認める場合は、地区計画等に関して都市計画決定手続きを行います。

### 地区計画等の申出制度フロー





## 1 地域区分

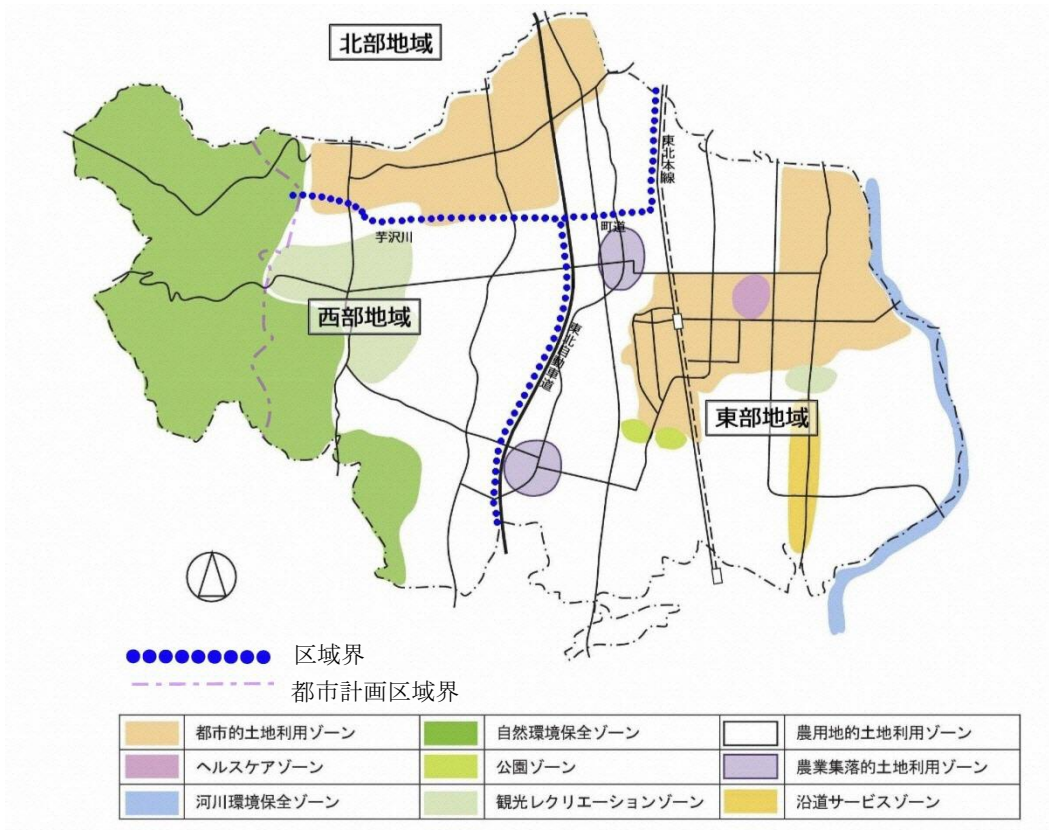
地域別構想の基本となる地域区分は、地域の特性・生活が概ね類似する区域であること、今後のまちづくり（整備構想）の方向性が同一であること等を考慮して設定します。

このマスタープランでは、次に示す3つの地域に区分します。

東部地域：東北自動車道より概ね東側の地域

西部地域：東北自動車道より概ね西側の地域

北部地域：概ね上赤林、広宮沢、流通センター行政区からなる地域



## 2 東部地域

### (1) 東部地域の現況と課題

- ① 矢幅駅をまちづくりの核とした土地区画整理事業の実施、民間開発の誘導などにより、商業施設、岩手医大施設を市街地の中に配置し、それを取り巻くように住宅地、その先に田園地帯が広がるコンパクトな市街地が形成されています。今後もまちの中心としてコンパクトな市街地を維持するとともに、社会経済状況に対応し、田園環境と調和した新たな土地利用を展開することが必要です。
- ② 町民センター・矢幅駅・岩手医科大学とその周辺を一体としてD I D地区が形成され、まちの中心として居住人口が集中しています。今後の医大附属病院の開業による来町者の大幅増加、昼間人口の飛躍的な増加が見込まれることから、誰もが安心して快適に過ごせる都市環境の整備が必要です。
- ③ 矢幅駅周辺は土地区画整理事業により都市基盤整備がされましたが、土地利用は土地所有者の意向に委ねられていることなどから、中心市街地としての土地利用が図られていない面もあり、交通結節点でもある矢幅駅を中心とした賑わいのある街並みの形成が課題となっています。
- ④ 道路構成は国道4号をはじめ、一般県道不動盛岡線、都市計画道路津志田白沢線、町道中央1号線などの南北軸が充実しています。また、一般県道不動盛岡線沿いに矢巾スマートICが開通し、全国につながる東北自動車道とのアクセスが容易になりました。しかしながら、本地域の東西軸は都市計画道路矢幅駅黒川線のみ依存するような構成になっています。今後、医大附属病院の開業や矢巾スマートICの開通等に伴う自動車交通を円滑に処理するためには、それぞれの道路の役割を明確にした交通処理対策が課題となります。
- ⑤ 都市公園はさくらんぼ公園1箇所のみですが、土地区画整理事業や民間宅地開発により整備された公園が複数あり、とりわけ矢幅駅前のねむの木公園は、駅からの歩行者動線による回遊性を持たせるとともに、隣接するやはぱーくと併せた利用ができるように配置されています。しかし、運動公園の設置や市街化調整区域集落からのアクセス向上を望む声もあり、周辺住民が憩う場としての公園のほか、地域全体としての公園のあり方を検討する必要があります。
- ⑥ 豊かな河川環境は住民の生活と密接な関係を保ちながら、災害への対応や親水空間としての機能を考慮した上で整備・保全されることが必要であることから、岩崎川の河川改修に併せて親水空間となる公園の整備

が行われました。今後、水と緑のネットワークの確立と連携する北上川の河川空間を活用した公園整備を検討する必要があります。

- ⑦ 昭和 44 年(1969 年)に国指定史跡となった徳丹城史跡については、本町の誇るべき歴史資産であることから、遺跡調査の継続と併せて、将来の観光拠点としての整備の検討が求められています。
- ⑧ 市街地を取り囲む市街化調整区域は、既存集落の人口減少や高齢化が著しく、集落機能やコミュニティの維持、交通弱者対策などが課題となっています。市街化調整区域であっても旧村中心部など住宅、生活サービス・福祉介護施設などが集中している地域をまちの小さな拠点ととらえ、定住促進にもつなげる市街地と差異がなく暮らせる施策が必要です。
- ⑨ 国道 4 号沿線の市街化調整区域では、県内でも主要な広域的幹線道路沿いでありながら有効な土地利用が図られていません。国道 4 号の持つ能力を活かし、まちの活性化や経済振興につなげるために、市街化調整区域であっても可能な産業の立地誘導を図ることが必要です。
- ⑩ 国道 4 号と徳田橋の間に位置する下田工業団地については、団地内用地が全て埋まっている状態にあることのほか、国道 4 号と架け替え整備が進められている徳田橋の持つ能力を活かし、まちの活性化や経済振興につなげる企業立地を図るため、団地を拡大することが必要です。
- ⑪ 国道 4 号沿線や下田工業団地の企業立地・集積施策については、矢巾スマート I C や盛岡市等の県内主要都市へのアクセス方法、医大附属病院の開業による国道 4 号等の広域幹線道路の交通渋滞緩和策を勘案し、道路整備と併せて検討することが必要です。
- ⑫ 全国につながる矢巾スマート I C の開通をこれからのまちづくりに活かすため、南伸が計画されている国道 4 号盛岡南道路の整備を見定めながら、社会経済のニーズにあった土地利用を積極的に推進することが求められています。
- ⑬ 岩手医大施設の移転に併せて、県立療育センターや県立盛岡となん支援学校など、県の医療福祉の中心となる施設が移転開設しています。この条件をまちづくりに活かすため、町内の医療福祉等施設の連携を図り、誰もが安心して暮らせるまちとして、定住化促進施策につなげることが考えられます。
- ⑭ コンパクトな市街地を形成していますが、市街地のなかでも住宅地から矢幅駅や役場庁舎、商業施設などへの公共交通が不足しています。また、市街化調整区域内既存集落からの公共交通はさらに不足しており、これからの人口減少・高齢化社会に対応する交通弱者対策が求められて

いることから、歩いて暮らせるまちづくりを目指した各拠点を有機的に結びつける施策が必要です。

## (2) まちづくりの目標

### I 賑わいと交流を育む都市空間の形成

- ・ 矢幅駅周辺から岩手医大施設周辺を中心市街地として相応しい賑わいと、暮らす人、訪れる人、誰もが安心して快適に過ごせる都市空間の形成を目指します。

### II 広域拠点へのアクセスの向上と利用しやすいまちの形成

- ・ 岩手医大施設等の広域拠点立地による交通量増加や交通弱者に対応した交通環境整備を図るとともに、誰もが安全で安心できる都市環境の提供と、利用しやすくわかりやすいまちの形成を目指します。

### III 豊かな田園環境と調和したまとまりある市街地の形成

- ・ 本町の誇れる田園環境と調和したまとまりのある市街地の形成を維持、継続するとともに、新たな市街地整備については農林漁業との調整を図り、計画的に進めます。

### IV まちの活力となる新たな市街地の形成

- ・ まちの活力となる人口増加、産業振興を図るための新たな市街地整備は、土地区画整理事業や民間活力との連携により進めます。特に産業振興を図るための市街地整備は、国道4号や矢巾スマートICなどの広域的幹線道路の持つ能力を活かす土地利用を推進します。

## (3) まちづくりの方針

### ① 土地利用・市街地整備の方針

- a 矢幅駅周辺から岩手医大施設周辺をまちの中心市街地としてコンパクトで賑わいのあるまちづくりを進めるとともに、快適で利便性がある環境整備や都市機能の集約、連携を図り、暮らす人、訪れる人が歩いて過ごせるまちづくりを目指します。
- b 土地区画整理事業を実施した矢幅駅周辺については、歩いて暮らせるまちのシンボル空間として、まちづくり会社や地元商工業者、土地所有者と連携を図り、人々の交流や賑わいのある街並みを創出する土地利用を推進します。
- c 岩手医大施設を中心とする広域医療・福祉・教育関連施設等の一体的整備を支援するとともに、それらによる交流人口増加をまちづくりにつなげるため、周辺地域については職・住・遊の複合的な機能

を備えた整備を推進します。

- d 新たな住宅地については、コンパクトで歩いて暮らせるまちを目指し、住居系用途地域隣接地や行政機能を集約する町民センター、矢幅駅の徒歩圏に民間事業者と連携して、良好な住宅地整備を推進します。
- e 盛岡広域唯一の工業専用地域である下田工業団地を中心に、国道4号や矢巾スマートIC、徳田橋など広域幹線道路を活かす産業集積整備を推進します。
- f 市街化調整区域の既存集落については、集落機能やコミュニティの維持、多様な生活環境を求める転入希望者に対応するため、地域住民の意向をもとに地区計画の活用を検討します。

## ② 交通施設の整備方針

- a 医大附属病院の開業等による交流人口増加により、本地域内の歩行者や自動車動線の流れ、発生交通量が大きく変わることが見込まれますが、中心市街地の渋滞緩和と交通安全確保のため、道路の段階構成の明確化と歩行者の安全性に配慮した整備を促進します。
- b 環状道路を明確にして整備を促進することで中心市街地の通過交通を制限し、都市計画道路矢幅駅徳田線が中心市街地にアクセスする道路として賑わいを演出することと併せて、下田工業団地周辺や国道4号沿線の産業集積整備に向けた、広域幹線道路を活かす効果的な交通網体系を構築します。
- c 交流人口の増加や交通・買い物弱者に対応を含め、歩いて過ごせるまちを実現するため、路線バスなどの交通機関の状況や利用者ニーズを把握し、交通事業者と連携しながらコミュニティバスのあり方やデマンド型交通の導入の検討を進めます。

## ③ 公園・緑地・河川等の整備方針

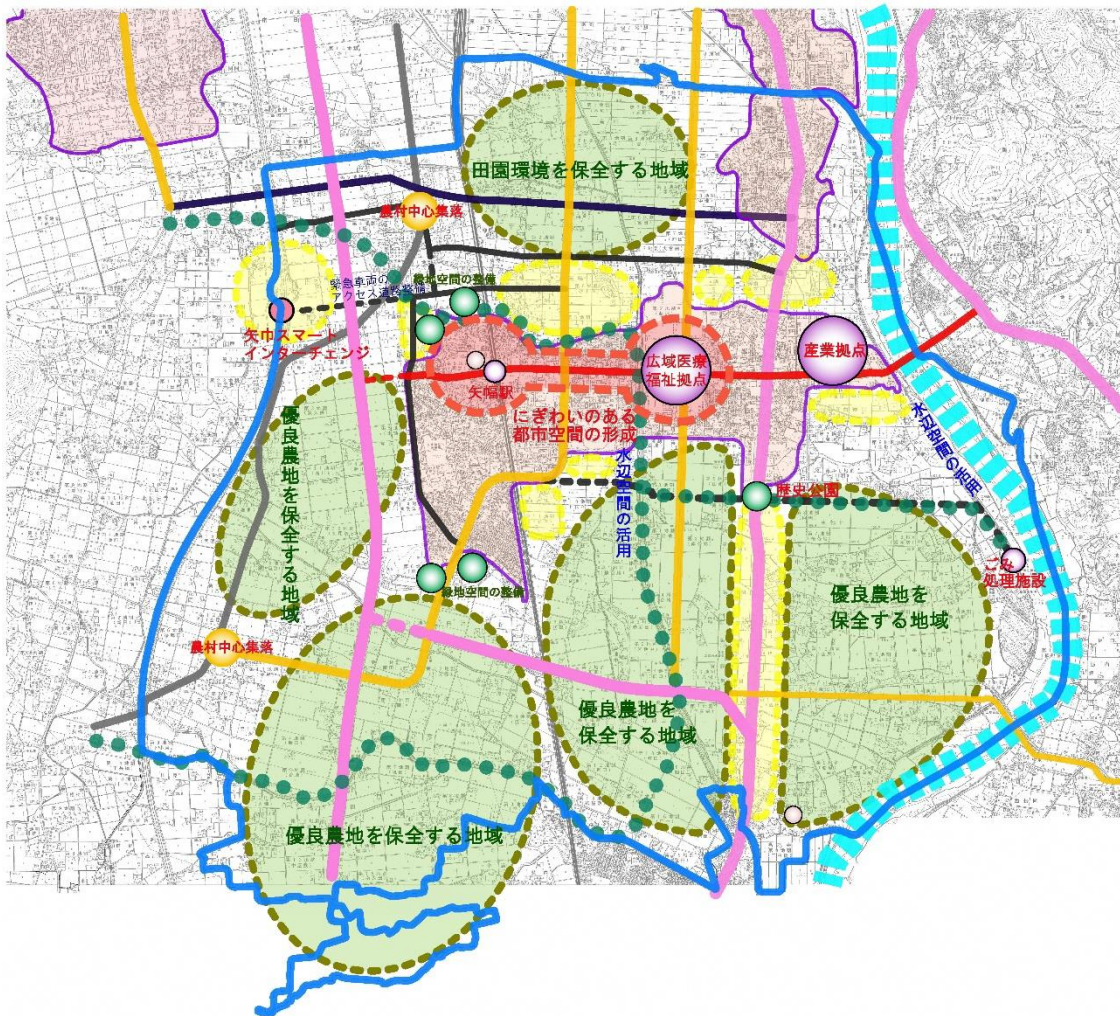
- a 徳丹城史跡を歴史公園として位置づけ、住民や来町者に憩いとやすらぎを与えると同時に、地域振興に活かす観光施設としての機能整備について検討します。
- b 北上川、岩崎川等の河川については、自然災害を未然に防ぐための整備を促進することと併せて、回遊性のある親水空間としての整備、利用促進を図ります。
- c 一定規模を超える開発においては、町民の憩いの場や災害時の避難所、火災等の延焼防止策などとしての公園、緑地整備を開発者と連携のうえ、適正配置を図ります。
- d 住宅地内などの民間開発により整備された公園については、地域内

の共有財産であるとの認識のもと、自治会と連携して機能維持・向上に努めます。

④ その他の方針

- a 本地域には町民センターや県立学校施設、県消防学校や岩手医大施設と関連施設、介護福祉施設などの公共公益施設が立地していますが、施設事業等による町民とのつながりの支援や災害時の協力体制の確立など、多数の公共公益施設立地によるまちづくりへの波及効果を高めます。
- b 道路利用者休憩施設、地域情報発信機能、防災機能などを併せ持った「道の駅」について、本町にある道路機能や観光資源を勘案しながら整備検討を進めます。
- c 徳丹城史跡の遺跡調査に伴う徳田小学校の移転については、社会情勢や地域環境を考慮し、規模や配置を検討したうえで整備を図ります。
- d 盛岡・紫波地区環境施設組合のごみ処理施設は、施設周辺の環境保全や施設の延命化に努めます。
- e 誰もが安心して過ごせる、利用しやすくわかりやすいまちにするため、ユニバーサルデザインに配慮した公共公益施設の整備や案内板の設置、開発や土地区画整理事業を契機とする住居表示の導入等を図ります。

図1 東部地域の都市将来像



### 3 西部地域

#### (1) 西部地域の現況と課題

- ① 本町のシンボルである南昌山とその周辺に緑豊かな自然環境がありますが、この環境のなかに廃棄物の不法投棄、不法ヤード等の設置も見受けられることから、県や隣接市町と連携を図りながら、次世代につなぐ自然環境の保全に対する取り組みが必要となっています。
- ② 南昌山の裾野に広がる一帯は町立自然公園として、矢巾温泉郷を中心に幣懸の滝や煙山ダム、スポーツ・レクリエーション施設などがあり、隣接地には県林業技術センターや県営煙山森林公園が設置されるなど、観光資源・施設が集積しています。しかし近年、温泉郷は町保養施設のみの営業となっているほか、民間日帰り入浴施設の撤退や町営屋内プールの廃止など、観光拠点としての機能衰退が見られることから、空き施設の再生・再利用と併せて観光拠点としての活性化策が必要です。
- ③ 新たな観光スポットとして町内外から注目され、シーズン中は1万人以上が訪れる煙山ひまわりパークの駐車施設等周辺施設の充実が望まれます。
- ④ 歴史的景観資源である旧稻荷街道の松並木や旧煙山苗畑の桜並木の保全・活用が必要です。
- ⑤ 本町の中小河川の上流部となる本地域には、幣懸の滝や煙山ダムなど観光スポットとなる親水空間があるほか、農業用水利として使われていたため池が点在しています。これらを地域資源として結びつけ、有効に活用することが望まれます。
- ⑥ 町道西部開拓線は主要地方道盛岡和賀線に平行して走る広域的な道路として、盛岡市や流通センターからの大型車の通過交通量が多く、今後は矢巾スマートICの開通によるさらなる交通量の増加も予測されていますが、本地域の幹線道路であり観光拠点に配置している道路であることから、信号機や歩道の設置等の安全対策の向上が望まれています。
- ⑦ 点在する農村集落については、公共交通機能が不足していることなどから、日常生活において市街地との格差が生じています。今後の高齢化社会を考慮し、地域の実情に即した生活基盤の充実が求められています。
- ⑧ 南昌病院や介護福祉施設、重症心身障害児施設などの医療・介護・福祉施設がその役割を十分に発揮できる環境整備・支援策の検討が望まれます。



## (2) まちづくりの目標

### I 南昌山周辺環境を保全、活用した観光・レクリエーションゾーンの再生・充実

- ・ 本地域には、南昌山を象徴とする丘陵地と煙山ダムや幣懸の滝などの親水空間を背景に、矢巾温泉郷、町営キャンプ場などの観光・レクリエーション施設や、旧稲荷街道の松並木、旧煙山苗畑の桜並木など歴史的な景観資源があります。また、新たな観光スポットとして煙山ひまわりパークや北部地区にある南昌トンネル周辺の紅葉などが町内外から注目されています。こうした施設や資源を保全し、連携させることと併せて、空き施設を有効活用することにより、まちの観光と地域振興の活性化に寄与できるような取り組みを行います。

### II 自然・景観資源と市街地を連携する水と緑のネットワークの構築

- ・ 豊かな自然・景観資源、田園環境と市街地を連携する水と緑のネットワークを構築することで、歩くことや自転車を利用して行動することが楽しくなるような環境を整備します。

### III 良質な農業生産地の維持保全と快適な農村集落環境の形成

- ・ 丘陵地の特性を活かした果樹、野菜、菌茸類の生産地として、また優良農地として整備された米産地としての維持保全を図るとともに、安全で快適な農村集落環境を整備します。

## (3) まちづくりの方針

### ① 土地利用の方針

- a 本町のシンボルである南昌山及びその周辺の緑豊かな丘陵地の自然環境を保全します。
- b 煙山ひまわりパークを中心に矢巾温泉郷、幣懸の滝、煙山ダム、県林業技術センター等、観光・レクリエーション資源・施設の有機的な連携を図るとともに、積極的な広報活動を行います。
- c まちの観光や地域の活性化につながる空き施設の有効活用を、民間活力との連携を含めて検討します。
- d 地域景観の構成要素であり、ほ場整備事業等により農業生産基盤が整備された優良農地を保全し、高生産性を確立する効率的な農地利用を図ります。

### ② 交通施設の整備方針

- a 本町の市街地や隣接市町、東北自動車道盛岡南インターチェンジ（以下「盛岡南IC」という。）や矢巾スマートICとの交通アクセスの利便性を高めるため、都市計画道路夕顔瀬橋煙山線、高田煙山

線、土橋白沢線の整備を図ります。

- b 通過交通の多い町道西部開拓線は、観光・レクリエーションゾーンや水と緑のネットワークを縦断する道路であることから、交通安全施設の整備を図ります。
- c 路線バスの状況や利用者ニーズを把握し、交通事業者と連携しながら公共施設や中心市街地と行き来するためのコミュニティバスのあり方やデマンド型交通の導入の検討を進めます。

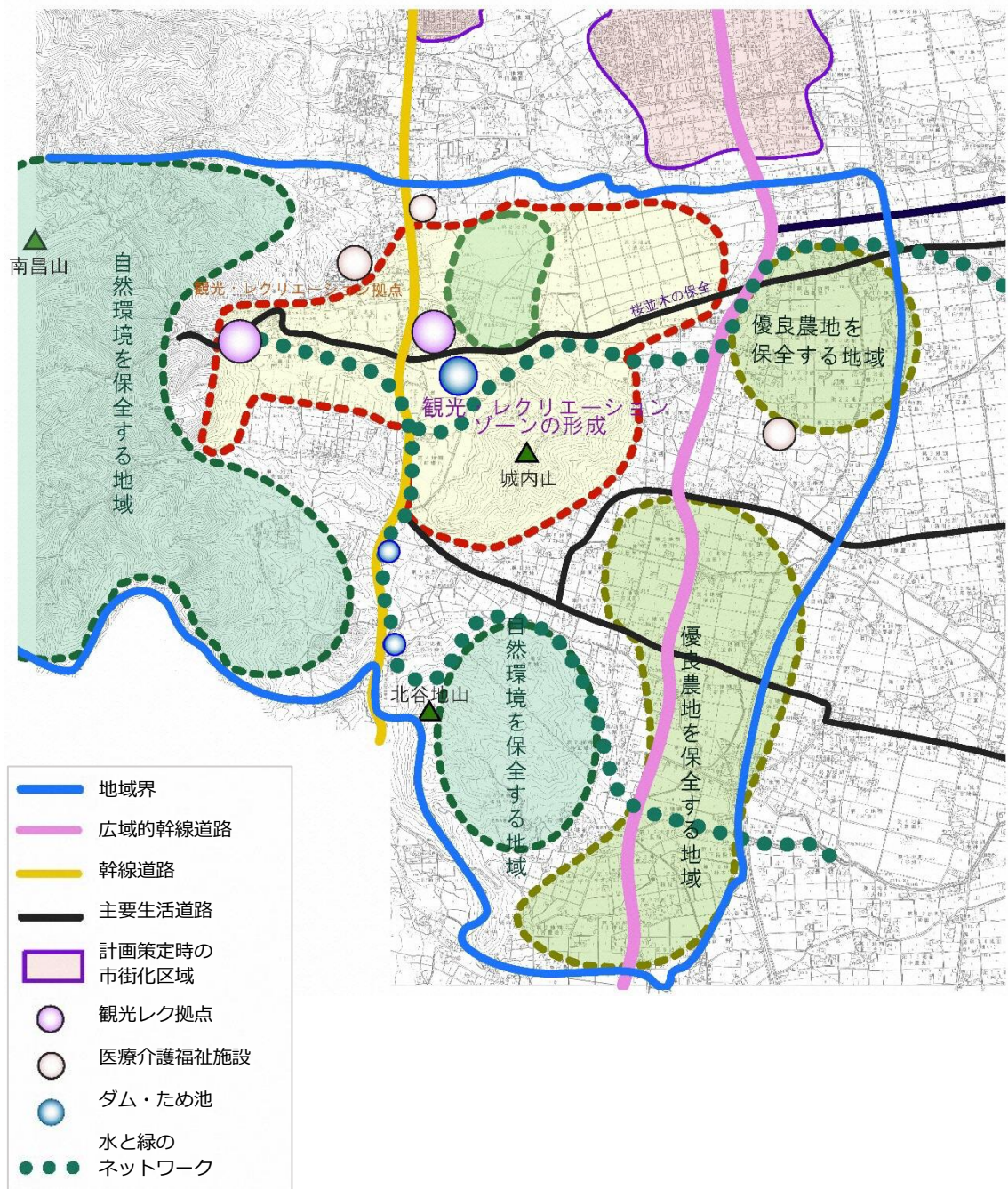
③ 公園・緑地・河川等の整備方針

煙山ダムや幣懸の滝、岩崎川などの水質の保全と親水を図る取り組みを進めます。併せて、本地域の豊かな自然や中小河川の景観を中心にまち全域の自然景観を有機的に結びつけ、水と緑のネットワークの形成を推進します。

④ その他の方針

- a 過去に県総合運動公園誘致運動を展開した清水野地区について、町立自然公園と一体となり、まちの観光・レクリエーションの振興に結びつく土地利用を町民とともに検討します。
- b 農村集落の生活利便性の向上を図るとともに、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業の推進により生活環境の改善を図ります。
- c 医療・介護福祉施設が立地する地域については、今後も安心して医療や介護・療養が受けられるような周辺環境の維持保全に努めるとともに、関係機関や地域住民、NPOなどとの連携により地域福祉活動の推進を図ります。

図2 西部地域の都市将来像



## 4 北部地域

### (1) 北部地域の現況と課題

- ① 広宮沢第二地区土地区画整理事業地（以下「ウエストヒルズ広宮沢」という。）や西部工業団地の整備により、流通センターを中心とする流通業務系の拠点として充実を図りました。また、北側に盛岡南 I C、南側に矢巾スマート I C が配置されており、全国につながる道路環境に恵まれているほか、近接する国道 46 号や県道矢巾西安庭線などの利用により県内全域へのアクセスも容易であることから、産業からの立地ニーズが高まっていますが、立地用地が全て埋まっていることから、これからのまちの活力となり、町民の雇用の場となる新たな産業立地に対応するためにも、用地の拡大や機能の拡充が求められています。
- ② 本地域に近接して盛岡中央卸売市場や盛岡貨物ターミナル駅、本町東部地域には下田工業団地が配置されています。流通業務系の拠点としての機能向上、立地企業等の相互研鑽に結びつく、本地域内のみならず、それぞれの業務地との連携強化が望まれます。
- ③ ウエストヒルズ広宮沢の整備完了や矢巾スマート I C の開通、医大附属病院の開業による通過交通の増加などにより、自動車交通量の大幅な増加が懸念されます。
- ④ 流通センターやウエストヒルズ広宮沢の業務地は、特別業務地区として建築物用途等が制限されています。また、西部工業団地は市街化調整区域での土地区画整理事業整備地であるほかは、特別な土地利用の制限はありません。これからの社会経済状況を勘案し、時代に即した流通業務系拠点として機能拡充を図り魅力を高めるため、制限の見直しや地区計画の策定などの検討が必要です。
- ⑤ 本地域西側は市街化調整区域となっていますが、業務系市街地に近いことや県内への道路網が充実していることなどから不法ヤード等が散見されます。次世代につなぐ自然環境や景観の保全のため、適切な土地利用を図り、誘導する必要があります。
- ⑥ 流通センター内には都市公園である広宮沢公園、鹿妻公園の近隣公園 2 か所と、せきあい公園、日時計公園、北川公園の街区公園 3 か所を設置していますが、施設の経年による劣化が見られるほか、中心市街地からの距離があることから町民にはなじみの薄い公園となっています。
- ⑦ 流通センターやウエストヒルズ広宮沢には、業務地の就業者等に向けた住宅地が整備されています。また、本地域西側には都市計画区域外当時に整備された南昌台団地がありますが、中心市街地との距離や公共交

通機能の不足から、住民の日常の買い物などは盛岡市に依存しています。地域住民をはじめ立地企業とその就業者の利便性確保や中心市街地との交流を図るため、流通センター内の近隣商業地域や都市公園の有効活用、公共交通体系の整備が求められます。

## (2) まちづくりの目標

### I 流通・業務を中心とした都市機能の集積による産業拠点の形成

- ・ 流通センターとウエストヒルズ広宮沢、西部工業団地を一体的な流通・業務を中心とした産業拠点として、都市機能の集積や今後のまちの活力となり、町民の雇用の場となる新たな企業立地に向けた用地の拡大を図るとともに、盛岡市中央卸売市場、盛岡貨物ターミナル駅、下田工業団地等との連携強化を目指します。

### II 良好な居住環境の形成と都市公園の活用促進

- ・ 住宅地等について、良好な居住環境を確保するため、公共交通や近隣商業地域の充実、中心市街地との交流を図り、日常生活の利便性を高めます。また、流通センター内の都市公園の有効活用を促進します。

## (3) まちづくりの方針

### ① 土地利用・市街地整備の方針

- a 産業立地用地は全て埋まっていることから、今後の企業立地や産業拠点の確立を目指し、周辺環境に配慮しながら、流通センターとウエストヒルズ広宮沢、西部工業団地が一体となる土地利用を図ることにより、新たな事業用地を確保、整備することを促進します。
- b 特別業務地区の建築物用途等の制限については、良好な業務地区の整備のために定めていますが、隣接する盛岡市と連携し、社会経済状況を勘案した内容となるよう検討します。
- c 市街化調整区域である西部工業団地や南昌台団地については、それぞれ適正で良好な土地利用を促進するため、地区計画の導入を進めます。
- d 流通センター内の近隣商業地域は、本地域の住民や就業者の日常サービスの利便性を高める施設利用に向けて、協同組合盛岡卸センターとともに検討します。

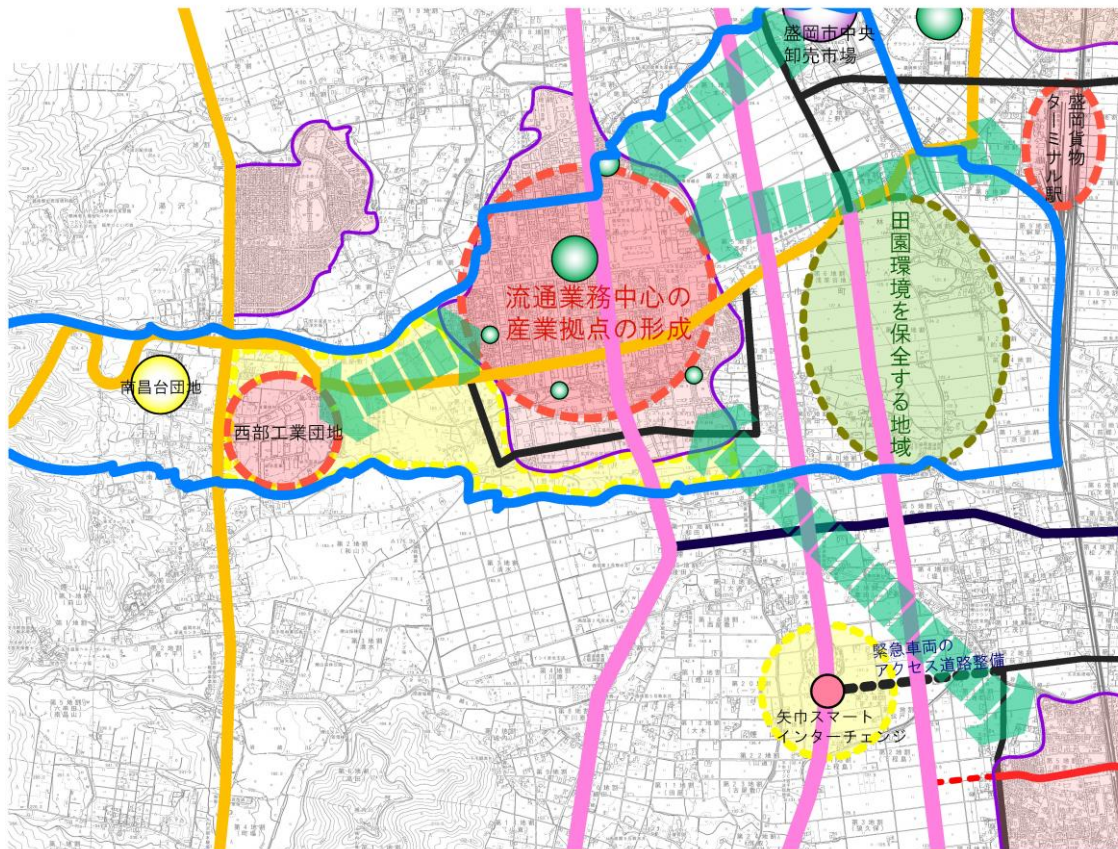
### ② 交通施設の整備方針

- a 盛岡南 I C、矢巾スマート I C の利用促進、都市計画道路西仙北北川線、高田煙山線の整備促進により、本地域外との連携を強化する

交通機能の充実を図ります。

- b 矢巾スマート I C を安全で効果的に利用できる道路環境整備を図ります。また、通過交通の増加に対応する歩道設置等の安全性の向上を図ります。
  - c 新たな企業立地に対応するとともに本町環状道路の機能を発揮し、町内道路網との道路ネットワークを形成する道路計画を検討、整備を進めます。
  - d 路線バスの状況や利用者ニーズを把握し、交通事業者と連携しながら公共施設や中心市街地と行き来するためのコミュニティバスのあり方やデマンド型交通の導入の検討を進めます。
- ③ 公園・緑地・河川等の整備方針
- a 都市公園が町民の憩い・レクリエーションの場として親しまれ、魅力ある公園として、また、誰もが楽しめる賑わいの場として再生するため、新たな活用アイデアを活かすことを目的に、指定管理者制度や P a r k - P F I 等による民間活力の導入を図ります。
  - b 広宮沢公園や鹿妻公園の運動施設については、県や隣接市町の運動施設との活用連携等を検討し、利用率の向上を目指します。
- ④ その他の方針
- a 自然環境や田園風景は、本町の都市景観を形成する貴重な資源であることから、県と連携しながら適正に土地利用制度を推進し、今後も保全と維持活用を図ります。
  - b 生活・就業環境の向上を図るため、日常サービス施設等の立地誘導について検討します。

図3 北部地域の将来都市像



## 平成30年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）

平成30年度矢巾町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,588,132千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年10月29日提出

矢巾町長 高橋昌造



第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

| 款                | 項       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|------------------|---------|------------|--------|------------|
| 11 分担金及び負担金      |         | 150,717    | 100    | 150,817    |
|                  | 1 負担金   | 150,717    | 100    | 150,817    |
| 13 国庫支出金         |         | 1,859,899  | 620    | 1,860,519  |
|                  | 1 国庫負担金 | 916,356    | 620    | 916,976    |
| 14 県支出金          |         | 888,527    | 770    | 889,297    |
|                  | 1 県負担金  | 454,200    | 310    | 454,510    |
|                  | 2 県補助金  | 385,365    | 460    | 385,825    |
| 17 繰入金           |         | 622,575    | 7,810  | 630,385    |
|                  | 2 基金繰入金 | 590,328    | 7,810  | 598,138    |
| 20 町債            |         | 1,146,100  | 11,900 | 1,158,000  |
|                  | 1 町債    | 1,146,100  | 11,900 | 1,158,000  |
| 補正されなかった款項にかかる金額 |         | 7,899,114  |        | 7,899,114  |
| 歳入合計             |         | 12,566,932 | 21,200 | 12,588,132 |

## 歳 出

(単位：千円)

| 款                | 項           | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|------------------|-------------|------------|--------|------------|
| 1 議 会 費          |             | 133,429    | 259    | 133,688    |
|                  | 1 議 会 費     | 133,429    | 259    | 133,688    |
| 2 総 務 費          |             | 2,605,262  | 4,697  | 2,609,959  |
|                  | 1 総 務 管 理 費 | 2,406,330  | 4,697  | 2,411,027  |
| 3 民 生 費          |             | 3,480,478  | 1,007  | 3,481,485  |
|                  | 1 社 会 福 祉 費 | 1,700,394  | 1,007  | 1,701,401  |
| 4 衛 生 費          |             | 824,096    | 1,340  | 825,436    |
|                  | 1 保 健 衛 生 費 | 300,952    | 1,340  | 302,292    |
| 7 商 工 費          |             | 116,630    | 0      | 116,630    |
|                  | 1 商 工 費     | 116,630    | 0      | 116,630    |
| 10 教 育 費         |             | 840,059    | 13,897 | 853,956    |
|                  | 4 社 会 教 育 費 | 265,542    | 13,897 | 279,439    |
| 補正されなかった款項にかかる金額 |             | 4,566,978  |        | 4,566,978  |
| 歳 出 合 計          |             | 12,566,932 | 21,200 | 12,588,132 |

第2表  
1 変更

債務負担行為補正

(単位：千円)

| 事 項           | 補 正 前                |        | 補 正 後                |        |
|---------------|----------------------|--------|----------------------|--------|
|               | 期 間                  | 限 度 額  | 期 間                  | 限 度 額  |
| 矢巾町公民館外壁等改修工事 | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 51,398 | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 55,149 |

第3表

## 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

| 起債の目的             | 補正前    |                    |   |   | 補正後    |                    |   |   |
|-------------------|--------|--------------------|---|---|--------|--------------------|---|---|
|                   | 限度額    | 起債の方法              | 利率  | 償還の方法   | 限度額    | 起債の方法              | 利率  | 償還の方法   |
| 公共施設等<br>適正管理推進事業 | 33,500 | 普通貸借<br>又は<br>証券発行 | 年6.0%以内<br>(ただし、利率見<br>直し方式で借り入<br>れる資金について<br>は、当該見直し後<br>の利率) | 政府資金につい<br>ては、その融資条<br>件により、その他<br>の場合には、その<br>債権者と協定する<br>ものによる。ただ<br>し、財政の都合に<br>より償還年限を短<br>縮し、又は繰上償<br>還若しくは低利に<br>借換えすることが<br>できる。 | 45,400 | 普通貸借<br>又は<br>証券発行 | 年6.0%以内<br>(ただし、利率見<br>直し方式で借り入<br>れる資金について<br>は、当該見直し後<br>の利率) | 政府資金につい<br>ては、その融資条<br>件により、その他<br>の場合には、その<br>債権者と協定する<br>ものによる。ただ<br>し、財政の都合に<br>より償還年限を短<br>縮し、又は繰上償<br>還若しくは低利に<br>借換えすることが<br>できる。 |



# 歲入歲出予算補正事項別明細書



1 総括  
歳入

(単位：千円)

| 款                        | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|--------------------------|------------|--------|------------|
| 1 町 税                    | 3,432,359  |        | 3,432,359  |
| 2 地 方 譲 与 税              | 173,791    |        | 173,791    |
| 3 利 子 割 交 付 金            | 4,500      |        | 4,500      |
| 4 配 当 割 交 付 金            | 7,187      |        | 7,187      |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金  | 7,346      |        | 7,346      |
| 6 地 方 消 費 税 交 付 金        | 571,392    |        | 571,392    |
| 7 自 動 車 取 得 税 交 付 金      | 32,240     |        | 32,240     |
| 8 地 方 特 例 交 付 金          | 23,169     |        | 23,169     |
| 9 地 方 交 付 税              | 1,742,412  |        | 1,742,412  |
| 10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 4,642      |        | 4,642      |
| 11 分 担 金 及 び 負 担 金       | 150,717    | 100    | 150,817    |
| 12 使 用 料 及 び 手 数 料       | 76,677     |        | 76,677     |
| 13 国 庫 支 出 金             | 1,859,899  | 620    | 1,860,519  |
| 14 県 支 出 金               | 888,527    | 770    | 889,297    |
| 15 財 産 収 入               | 13,701     |        | 13,701     |
| 16 寄 附 金                 | 1,200,000  |        | 1,200,000  |
| 17 繰 入 金                 | 622,575    | 7,810  | 630,385    |
| 18 繰 越 金                 | 478,820    |        | 478,820    |
| 19 諸 収 入                 | 130,878    |        | 130,878    |
| 20 町 債                   | 1,146,100  | 11,900 | 1,158,000  |
| 歳 入 合 計                  | 12,566,932 | 21,200 | 12,588,132 |



歳 出

(単位：千円)

| 款        | 補正前の額      | 補正額    | 計          | 補正額の財源内訳 |        |     |       |  |
|----------|------------|--------|------------|----------|--------|-----|-------|--|
|          |            |        |            | 特定財源     |        |     | 一般財源  |  |
|          |            |        |            | 国県支出金    | 地方債    | その他 |       |  |
| 1 議会費    | 133,429    | 259    | 133,688    |          |        |     | 259   |  |
| 2 総務費    | 2,605,262  | 4,697  | 2,609,959  |          |        |     | 4,697 |  |
| 3 民生費    | 3,480,478  | 1,007  | 3,481,485  | 460      |        |     | 547   |  |
| 4 衛生費    | 824,096    | 1,340  | 825,436    | 930      |        | 100 | 310   |  |
| 5 労働費    | 19,612     |        | 19,612     |          |        |     |       |  |
| 6 農林水産業費 | 609,175    |        | 609,175    |          |        |     |       |  |
| 7 商工費    | 116,630    |        | 116,630    |          |        |     |       |  |
| 8 土木費    | 2,700,258  |        | 2,700,258  |          |        |     |       |  |
| 9 消防費    | 387,852    |        | 387,852    |          |        |     |       |  |
| 10 教育費   | 840,059    | 13,897 | 853,956    |          | 11,900 |     | 1,997 |  |
| 11 災害復旧費 | 6,796      |        | 6,796      |          |        |     |       |  |
| 12 公債費   | 835,109    |        | 835,109    |          |        |     |       |  |
| 13 諸支出金  | 1          |        | 1          |          |        |     |       |  |
| 14 予備費   | 8,175      |        | 8,175      |          |        |     |       |  |
| 歳出合計     | 12,566,932 | 21,200 | 12,588,132 | 1,390    | 11,900 | 100 | 7,810 |  |

歳

入



2 歳 入

(款) 11 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

| 目        | 補正前の額   | 補正額 | 計       | 節             |     | 説明                |
|----------|---------|-----|---------|---------------|-----|-------------------|
|          |         |     |         | 区分            | 金額  |                   |
| 2 衛生費負担金 | 200     | 100 | 300     | 1 未熟児養育医療費負担金 | 100 | 未熟児養育医療費負担金の増 100 |
| 計        | 150,717 | 100 | 150,817 |               |     |                   |

(款) 13 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

|            |         |     |         |               |     |                   |
|------------|---------|-----|---------|---------------|-----|-------------------|
| 2 衛生費国庫負担金 | 300     | 620 | 920     | 1 未熟児養育医療費負担金 | 620 | 未熟児養育医療費負担金の増 620 |
| 計          | 916,356 | 620 | 916,976 |               |     |                   |

(款) 14 県支出金

(項) 1 県負担金

|           |         |     |         |               |     |                   |
|-----------|---------|-----|---------|---------------|-----|-------------------|
| 2 衛生費県負担金 | 150     | 310 | 460     | 1 未熟児養育医療費負担金 | 310 | 未熟児養育医療費負担金の増 310 |
| 計         | 454,200 | 310 | 454,510 |               |     |                   |

(款) 14 県支出金

(項) 2 県補助金

|           |         |     |         |              |     |                          |
|-----------|---------|-----|---------|--------------|-----|--------------------------|
| 2 民生費県補助金 | 148,043 | 460 | 148,503 | 2 障害福祉事業費補助金 | 460 | 在宅超重症児者等短期入所支援事業費補助金 460 |
| 計         | 385,365 | 460 | 385,825 |              |     |                          |

(款) 17 繰入金

(項) 2 基金繰入金

|             |         |       |         |             |       |                   |
|-------------|---------|-------|---------|-------------|-------|-------------------|
| 1 財政調整基金繰入金 | 467,452 | 7,810 | 475,262 | 1 財政調整基金繰入金 | 7,810 | 財政調整基金繰入金の増 7,810 |
| 計           | 590,328 | 7,810 | 598,138 |             |       |                   |

(款) 20 町債

(項) 1 町債

| 目     | 補正前の額     | 補正額    | 計         | 節                |        | 説明                      |
|-------|-----------|--------|-----------|------------------|--------|-------------------------|
|       |           |        |           | 区分               | 金額     |                         |
| 1 総務債 | 141,500   | 11,900 | 153,400   | 1 公共施設等適正管理推進事業債 | 11,900 | 公共施設等適正管理推進事業債の増 11,900 |
| 計     | 1,146,100 | 11,900 | 1,158,000 |                  |        |                         |

歳

出



3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

| 目     | 補正前の額   | 補正額 | 計       | 補正額の財源内訳 |     |     | 一般財源 | 節              |     | 説明  |                      |
|-------|---------|-----|---------|----------|-----|-----|------|----------------|-----|---|----------------------|
|       |         |     |         | 特定財源     |     |     |      | 区 分            | 金 額 |   |                      |
|       |         |     |         | 国県支出金    | 地方債 | その他 |      |                |     |   |                      |
| 1 議会費 | 133,429 | 259 | 133,688 |          |     |     | 259  | 11 需用費         | 9   | ◎議会運営事業の増                                   | 259                  |
|       |         |     |         |          |     |     |      | 19 負担金、補助及び交付金 | 250 | ○議会運営事業の増<br>食糧費<br>○調査研修事業の増<br>所管事務調査等負担金 | 9<br>9<br>250<br>250 |
| 計     | 133,429 | 259 | 133,688 |          |     |     | 259  |                |     |   |                      |

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

|         |           |       |           |  |  |  |       |                |       |  |                                     |
|---------|-----------|-------|-----------|--|--|--|-------|----------------|-------|--|-------------------------------------|
| 1 一般管理費 | 401,706   | 200   | 401,906   |  |  |  | 200   | 19 負担金、補助及び交付金 | 200   | ◎秘書事業の増<br>○秘書事業の増<br>町村会負担金                       | 200<br>200<br>200                   |
| 5 財産管理費 | 432,722   | 1,626 | 434,348   |  |  |  | 1,626 | 11 需用費         | 1,339 | ◎車両管理運営事業の増<br>○車両管理事業の増<br>修繕料<br>使用料及び賃借料        | 1,626<br>1,626<br>1,339<br>287      |
|         |           |       |           |  |  |  |       | 14 使用料及び賃借料    | 287   |  |                                     |
| 6 企画費   | 1,047,211 | 622   | 1,047,833 |  |  |  | 622   | 9 旅 費          | 459   | ◎特命担当事業<br>○特命担当事業<br>普通旅費<br>消耗品費<br>燃料費<br>通信運搬費 | 622<br>622<br>459<br>74<br>63<br>26 |
|         |           |       |           |  |  |  |       | 11 需用費         | 137   |  |                                     |
|         |           |       |           |  |  |  |       | 12 役 務 費       | 26    |  |                                     |



(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

| 目     | 補正前の額     | 補正額   | 計         | 補正額の財源内訳 |     |     | 節     |                | 説明    |   |
|-------|-----------|-------|-----------|----------|-----|-----|-------|----------------|-------|---|
|       |           |       |           | 特定財源     |     |     | 一般財源  | 区分             |       | 金額  |
|       |           |       |           | 国県支出金    | 地方債 | その他 |       |                |       |   |
| 11 諸費 | 15,908    | 2,249 | 18,157    |          |     |     | 2,249 | 23 償還金、利子及び割引料 | 2,249 | ◎町税還付金費の増 1,160<br>○町税還付金費の増 1,160<br>税還付金 891<br>税還付加算金 269<br>◎町税返還金費の増 1,089<br>○町税返還金費の増 1,089<br>返還金 1,089 |
| 計     | 2,406,330 | 4,697 | 2,411,027 |          |     |     | 4,697 |                |       |   |

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

|               |           |       |           |     |  |  |     |        |     |  |
|---------------|-----------|-------|-----------|-----|--|--|-----|--------|-----|--|
| 2 障害福祉費       | 617,964   | 920   | 618,884   | 460 |  |  | 460 | 20 扶助費 | 920 | ◎障害者支援事業の増 920<br>○障害者給付事業の増 920<br>超重症児者等短期入所特別給付費 920    |
| 4 保健福祉交流センター費 | 19,045    | 87    | 19,132    |     |  |  | 87  | 11 需用費 | 87  | ◎保健福祉交流センター管理運営事業の増 87<br>○保健福祉交流センター維持管理事業の増 87<br>修繕料 87 |
| 計             | 1,700,394 | 1,007 | 1,701,401 | 460 |  |  | 547 |        |     |  |

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

|           |         |       |         |     |  |     |     |        |       |  |
|-----------|---------|-------|---------|-----|--|-----|-----|--------|-------|--|
| 1 保健衛生総務費 | 237,204 | 1,340 | 238,544 | 930 |  | 100 | 310 | 20 扶助費 | 1,340 | ◎母子保健事業の増 1,340<br>○母子保健事業の増 1,340<br>未熟児養育医療扶助費 1,340 |
| 計         | 300,952 | 1,340 | 302,292 | 930 |  | 100 | 310 |        |       |  |

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

|      |         |   |         |  |  |  |  |         |        |   |      |
|------|---------|---|---------|--|--|--|--|---------|--------|---|------|
| 4観光費 | 36,865  | 0 | 36,865  |  |  |  |  | 11需用費   | △450   | ◎観光推進事業<br>○特産品開発事業<br>消耗品費<br>通信運搬費<br>広告料<br>手数料<br>○煙山ひまわりパーク整備事業<br>広告料<br>手数料<br>工事請負費 |      |
|      |         |   |         |  |  |  |  | 12役務費   | 3,250  |   | △450 |
|      |         |   |         |  |  |  |  | 15工事請負費 | △2,800 |   | 132  |
| 計    | 116,630 | 0 | 116,630 |  |  |  |  |         |        |   |      |

## (款) 10 教育費

## (項) 4 社会教育費

|        |         |        |         |  |        |  |       |         |       |                                       |                         |
|--------|---------|--------|---------|--|--------|--|-------|---------|-------|---------------------------------------|-------------------------|
| 2公民館費  | 75,313  | 9,387  | 84,700  |  | 8,200  |  | 1,187 | 15工事請負費 | 9,387 | ◎矢巾町公民館事業の増<br>○矢巾町公民館整備事業の増<br>工事請負費 | 9,387<br>9,387<br>9,387 |
| 3文化会館費 | 83,565  | 4,510  | 88,075  |  | 3,700  |  | 810   | 15工事請負費 | 4,510 | ◎田園ホール管理事業の増<br>○田園ホール管理事業の増<br>工事請負費 | 4,510<br>4,510<br>4,510 |
| 計      | 265,542 | 13,897 | 279,439 |  | 11,900 |  | 1,997 |         |       |                                       |                         |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末  
までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

| 事項            | 限度額    | 前年度末までの<br>支出（見込）額 |    | 当該年度以降<br>の支出予定額     |        | 左の財源内訳 |        |     |       |
|---------------|--------|--------------------|----|----------------------|--------|--------|--------|-----|-------|
|               |        | 期間                 | 金額 | 期間                   | 金額     | 特定財源   |        |     | 一般財源  |
|               |        |                    |    |                      |        | 国県支出金  | 地方債    | その他 |       |
| 矢巾町公民館外壁等改修工事 | 55,149 |                    |    | 平成30年度から<br>平成31年度まで | 55,149 |        | 49,600 |     | 5,549 |

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

| 区 分       | 前々年度末現在高  | 前年度末現在高   | 当 該 年 度 中 増 減 見 込 |              | 当該年度末現在高見込額 |
|-----------|-----------|-----------|-------------------|--------------|-------------|
|           |           |           | 当該年度中起債見込額        | 当該年度中元金償還見込額 |             |
| 1 普通債     | 3,922,064 | 4,108,534 | 1,086,400         | 398,287      | 4,796,647   |
| (1) 総務    | 745,322   | 940,507   | 153,400           | 71,282       | 1,022,625   |
| (2) 民生    | 153,880   | 145,655   |                   | 8,690        | 136,965     |
| (3) 衛生    | 103,558   | 337,555   |                   | 939          | 336,616     |
| (4) 農林水産  |           |           |                   |              |             |
| (5) 商工    |           |           |                   |              |             |
| (6) 土木    | 1,087,520 | 1,147,684 | 833,200           | 164,032      | 1,816,852   |
| (7) 公営住宅  | 12,900    | 12,900    |                   |              | 12,900      |
| (8) 消防    | 52,333    | 58,198    | 15,700            | 8,670        | 65,228      |
| (9) 教育    | 1,766,551 | 1,466,035 | 84,100            | 144,674      | 1,405,461   |
| 2 災害復旧債   | 362,775   | 301,853   |                   | 47,710       | 254,143     |
| 3 減税補てん債  | 124,640   | 99,043    |                   | 25,867       | 73,176      |
| 4 臨時財政対策債 | 4,389,902 | 4,537,078 | 430,200           | 293,439      | 4,673,839   |
| 合 計       | 8,799,381 | 9,046,508 | 1,516,600         | 765,303      | 9,797,805   |